

(写)

小議発第149号

平成26年2月14日

小金井市議会議員 様

小金井市議会議長

篠原ひろし

平成26年第1回小金井市議会定例会の招集
について (通知)

本日付けで告示をした旨市長から通知がありましたので通知します。

なお、下記の案件が送付されておりますので送付します。

記

平成26年度施政方針

- | | |
|-------|---|
| 報告第1号 | 小金井市土地開発公社の経営状況について |
| 報告第2号 | 専決処分の報告について |
| 専第1号 | 専決処分の報告及び承認について (平成25年度小金井市一般会計補正予算 (第6回)) |
| 諮問第1号 | 人権擁護委員候補者の推薦について |
| 諮問第2号 | 人権擁護委員候補者の推薦について |
| 諮問第3号 | 人権擁護委員候補者の推薦について |
| 諮問第4号 | 人権擁護委員候補者の推薦について |
| 議案第1号 | 平成25年度小金井市一般会計補正予算 (第7回) |
| 議案第2号 | 平成25年度小金井市国民健康保険特別会計補正予算 (第5回) |
| 議案第3号 | 平成25年度小金井市下水道事業特別会計補正予算 (第1回) |
| 議案第4号 | 平成25年度小金井市介護保険特別会計補正予算 (第2回) |
| 議案第5号 | 平成26年度小金井市一般会計予算 |
| 議案第6号 | 平成26年度小金井市国民健康保険特別会計予算 |
| 議案第7号 | 平成26年度小金井市下水道事業特別会計予算 |
| 議案第8号 | 平成26年度小金井市介護保険特別会計予算 |
| 議案第9号 | 平成26年度小金井市後期高齢者医療特別会計予算 |

議案第10号	小金井市職員の再任用に関する条例の一部を改正する条例
議案第11号	小金井市公共施設整備基金条例の一部を改正する条例
議案第12号	小金井市鉄道線増立体化整備基金条例を廃止する条例
議案第13号	小金井市国民健康保険税条例の一部を改正する条例
議案第14号	小金井市福祉共同作業所条例の一部を改正する条例
議案第15号	小金井市児童発達支援センター条例の一部を改正する条例
議案第16号	小金井市ひとり親家庭等の医療費の助成に関する条例等の一部を改正する条例
議案第17号	小金井市子ども・子育て会議条例
議案第18号	小金井市青少年問題協議会条例の一部を改正する条例
議案第19号	小金井市の地下水及び湧水を保全する条例の一部を改正する条例
議案第20号	小金井市小口事業資金融資あっせん条例の一部を改正する条例
議案第21号	小金井市道路占用条例の一部を改正する条例
議案第22号	小金井市有料自転車駐車場条例の一部を改正する条例
議案第23号	昭和病院組合規約の全部改正について
議案第24号	東京都後期高齢者医療広域連合規約の一部を変更する規約
議案第25号	東小金井駅高架下自転車駐車場（西側）開設工事請負変更契約について
その他	工事請負金額1,000万円以上の契約締結についての報告

なお、

- 平成26年度小金井市国民健康保険特別会計補正予算（第1回）
- 教育委員会委員の任命に関し同意を求めることについて
- 教育委員会委員の任命に関し同意を求めることについて
- 小金井市国民健康保険税条例の一部を改正する条例
- 小金井市立清里山荘の指定管理者の指定について
- 小金井市総合体育館及び小金井市栗山公園健康運動センターの指定管理者の指定について

は、市長から送付され次第、後日送付します。

議 長 報 告

1 東京都市議会議長会定例総会について

平成25年11月20日(水)東京自治会館において開催された。

会議の概要は、会長挨拶の後、議事に入り、次の報告事項及び協議事項を承認した。

(1) 報告事項

ア 会務報告

イ 東京2020オリンピック・パラリンピック招致委員会第4回評議会の会議結果について

ウ 東京都区市町村振興協会第1回臨時評議員会の会議結果について

エ 平成25年度第2回日中友好交流事業打合せ会の会議結果について

オ 東京市町村総合事務組合議会第2回定例会の会議結果について

カ 関東市議会議長会支部長会議及び第1回理事会の会議結果について

キ 第202回東京都都市計画審議会の会議結果について

ク 全国市議会議長会第193回理事会及び第95回評議員会の会議結果について

ケ 全国市議会議長会第148回産業経済委員会の会議結果について

コ 東京都区市町村振興協会第2回臨時評議員会の会議結果について

サ 東京都区市町村振興協会大島町に対する災害支援金の交付について

(2) 協議事項

ア 平成25年度東京都市議会議長会歳入歳出予算(補正第1号)の専決処分について

イ 平成26年度東京都市議会議長会事業計画(案)について

ウ 平成26年度東京都市議会議長会歳入歳出予算(案)について

エ 平成26年度東京都市議会議長会関係役員(案)について

オ 平成25年度東京都市議会議員研修会について

カ その他

地方税財源の拡充に関する意見書(案)について

(3) その他

ア 市制施行周年事業参加へのお礼【小金井市・日野市】

2 東京都三多摩地区消防運営協議会第二部会について

平成26年1月23日(木)東京自治会館において開催された。

会議の概要は、第二部会長及び会長挨拶の後、議事に入り、次の議題について協議した。

(1) 平成26年度消防委託事務について

平成26年度消防委託事務の管理に要する経費の負担について了承された。

詳細は、資料1のとおり

(2) 平成26年度通常総会日程等について

ア 日 時 平成26年5月29日(木)午後3時

イ 場 所 東京自治会館

(3) その他

受託地区における平成25年中の災害状況及び当庁の主な施策について

3 議員の派遣について

地方自治法第100条第13項及び小金井市議会会議規則第120条第1項の規定に基づき、緊急を要すると認め、議長において次のとおり議員の派遣を決定し、議員を派遣した。

(1) ごみ非常事態宣言・ごみ減量啓発キャンペーン

ア 目 的 ごみ非常事態宣言の周知、ごみ減量の協力の呼びかけ及びごみ減量啓発グッズを配布するため

イ 場 所 武蔵小金井駅、東小金井駅、新小金井駅の各駅頭

ウ 期 日 平成26年2月14日(金)及び平成26年2月17日(月)

エ 議 員 全議員

(2) 小金井市議会基本条例策定代表者会議作業部会

ア 目 的 議会基本条例策定に向けた協議を行うため

イ 場 所 小金井市役所

ウ 期 日 平成26年1月27日(月)及び平成26年2月19日(水)

エ 議 員 湯沢 綾子、岸田 正義、片山 薫、林 倫子、小林 正樹、
百瀬 和浩、水上 洋志、五十嵐 京子、



25 総防管第2184号
平成26年1月6日

東京都三多摩地区消防運営協議会
会長 青梅市長 竹内俊夫 様

東京都知事代理
副知事 安藤 立 美



平成26年度消防委託事務の管理に要する経費の負担
及びその見積額について

標記のことについて、消防事務の委託に関する規約（昭和35年4月1日東京都告示第479号の5外）第2条第2項及び消防事務の委託に関する付属協定書第5条第1項の規定により、平成9年12月25日付9総災応第1659号による合意書に基づく平成26年度消防委託事務の管理に要する経費の負担及びその見積額について、別紙1、別紙2及び別紙3のとおり提示いたしますので、よろしくお取り計らい願います。

平成26年度消防委託事務の管理に要する経費の負担について

平成26年度の消防委託事務の管理に要する経費の負担については、別添合意書に基づき、下記のとおり協定を締結するものとする。

記

1 東京都及び委託市町村の負担割合

消防委託事務の管理に要する経費は、消防事務を委託している市町村（以下「委託市町村」という。）が、2によって算出した額を負担することとする。

2 委託市町村の負担額

委託市町村の負担する額は、地方交付税法（昭和25年法律第211号）第11条の規定により算出する当該委託市町村の平成24年度の基準財政需要額（同法附則第6条の3の規定の適用を行わずに算定するものとする。）の消防費のうち、常備消防費（水利費を除く。以下「基準財政需要額」という。）の100パーセントに相当する額とする。

3 納付時期等

納付時期及び額については、次のとおりとする。

納付時期	納付する額	備考
平成26年4月、7月及び10月	「2 委託市町村の負担額」に基づき算出した基準財政需要額の見積額の各4分の1	平成26年度基準財政需要額の確定前における概算納付
平成27年1月	当該委託市町村の平成26年度基準財政需要額の決定に基づき確定した負担額から、すでに納付した額を控除した額	平成26年度基準財政需要額の確定後における納付

4 協定期限

平成26年4月1日とする。

平成26年度消防委託事務の管理に要する経費負担額の見積額

市町村名	人口 A	補正係数 B	補正後の数値 (A×B) C	平成26年度 消防費基準財政需要額 C×11,300円(単位費用) D (単位:千円)	平成26年度 各市町村負担額 (D×0.8977658)(委託割合) E (単位:千円)	摘要
八王子市	580,053	1.024	593,974	6,711,906	6,025,720	
立川市	179,668	1.070	192,245	2,172,369	1,950,279	
武蔵野市	138,734	1.147	159,128	1,798,146	1,614,314	
三鷹市	186,083	1.077	200,411	2,264,644	2,033,120	
青梅市	139,339	1.017	141,708	1,601,300	1,437,592	
府中市	255,506	1.026	262,149	2,962,284	2,659,437	
昭島市	112,297	1.119	125,660	1,419,958	1,274,790	
調布市	223,593	1.051	234,996	2,655,455	2,383,977	
町田市	427,010	1.019	435,123	4,916,890	4,414,216	
小金井市	118,852	1.188	141,196	1,595,515	1,432,399	
小平市	187,035	1.077	201,437	2,276,238	2,043,529	
日野市	180,052	1.056	190,135	2,148,526	1,928,873	
東村山市	153,557	1.108	170,141	1,922,593	1,726,038	
国分寺市	120,650	1.184	142,860	1,614,205	1,449,178	
国立市	75,510	1.254	94,690	1,069,997	960,607	
国府津市	59,796	1.244	74,386	840,562	754,628	
狛江市	78,751	1.250	98,439	1,112,361	998,640	
東大和市	83,068	1.209	100,429	1,134,848	1,018,828	
清瀬市	74,104	1.246	92,334	1,043,374	936,705	
東久留米市	116,546	1.148	133,795	1,511,884	1,357,318	
武蔵村山市	70,053	1.189	83,293	941,211	844,987	
多摩市	147,648	1.109	163,742	1,850,285	1,661,123	
羽村市	57,032	1.229	70,092	792,040	711,066	
あきる野市	80,868	1.108	89,602	1,012,503	908,991	
西東京市	196,511	1.075	211,249	2,387,114	2,143,069	
瑞穂町	33,497	1.371	45,924	518,941	465,887	
日の出町	16,650	1.508	25,108	283,720	254,714	
檜原村	2,558	2.470	6,318	71,393	64,094	
奥多摩町	6,045	2.124	12,840	145,092	130,259	
合 計	4,101,066		4,493,394	50,775,354	45,584,378	

備考 1 各市町村の人口は、平成22年国勢調査人口である。
 2 平成26年度の補正係数は、平成24年度消防費基準財政需要額に基づき、各市町村の数値を使用した予想数値である。
 3 平成26年度の単位費用は、平成24年度消防費基準財政需要額に基づき、各市町村の数値を使用した予想数値である。
 4 平成26年度の委託割合は、平成24年度消防費基準財政需要額に基づき予想数値である。

平成26年度見積額の算定にあたって
平成24年度基準財政需要額を用いる理由について

平成26年度の消防委託事務の管理に要する経費の負担額の見積にあたっては、下記1の見積方法によれば平成25年度の基準財政需要額に基づくところであるが、下記2の問題点があるため、平成24年度基準財政需要額を用いて見積額を算定する。

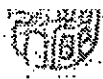
記

1 従前の見積方法

平成9年12月25日付9総災応急第1659号による合意書に基づき、委託市町村の負担額は、地方交付税法（昭和25年法律第211号）第11条の規定により算出する当該委託市町村の当該年度の基準財政需要額（同法附則第6条の3の規定の適用を行わずに算定するものとする。）の消防費のうち、常備消防費（水利費を除く。以下「基準財政需要額」という。）の100パーセントに相当する額としており、見積額算定時には直近の年度の基準財政需要額に基づき算定している。

2 平成25年度の基準財政需要額を用いることの問題点

- (1) 「地方公務員の給与改定に関する取扱い等について」（平成25年1月28日付 総行給第1号）により、平成25年度における地方公務員の給与については、国家公務員の給与の改定および臨時特例に関する法律（平成24年法律第2号）に基づく国家公務員の給与減額措置を踏まえ、各地方公共団体において国に準じて必要な措置を講ずるよう要請されており、平成25年度の基準財政需要額は、この給与減額措置を講ずることを想定した額となっている。
- (2) 上記(1)の給与減額措置に係る要請は、「地方公務員の給与改定等に関する取扱いについて」（平成25年11月15日付 総行給第79号）によれば、平成26年度の地方公務員給与に関して新たに行うことは予定されていない。そのため、平成26年度の基準財政需要額は、平成25年度と異なり、給与減額措置を想定しないことが予想される。
- (3) 上記(1)(2)により、平成26年度の基準財政需要額は、平成25年度と比べて増額となることが見込まれるため、見積額算定に用いた場合、確定額との差が大幅なものとなることが予想される。
(平成25年度確定額は約433億円であり、平成24年度の基準財政需要額を用いた見積額の約456億円と比べて約23億円減じている。
平成25年度の基準財政需要額を用いて平成26年度の見積額を算定した場合、確定時に大幅な増額が生じるおそれがある。)



合 意 書

東京都と東京都三多摩地区消防運営協議会は、消防事務受委託の経費の負担について、下記のとおり合意する。

記

- 1 平成10年度から、消防事務受委託の経費の算定方式を「各市町村の当該年度の基準財政需要額の100パーセント方式」に変更し、経費の額を地方交付税法（昭和25年法律第211号）第11条の規定により算定する各市町村の当該年度の基準財政需要額の消防費のうち常備消防費（水利費を除く。）（以下「基準財政需要額」という。）の100パーセントに相当する額とする。
- 2 ただし、各市町村の財政状況等を考慮して、次のとおり経過措置を講ずる。
 - (1) 平成10年度及び平成11年度は当該年度の基準財政需要額の98パーセントに相当する額とし、平成12年度及び平成13年度は当該年度の基準財政需要額の99パーセントに相当する額とし、平成14年度から当該年度の基準財政需要額の100パーセントに相当する額とする。
 - (2) 平成11年度から平成14年度までは、上記(1)により算定した額が前年度の基準財政需要額を上回る場合は、当該上回った額の2分の1に相当する額を減額する。
 - (3) なお、平成10年度は上記(1)にかかわらず、平成9年度の基準財政需要額の100パーセントに相当する額とする。

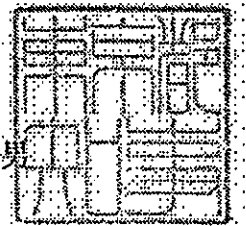
平成9年12月25日

東京都新宿区西新宿二丁目8番1号

東京都

知 事

青 島 幸 男



東京都立川市錦町三丁目2番26号

東京都三多摩地区消防運営協議会

会 長 立川市長 菅 本 久



覚書

東京都（以下「甲」という。）と東京都三多摩地区消防運営協議会（以下「乙」という。）とが消防事務受委託の経費の負担について取り交わした合意書（平成9年12月25日付9総災応第1659号）1の項の解釈について、甲と乙との間において下記のとおり覚書を取り交わす。

記

平成23年度から平成25年度までの間における合意書1の項に規定する「地方交付税法（昭和25年法律第211号）第11条の規定により算定する各市町村の当該年度の基準財政需要額」とは、地方交付税法等の一部を改正する法律（平成23年法律第5号）による改正後の地方交付税法附則第6条の3の規定の適用を行わずに同法第11条の規定により算定した場合における各市町村の当該年度の基準財政需要額に相当する額とする。

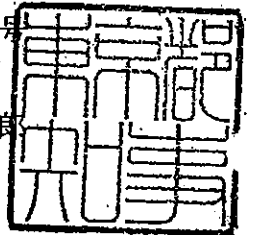
この覚書を証するため、本書2通を作成し、甲乙記名押印の上、各1通を保有する。

平成23年6月1日

東京都新宿区西新宿二丁目8番1号

甲 東京都

代表者 東京都知事 石原 慎太郎



東京都青梅市東青梅一丁目11番地の1

乙 東京都三多摩地区消防運営協議会

代表者 会長 青梅市長 竹内 俊夫



一部事務組合議会等活動状況報告

- 1 昭和病院組合議会
選出議員 小林正樹議員 関根優司議員

- 2 湖南衛生組合議会
選出議員 鈴木成夫議員 田頭祐子議員

- 3 東京都十一市競輪事業組合議会
選出議員 中根三枝議員 渡辺大三議員

- 4 東京都六市競艇事業組合議会
選出議員 中根三枝議員 渡辺大三議員

※ 今回の一部事務組合議会等活動状況報告は、平成25年11月9日から平成26年1月31日までに開催された各議会の報告である。

昭和病院組合議会活動状況報告

1 組合議会開催状況

平成25年11月20日（水） 平成25年第2回定例会

2 会議の概要

平成25年11月20日（水） 平成25年第2回定例会

行政報告4件のほか議案2件を審議した。

(1) 行政報告

- 1 平成25年度 公立昭和病院4～9月期取扱患者実績について
 - 2 平成25年度 昭和病院組合病院事業会計4～9月期収支概況について
 - 3 公立昭和病院改革プラン平成24年度進捗状況について
 - 4 昭和病院組合病院事業へ地方公営企業法の全部を適用することについて
- 以上4件については、了承した。

(2) 議案

議案第13号 平成24年度昭和病院組合病院事業決算の認定について
慎重審議の結果、認定することと決定した。

議案第14号 東京都市公平委員会を共同設置する地方公共団体の数の増加及び東京都市公平委員会共同設置規約の変更について
慎重審議の結果、原案のとおり可決することと決定した。

湖南衛生組合議会活動状況報告

1 組合議会開催状況

平成25年11月13日（水） 平成25年第2回定例会

2 会議の概要

平成25年11月13日（水） 平成25年第2回定例会

議案3件を審議した。

議案第7号 平成24年度湖南衛生組合歳入歳出決算の認定について

慎重審議の結果、認定することと決定した。

議案第8号 東京都市町村議会議員公務災害補償等組合格約の一部を改正する規
約

議案第9号 東京都市町村公平委員会共同設置規約の一部を改正する規約

以上2件については、審議の結果いずれも原案のとおり可決することと決定した。

東京都十一市競輪事業組合議会活動状況報告

1 組合議会開催状況

平成25年11月19日（火） 平成25年第2回定例会

2 会議の概要

平成25年11月19日（火） 平成25年第2回定例会

議案2件を審議した。

第16号議案 東京都市公平委員会を共同設置する地方公共団体の数の増加及び
東京都市公平委員会共同設置規約の変更について

慎重審議の結果、原案のとおり可決することと決定した。

第17号議案 平成24年度東京都十一市競輪事業組合一般会計歳入歳出決算の
認定について

慎重審議の結果、認定することと決定した。

東京都六市競艇事業組合議会活動状況報告

1 組合議会開催状況

平成25年11月12日（火） 平成25年第2回定例会

2 会議の概要

平成25年11月12日（火） 平成25年第2回定例会

議案3件を審議した。

第1号認定 平成24年度東京都六市競艇事業組合一般会計歳入歳出決算の
認定について

慎重審議の結果、認定することと決定した。

第13号議案 平成25年度東京都六市競艇事業組合一般会計補正予算(第2号)
について

第14号議案 東京都市公平委員会を共同設置する地方公共団体の数の増加及び
東京都市公平委員会共同設置規約の変更について

以上2件については、いずれも慎重審議の結果、原案のとおり可決することと決定した。

平成26年度

施政方針

平成26年2月21日

小金井市長

箱葉孝考

目 次

1 はじめに	1
2 市政を取り巻く情勢	2
3 平成26年度市政運営基本方針とその施策	3
4 平成26年度予算案について	11
5 むすび	12

1 はじめに

平成26年第1回市議会定例会の開会に当たり、平成26年度の市政運営方針及び予算の概要につきまして、所信の一端を申し述べ、市民の皆様並びに市議会議員各位のご理解とご協力を賜りたいと存じます。

私は平成23年12月に市長に復帰してから約2年2か月、市政の安定、他市等との信頼関係の回復、そして、安定的な可燃ごみ処理体制の構築に全力を注いでまいりました。その結果、本市の最重要課題である可燃ごみの処理については、平成26年1月16日に、日野市、国分寺市及び本市で可燃ごみの共同処理を行うことなどを約した新たな覚書を取り交わしました。今後は、必要な手続を経て、新たな可燃ごみ処理施設の平成31年度中の稼働を日野市、国分寺市と共に目指してまいります。

また、平成25年度における可燃ごみの処理につきましては、稲城市、狛江市、府中市及び国立市で構成される多摩川衛生組合を始め、昭島市、国分寺市、更に青梅市、福生市、羽村市及び瑞穂町で構成される西多摩衛生組合にもご支援をいただき、市内で発生する可燃ごみの全量が処理できる見通しとなっております。施設周辺にお住まいの皆様並びに関係者の皆様に深く感謝を申し上げます。あわせて、多摩地域25市1町、400万人から排出される廃棄物の最終処分場の運営について、多大なるご理解とご協力をいただいている日の出町の皆様に心より感謝を申し上げます。

昨年も、国内外において大規模な自然災害が相次いで発生した年でした。東日本大震災から3年が経過しようとしています。復興にはほど遠く、今なお不自由な生活を余儀なくされている方が数多くおられることを直視していかなければなりません。また、東京電力福島第一原子力発電所の長期に及ぶ廃炉に向けた取組からも目を背けることはできません。そして、昨年10月に東京都の大島町を襲った台風26号の豪雨や11月にフィリピン中部を直撃した台風30号では、多くの方々が犠牲になるなど甚大な被害をもたらしました。大島町の災害では、同じ東京都の仲間として本市からも職員を現地へ派遣し、住民生活の一日も早い復旧に向けて、住宅の被害状況調査を行いました。災害によりお亡くなりになられた方々のご冥福をお祈りするとともに、被災地の一日も早い復興を心からお祈り申し上げます。

一方、明るいニュースも数多くありました。昨年9月、ブエノスアイレスから、2020年の夏季オリンピック・パラリンピックの開催地が東京に決定したとの朗報が届きました。私は、東京商工会議所での「開催都市決定を迎える会」に参加していましたが、発表の瞬間、会場は大歓声とともに歓喜の渦に包まれ、鳥肌が立つ思いでした。2020年は、まだ先のことですが、日本が元気を取り戻すきっかけとなり、未

来を担う子どもたちはもちろん、全国民に夢と希望を与え、景気回復等経済にも好影響をもたらすことになるでしょう。

また、東京では54年ぶりの国民体育大会となる「スポーツ祭東京2013」が開催され、本市では、バスケットボールと弓道競技が盛大に行われました。一瞬たりとも見逃せない熱戦が展開され、延べ389人の市民ボランティアの皆様を始め、市を挙げて全国からの選手団、観覧者の方々をおもてなしの心で迎えました。大会の開催を契機として、小金井の魅力を全国に発信できたのではないかと感じております。

さて、本市は、昨年10月1日に市制施行55周年を迎えました。昭和33年の市制施行当時4万人余りであった人口は約11万7千人となり、緑豊かな文教・住宅都市として大きく発展してまいりました。この55周年を記念し、市民交流センターで記念式典を開催したほか、道路と坂の愛称命名や「コガネイの地上絵制作プロジェクト」など、さまざまな記念事業が市民参加・協力のもとに挙行され、輝く未来への更なる飛躍に向け、新たな第一歩を踏み出したところです。

今後とも市民サービスの維持・向上を目指し、また、山積する市の重要課題に着実に対応していくため、現状に満足せず、常に改善意識を持ち、全庁一丸となって安定と信頼の市政運営に全力を注いでまいります。

2 市政を取り巻く情勢

平成24年12月に発足した第2次安倍内閣は、相互に補強し合う関係にある「三本の矢」、いわゆるアベノミクスを推進し、長期にわたるデフレと景気低迷からの脱却を現下の最優先課題としています。国の平成26年度予算案は、社会保障・税一体改革を実現する最初の予算として、未来への投資や暮らしの安全・安心に重点化し、経済再生・デフレ脱却と財政健全化をあわせて目指すものと位置付け、また、本年4月からの消費税率引上げによる影響を緩和し、成長力を底上げするために、平成25年度補正予算と一体的に編成されております。一般会計総額は、前年度当初予算と比較して3.5%増の95兆8,823億円で過去最大となりました。中でも社会保障関係経費は、4.8%増の30兆5,175億円となり、初めて30兆円を超えました。また、新規国債の発行額は41兆2,500億円で、前年度と比較して1兆6,010億円の減となり、基礎的財政収支の改善にも配慮した内容となっています。一方で、地方交付税については、2年続けての減額となり、自治体にとっては引き続き厳しい予算案となっています。

次に、東京都においては、「東京の都市力向上や我が国の成長に資する戦略的な施策

を積極的に推進する」ことなどを基本方針としており、2020年夏季オリンピック・パラリンピックの準備等、諸課題に対応した予算となることと^{ますぞえよういち}思います。舛添要一知事による今後の新しい都政運営に期待いたします。

続きまして、本市の財政状況です。平成24年度決算の一般会計における歳入総額は379億1,200万円余りで前年度対比11.5%の減となり、これに対する歳出総額は364億8,800万円余りで前年度対比12.2%の減となりました。具体的な財政指標に目を向けますと、人件費比率は前年度対比1.7ポイント増の18.6%で多摩26市中最下位となりましたが、人件費総体は、前年度から2億4,000万円減の67億9,600万円余りで、ピーク時の平成7年度からは約36億円の減となっております。また、経常収支比率は前年度対比2.0ポイント増の99.0%でこちらも多摩26市中最下位となり、財政の硬直化に対し、更に積極的に取り組む必要があります。

今後の財政状況については、国内景気がいまだ回復途上にあることなどから、市税収入の大幅な増加を見込むことは難しく、一方で、市民サービスや利便性の向上に直結する重要な事業は、時宜を逸することなく実施していく必要があるため、引き続き予断を許さない状況にあることは明らかです。将来にわたって持続可能な自律した行財政基盤の確立を図っていくため、全庁を挙げて健全な財政運営の確保に一層取り組む所存であります。

3 平成26年度市政運営基本方針とその施策

それでは、平成26年度の市政運営の概要について、本市が直面する最重要課題と以下、第4次基本構想・前期基本計画の施策の大綱に沿って、ご説明いたします。

冒頭でも申し上げましたが、市政の最重要課題は、可燃ごみの処理についてです。平成24年4月に当時の馬場弘融^{ば ばひろみち}日野市長に可燃ごみの共同処理を申し入れ、同年11月には日野市におきまして日野市、国分寺市及び本市で可燃ごみを共同処理する旨の内部決定がなされ、平成25年3月には、日野市、国分寺市、本市の3市で共同処理を行う旨の覚書を添えて、東京都を通じて環境省に循環型社会形成推進地域計画を提出しました。その後、平成25年第4回日野市議会定例会において、共同処理に要する補正予算の議決をいただき、平成26年1月16日には、3市で可燃ごみの共同処理を行うことなどを約した新たな覚書を取り交わしました。今後は、平成27年4月を目途とした一部事務組合設立等、必要な手続を経て、新たな可燃ごみ処理施設の平成31年度中の稼働を日野市、国分寺市と共に目指してまいります。

あわせて私たちは、与えられた役割の重大さを認識し、責任を誠実に果たしていかなくてはなりません。

現在も、日野市におかれましては、継続して地元の皆様へ説明を重ねている状況です。本市においても、市民の皆様並びに市議会議員各位のご理解、ご協力を切にお願い申し上げます。

一方で、新たな可燃ごみ処理施設が稼働するまでの間、市内から排出される可燃ごみの処理を多摩地域の各団体をお願いしなければなりません。処理施設周辺にお住まいの皆様並びに関係者の皆様に改めて深く感謝を申し上げるとともに、平成26年度以降についても支援の継続をお願いさせていただき、市民生活に影響が出ないよう全力を注いでまいります。

処理施設周辺にお住まいの皆様並びに関係者の皆様へのご負担を軽減するためには、私たち一人ひとりが更なる意識改革を進め、ごみの排出を極力抑えるライフスタイルを目指すことが何よりも大切です。平成24年度は、同規模の自治体の中で1人1日当たりのごみの排出量が全国で1番少ない自治体となりましたが、市では、大型生ごみ減量化処理機の設置支援を新たに進めるほか、ごみ減量の基本となる発生抑制を推進するための啓発活動をより一層充実させ、一人でも多くの市民の皆様にごみ減量に向けた施策へのご理解、ご協力をいただけるよう全力で取り組んでまいります。

次に、「みどりあふれる快適で人にやさしいまち（環境と都市基盤）」について申し上げます。

私たちの財産である豊かな水とみどりを守り育てつつ、駅周辺を始めとするまちづくりを進めることによって、自然環境と利便性が高いレベルで調和した、快適で人にやさしいまちづくりを推進してまいります。

そのためには、まず、環境の保全等に関する施策を総合的かつ計画的に推進する必要があることから、広く市民の皆様のご意見を聴きながら「環境基本計画」を改定し、良好な環境を次世代へ継承してまいります。

また、市内の公園40数か所を対象に、緊急雇用創出事業を活用して、利用状況の現地調査や来園者へのアンケートを行い、その一環として、停電時にも消えないLED公園灯への交換を一部の公園で実施いたします。この調査を行うことにより、公園の利用拡大や快適な活用、災害時における役割の周知等を図ってまいります。

一方、利便性に目を向けますと、現在の本市のまちづくりは、JR中央本線連続立体交差事業を抜きにして語ることはできません。市内7か所の踏切が除去され、南北

の往来が目に見える形で容易になったこの事業も本年3月に概ね完了し、また、武蔵小金井駅北口ロータリーも新たな装いとなるよう整備が進められております。高架化完成後の最初の電車に乗り、これまでとは違う新しい車窓風景が目飛び込んできたあの感動は今でも忘れることができません。

さらに、市民の長年の願いである高架化が完成した武蔵小金井駅周辺については、武蔵小金井駅南口第2地区市街地再開発準備組合による事業化に向けた取組が進められています。市としましては、今後の都市計画に係る手続等と、事業の進行度合いに応じた必要な支援を行ってまいります。また、駅北口の再生に向けたまちづくりについても、南北一体的な発展へ向けて引き続き支援してまいります。

次に、東小金井駅北口土地区画整理事業につきましては、皆様のご協力により、ここ数年において事業は着実に進んでおり、平成26年度から駅前交通広場の整備工事を開始する予定です。今後も東部地区の中心としての発展を目指し、引き続き整備を進めてまいります。

そして、「人にやさしいまちづくり」の推進として、新小金井駅における誘導ブロックやスロープ、多機能トイレ、音声・点字案内等の整備を支援いたします。新小金井駅の工事完成により、市内にある3つの鉄道の駅が全てバリアフリー化され、誰もが安全に安心して利用できるようになります。

加えて、JR中央本線高架下の空間を有効利用するため、本年2月から4月にかけて、武蔵小金井駅と東小金井駅の両西側高架下に自転車駐車を開設します。これに合わせて、自転車等の放置禁止区域を一部拡大し、交通環境の整備を図ってまいります。

このほか、安全で快適な市民生活と円滑な交通の確保及び防災機能の向上を図るため、都市計画道路の拡幅整備等、計画的な道路整備と改良に取り組むとともに、予防保全の観点から、老朽化の進んでいる橋りょうの長寿命化対策についても、市民の「安全・安心」を確保するため、引き続き力を入れてまいります。

第2に、「ふれあいと活力のあるまち（地域と経済）」について申し上げます。

活発な市民活動をいかして、参加と協働によるまちづくりを進めるとともに、災害に強い安全・安心な地域づくりを進めます。また、JR中央本線連続立体交差事業の整備効果を最大限に活用し、地域を支え地域に支えられる産業づくりを進め、ふれあいと活力のあるまちづくりを推進していきます。

まず、市民協働については、これまで市の職員と市民活動団体等双方が協働に関す

る正しい理解とその重要性を認識するために、意識の啓発を進めてきました。本年も市内のNPO法人へ市の職員を派遣する研修を継続して実施し、職員の協働意識の更なる向上を図ります。また、平成26年度からは、「市民協働推進委員会」を設置するなど、協働の一層の推進を図ってまいります。

次に、防災の分野においては、昨年12月、政府の中央防災会議の作業部会が、マグニチュード7クラスの首都直下地震が発生した場合、最大で死者約2万3千人、建物の焼失・倒壊は約61万棟に上るとする新たな被害想定をまとめました。災害に強い安全・安心な地域づくりを進めるためには、消防署等各防災関係機関との連携強化や、災害時要援護者支援の取組、また、自主防災組織を始めとした地域住民の防災力の向上を図る必要があります。その地域防災の要である消防団は、災害に強いまちづくりの実現に欠かせない組織であり、団員と団員を支えているご家族並びに地域の皆様には、心から感謝申し上げます。市におきましては、平成25年度に引き続き、地域防災計画の修正に取り組み、市民と行政の双方での「危機管理」意識醸成に努めてまいります。

さらに、昨年は「安全・安心まちづくり条例」に基づき、安全で安心して暮らすことのできる小金井市の実現を目指し、防犯指針を策定いたしました。その実現のためには、市、市民、事業者、警察等が相互の連携を深め、より効果的・総合的な活動に発展させることが必要不可欠です。また、市民自らが犯罪の被害に遭わないようにするという意識を持ち、個人から地域へ防犯の輪を広げることも重要であり、地域ネットワークの一層の充実を図るため、「こきんちゃんあいさつ運動」を引き続き普及させてまいります。

さて、高架下の整備が進む東小金井駅は、昭和39年に開業してから今年で50周年を迎えます。この駅は、市民の請願により設置された駅であり、地域にお住まいの皆様方にとって大変愛着の強い駅でもあります。先月には駅の西側に改札口が設けられ、高架下に商業施設「nonowa東小金井」が開業しました。東小金井駅周辺をますます元気にする起爆剤になってくれることを強く期待いたします。

さらに、本年4月には、東小金井駅の東側高架下に、ベンチャー・SOHO事務所である東小金井事業創造センター「KOTO（コート）」を開設します。創業を予定している方や創業後間もない方等を育成するための個室や共同利用スペースを設け、市内定着を支援することにより、地域に根差した産業振興を図ってまいります。

また、平成26年度は、「産業振興プラン」の改定に向け、緊急雇用創出事業を活用して、商業・工業者へのアンケートや交通量調査、資料の分析等を行います。市内産

業を真に活力あるものとするため、小金井の個性や独自性のある産業の振興を目指します。

このほか、観光の分野では、市内の見どころや魅力をボランティアガイドが案内する「まちなか観光案内事業」の充実等により、地域資源をいかした観光振興を図り、市内の回遊性を高めてまいります。

農業については、農家の経営基盤強化を図るため、東京都の補助金を活用した「都市農業経営パワーアップ事業」による支援を行っておりますが、平成26年度は、植木農業の生産振興を図るため、需要の高いミカンの苗木等を生産するための鉄骨ハウスを建設する取組を支援いたします。

第3に、「豊かな人間性と次世代の夢を育むまち（文化と教育）」について申し上げます。

本年は、生涯学習の場の更なる充実に向けて、大きく前進する年となります。また、歴史的文化遺産の保全と継承のほか、国際交流や都市間交流を促進するとともに、男女共同参画の計画的推進や平和について考える場の充実にも取り組んでまいります。さらに、学校における教育活動や学習環境を一層高め、豊かな人間性と次世代の夢を育むまちづくりを推進してまいります。

まず、生涯学習の場の更なる充実に向けて、本年4月に、市内4つ目の地域センターとして、「きたまちセンター」を開設します。1階に共通ロビーと図書館、2階に「若者コーナー」や広いフリースペースを特徴とする公民館を配置しています。地域センターとしては23年ぶりに建設された市民待望の施設で、本市としても長年の悲願でありました。このセンターは、「市民協働」「公民連携」の視点から、市民自らが担い手となるNPO法人に運営事業を委託することにより、市民サービスの向上を目指すもので、市としては初めての、先駆的な取組となります。地域住民の生涯学習の拠点として、また、市民の憩いの場として、ぜひ多くの方にご利用いただきたいと思います。

さらに、市民一人ひとりの体力や環境に合わせた健康づくりを全市的に展開する新たな取組として、本年5月28日の「チャレンジデー」に参加いたします。チャレンジデーとは、毎年5月の最終水曜日に全国的に開催される市民参加型のイベントで、開催日に15分以上継続してスポーツなどを行った市民の参加率を、同じ規模の自治体同士で競い合うというものです。この取組が日常的なスポーツの習慣化に向けたきっかけづくりやスポーツによる市民の健康づくりに寄与することを期待しております。

次に、「名勝小金井（サクラ）復活プロジェクト」については、新小金井橋から関野橋までをモデル区間として、ヤマザクラ並木の整備等に取り組んでおり、関野橋から梶野橋までについても、モデル区間に倣った整備を進めていくよう、東京都や市民団体等の協力の下、取り組んでまいります。人道橋の整備については、平成26年度は、まず老朽化した歩道橋を撤去し、そして新たな人道橋の架設を行う計画としております。

また、芸術文化の分野においては、拠点となる市民交流センターやはげの森美術館などを活用し、引き続き市民の皆様には質の高い芸術文化に触れる機会を提供するとともに、「芸術文化振興計画」の更なる推進に努めてまいります。

一方、国際交流の取組において、中東和平について考えるための国際理解講座は、緊迫した中東情勢により平成24年度は中止となりましたが、去年は駐日イスラエル大使の出席により、講座を再開することができました。平和の尊さを次世代へ伝えていくためにも、この講座を引き続き実施していきたいと考えております。また、市制施行55周年記念事業の一環として、国際交流団体と協働で開催した「日本語スピーチコンテスト」や本年3月に初開催となる「こども国際交流フットサル大会」など、文化やスポーツを通じた交流を図り、多文化共生社会の実現を目指してまいります。

さらに、去年は、友好都市である三宅村と本市が昭和53年に友好都市盟約を締結してから35周年の節目を迎える記念の年でした。そこで、小金井市観光協会主催の写真展に三宅村フォトコンテスト入選作品を展示したり、小金井市民体育祭剣道大会に三宅村の子どもたちを招待したりするなど、さまざまな分野で多くの交流が行われました。引き続き、児童を対象とした「青少年自然・文化体験交流事業」の実施等により、両自治体の友好関係を発展させてまいります。

続きまして、男女共同参画については、昨年3月に策定した「第4次男女共同参画行動計画」に基づいて、男女共同参画シンポジウムにより男女平等意識の浸透を図るほか、男女がともに自分らしい生き方に対して主体的な選択ができるよう、ワーク・ライフ・バランスの普及を始めとした、男女共同参画を取り巻く社会情勢やさまざまな問題に対応してまいります。

さて、「文化と教育」の大きな柱である本市の学校教育は、学習面も生活面も充実した状況にあります。現状に満足するのではなく、より質の高い学校教育を目指してまいります。また、子どもたちを取り巻く社会も、国際化や情報化により急速に変化しています。こうした変化に対応し、小金井の学校教育の質を一層高めるためには、本市の教育目標をもとに学校教育の方向性を示し、今以上に計画的に学校教育を推進す

ることが必要であると考えております。教育に関する中期的な計画として、平成23年3月に策定した「明日の小金井教育プラン」に示された重点施策については、その実現に向けた取組を計画的に進めてまいります。

さらに、学校施設に関しては、安全・安心な学校づくりを目的として、震災時に致命的な事故が起りやすい屋内運動場の天井落下防止等の観点から点検を進め、必要に応じて対策を講じてまいります。

「文化と教育」の最後として、本年の新たな取組である「小金井平和の日」の制定について申し上げます。来年で戦後70年となるわけですが、第二次世界大戦の痛ましい記憶は、この小金井市にもあります。本年はその記憶を市民全体で共有し、次世代へ引き継ぎ、戦争の恐ろしさや愚かさ、平和の尊さについて語り、考え、そして恒久平和の実現を目指すことを誓う日の制定を検討してまいります。

第4に、「誰もが安心して暮らせる思いやりのあるまち（福祉と健康）」について申し上げます。

地域の福祉活動を推進し、高齢者、子ども、障がいのある方を始め、誰もが住み慣れた地域で互いに支え合い、助け合い、安心して暮らせる地域づくりや、子育て・子育て環境の充実を図ります。加えて、疾病の予防や食育の充実にも取り組んでまいります。

まず、地域の福祉活動を推進する拠点である福社会館の整備については、建て替えを基本として引き続き検討を進めてまいります。

次に、介護保険事業の充実や高齢者保健福祉施策の円滑な事業運営を図るため、現行計画の進捗状況や高齢者を取り巻く現状や課題を踏まえ、第6期の「介護保険・高齢者保健福祉総合事業計画」を策定し、高齢者が生きがいを持って安心して暮らせる地域社会づくりを目指します。

また、子どもの発達を支援する施設として、昨年10月に児童発達支援センター「きらり」を開設しました。「きらり」は、意見交換会等で市民の方々よりいただいた貴重なご意見・ご要望をもとに事業内容を築き上げてきたものです。開設時には記念式典を執り行い、多くの関係者の方が見守る中スタートいたしました。平成26年度は、児童発達支援事業の定員拡充を図るとともに、土曜日も開館し、より利用しやすい環境を整備してまいります。

一方、平成27年度から本格施行が予定されている子ども・子育て支援新制度の導入に向けては、子ども・子育て支援法に定める「小金井市子ども・子育て会議」を設

置き、子どもと子育て家庭を支援する総合計画を策定してまいります。

さらに、保育事業については、民間認可保育所の定員拡充に向けた増改築等への支援、本年4月からのけやき保育園の定員拡充や新たな認証保育所の開設をします。今後も真摯に待機児童の解消及び保育サービスの拡充に努めてまいります。学童保育所については、施設の老朽化や増加する入所希望に応えるため、増築や建て替えを進めております。平成26年度には、みなみ学童保育所の建替工事に向けて設計を実施いたします。

また、障がい者福祉を取り巻く環境は目まぐるしく変化し、「障害者自立支援法」が「障害者総合支援法（略称）」に改正され、難病者もその対象に含まれるなど、行政はより広範な役割を果たしていくことが求められております。障がいのある方の中でも、高次脳機能障害のある方は、外見からでは障がいの有無が分かりづらいため、特に誤解を受けやすい障がいです。そうしたことから、高次脳機能障害の啓発や健常者との相互理解のため、市民を対象とした講演会を実施するとともに、関係団体との連携を図ってまいります。

続きまして、健康・医療分野においては、新型インフルエンザ等への対策の強化を図り、市民の生命及び健康を保護し、生活や経済に及ぼす影響が最小となるようにするため、国や東京都の行動計画に基づき、本市においても新型インフルエンザ等対策行動計画を策定するための協議を進めてまいります。

「福祉と健康」の最後になりますが、昨年12月に食育推進計画を改定いたしました。「野菜」「団らん」「ふれあい」「環境」をキーワードとする「小金井らしい食生活」のある「ひとづくり・まちづくり」を地域に展開していくため、情報提供や啓発等に努め、ライフステージに応じた基本的施策の充実、地域における市民や各種団体等との連携強化を図ってまいります。

最後に、これら4つの柱を推進するための「計画の推進」について申し上げます。

第4次基本構想の将来像を実現するためには、市民参加や市民協働の更なる推進に加え、限られた行財政資源の最適な配分と最大限の活用により、行政課題を迅速に解決していくことが必要です。

まず、平成28年度からの「第4次基本構想・後期基本計画」策定に向けて市民意向調査を実施するとともに、長期計画審議会を立ち上げ、市民参加による後期基本計画の策定に取り組みます。

次に、第3次行財政改革大綱に対する取組につきましては、昨年9月、小学校5校

で給食調理業務の民間委託を実施し、学童保育業務等についても総合的な見直しを進めるなど、着実な歩みを続けております。本市の厳しい財政状況において市民サービスを維持、向上していくためには、力強く、また迅速に改革を進めていかなければなりません。本年もこの歩みを止めることなく、昨年以上の強い決意で、行財政改革に全庁一丸となって取り組んでまいります。

加えて、全国的な課題となっている公共施設の一斉更新につきましては、維持保全に係る全庁調整・横断体制を構築するところから対応してまいります。また、新庁舎建設については、着実な進捗に向けて、あらゆる方策を検討していく必要があると考えております。

このほか、本市の歳入の基幹である市税等の納付については、本年4月から口座振替受付システムを導入し、現行の金融機関窓口に加え、市の窓口でも口座振替の受付を可能とすることにより、徴収率の更なる向上を目指します。また、社会保障・税番号制度については、計画的かつ円滑な導入に向けた準備を進めてまいります。

4 平成26年度予算案について

平成26年度の予算案は、歳入面では、地方消費税交付金等の一定の増収を見込んだものの、市税収入の大幅な増加を見込むことは難しく、財政調整基金の取崩し及び臨時財政対策債の発行による一般財源の補てん策は、実施計画より増額となりました。しかし、平成25年度当初予算と比較すると、枯渇する状況にある財政調整基金は取崩額を圧縮し、さらに臨時財政対策債の現在高が増加傾向にあることから発行額についても抑制しています。一方、歳出面では、実施計画によって事業を延伸した結果、普通建設事業費が23億4,000万円余りの大幅減となったほか、人件費も定年退職者数の減や給与等の見直しにより4億1,000万円余りの減としました。しかしながら、新規に貫井北センターの運営費を盛り込むなど、物件費を増としたことに加え、社会保障費等の自然増により、扶助費及び繰出金ともに増となり、非常に厳しい予算編成となりました。

これらのことから、平成26年度の財政運営が引き続き厳しい状況となることは明らかですが、更なる事業の「選択と集中」を図ることにより、限られた行財政資源を効果的かつ効率的に活用し、より一層の市民サービスの充実、増進を追求いたしました。特に人々のつながりや交流の基盤づくりを強化した「小金井のきずなを強く結ぶ」予算とした結果、一般会計の総額は、351億5,000万円で、平成25年度当初予算と比較いたしますと、20億1,500万円、5.4%の減となりました。

また、特別会計につきましては、国民健康保険事業、後期高齢者医療事業におきまして、増加する保険給付費等に対応し、円滑な財政運営を確保することが必要であることから、保険税（料）の改定を行わせていただきます。

詳しい内容については、各会計別予算案の中でご説明させていただきます。

5 むすび

毎日夕方に、子どもたちの帰宅時間や地域における見守り活動の目安等として、市内全域に放送されている「ふれあいメロディー」の曲目が、昨年6月から『小さな世界（イツ・ア・スモールワールド）』に変わり、市制55周年記念式典では、この曲を全員で合唱しました。その歌詞には、「みんなそれぞれ助け合う」、「みんな輪になり手をつなごう」という一節があり、世界が平和で、お互いに助け合う社会であることを願うとともに、私たちの住む美しい地球を守っていく思いが感じられます。みんなが助け合い、つながることで、誰もが「住みやすい」「住み続けたい」と思い、「住んでみたい」と思われるまちになるのです。そういったまちを目指して、市民の皆様も地域に愛着と誇りを持ち、小金井の魅力を他の地域に積極的に発信する、いわゆる「シティプロモーション」を行ってまいりましょう。

JR中央本線連続立体交差事業の完成によって南北のまちがつながり、「きたまちセンター」や「K-O-T-O（コート）」の開設によって地域のつながりの拠点が更に増えます。第4次基本構想の将来像にある「きずなを結ぶ 小金井市」を目指して、市民がつながり、支え合う、思いやりのあるまちの実現に向けて、^{わちゅうきょうどう}和衷協同、市民の皆様とともに、心を同じくして取り組んでまいります。

市民の皆様並びに市議会議員各位には、より一層のご理解、ご協力をお願いするとともに、本定例会に提案しております平成26年度予算案を始め、各種案件につきましては、よろしくご審議の上、ご議決賜りますようお願い申し上げます、私の施政方針とさせていただきます。

報告第1号

小金井市土地開発公社の経営状況について

小金井市土地開発公社の経営状況について、地方自治法（昭和22年法律第67号）第243条の3第2項の規定により、別紙のように報告する。

平成26年2月21日提出

小金井市長 稲葉孝彦

小金井市土地開発公社の経営状況について

平成25年度小金井市土地開発公社変更事業計画（第1回）

平成25年度小金井市土地開発公社収入支出補正予算（第2回）

平成25年度小金井市土地開発公社変更資金計画（第2回）

平成26年度小金井市土地開発公社事業計画

平成26年度小金井市土地開発公社収入支出予算

平成26年度小金井市土地開発公社資金計画

平成25年度小金井市土地開発公社
変更事業計画（第1回）

(単位：千円)

事業名	変更前の額	変更後の額	比較
用地取得事業	678,528	0	△ 678,528

変更事業計画明細書（第1回）

(単位：㎡)

事業名	土地所在地	変更前の面積	変更後の面積	比較
小金井都市計画道路 3・4・8号線事業	小金井市東町 三丁目地内ほか	997.46	0	△ 997.46
小金井都市計画道路 3・4・12号線事業	小金井市緑町 五丁目地内	374.44	0	△ 374.44
合計		1371.90	0	△ 1371.90

平成25年度小金井市土地開発公社
収入支出補正予算（第2回）

平成25年度小金井市土地開発公社の収入支出補正予算（第2回）は、次に定めるところによる。

（収入支出予算の補正）

第1条 収入支出予算の総額に、収入支出それぞれ693,625千円を減額し、収入支出予算の総額を収入支出それぞれ59,332千円と定める。

2 収入支出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の収入支出予算の金額は、「別表収入支出予算補正」による。

（短期借入金補正）

第2条 短期借入金の限度額は、678,528千円を減額し、短期借入金の限度額を0円とする。

別表 収入支出予算補正

収入

(単位：千円)

款	項	補正前の額	補正額	計
1 事業収益		14,166	△ 74	14,092
	1 公有地取得事業収益	12,787	△ 74	12,713
	2 附帯等事業収益	1,379	0	1,379
2 借入金		678,528	△ 678,528	0
	1 借入金	678,528	△ 678,528	0
3 事業外収益		60,263	△ 15,023	45,240
	1 受取利息	15	△ 5	10
	2 雑収益	60,248	△ 15,018	45,230
収入合計		752,957	△ 693,625	59,332

支出

(単位：千円)

款	項	補正前の額	補正額	計
1 事業費		513,728	△ 513,728	0
	1 公有地取得事業費	513,728	△ 513,728	0
2 販売費及び 一般管理費		26,482	△ 15,018	11,464
	1 販売費及び一般管理費	26,482	△ 15,018	11,464
3 償還金		12,679	△ 74	12,605
	1 借入金償還金	12,679	△ 74	12,605
4 事業外費用		33,873	0	33,873
	1 支払利息	33,873	0	33,873
5 補償費		164,800	△ 164,800	0
	1 補償費	164,800	△ 164,800	0
6 特別損失		1,394	△ 5	1,389
	1 その他の特別損失	1,394	△ 5	1,389
7 予備費		1	0	1
	1 予備費	1	0	1
支出合計		752,957	△ 693,625	59,332

収入支出補正予算第2回明細書

収入

(単位：千円)

款	項・目	節	補正前の額	補正額	計	備考
1 事業収益			14,166	△ 74	14,092	
	1 公有地取得事業収益		12,787	△ 74	12,713	売却面積の変更に伴う減額
	1 公有用地売却収益	1 公有用地売却収益	12,787	△ 74	12,713	
	2 附帯等事業収益		1,379	0	1,379	
1 保有土地賃貸等収益	1 公有用地賃貸収益	1,379	0	1,379		
2 借入金			678,528	△ 678,528	0	事業計画の変更に伴う減額
	1 借入金		678,528	△ 678,528	0	
		1 長期借入金	0	0	0	
		2 短期借入金	678,528	△ 678,528	0	
3 事業外収益			60,263	△ 15,023	45,240	市支出金(主に委託料)の減額
	1 受取利息	1 受取利息	15	△ 5	10	
	2 雑収益	1 雑収益	60,248	△ 15,018	45,230	
収入合計			752,957	△ 693,625	59,332	

支出

(単位：千円)

款	項・目	節	補正前の額	補正額	計	備考
1 事業費			513,728	△ 513,728	0	事業計画の変更に伴う減額
	1 公有地取得事業費		513,728	△ 513,728	0	
	1 公有用地取得事業費	1 公有用地取得事業費	513,728	△ 513,728	0	
2 販売費及び一般管理費			26,482	△ 15,018	11,464	主に委託料の減額
	1 販売費及び一般管理費		26,482	△ 15,018	11,464	
		1 報酬	2,582	△ 160	2,422	
		2 法定福利費	330	△ 18	312	
		3 需用費	469	△ 380	89	
		4 役務費	1,521	△ 196	1,325	
		5 委託料	21,068	△ 14,262	6,806	
		6 使用料及び賃借料	103	0	103	
		7 負担金、補助及び交付金	5	0	5	
		8 公租公課	398	0	398	
	9 旅費	6	△ 2	4		
3 償還金			12,679	△ 74	12,605	売却面積の変更に伴う減額
	1 借入金償還金	1 借入元金	12,679	△ 74	12,605	
4 事業外費用			33,873	0	33,873	
	1 支払利息	1 支払利息	33,873	0	33,873	
5 補償費			164,800	△ 164,800	0	事業計画の変更に伴う減額
	1 補償費	1 補償費	164,800	△ 164,800	0	
6 特別損失	1 その他の特別損失		1,394	△ 5	1,389	受取利息の減額
	1 寄附金	1 寄附金	1,394	△ 5	1,389	
7 予備費			1	0	1	
	1 予備費	1 予備費	1	0	1	
支出合計			752,957	△ 693,625	59,332	

平成25年度小金井市土地開発公社
変更資金計画（第2回）

受入資金

(単位：千円)

区 分	変更前の額	変更後の額	比較
1 事業収益	14,166	14,092	△ 74
2 借入金	678,528	0	△ 678,528
3 事業外収益	60,263	45,240	△ 15,023
合 計	752,957	59,332	△ 693,625

支払資金

(単位：千円)

区 分	変更前の額	変更後の額	比較
1 事業費	513,728	0	△ 513,728
2 販売費及び一般管理費	26,482	11,464	△ 15,018
3 償還金	12,679	12,605	△ 74
4 事業外費用	33,873	33,873	0
5 補償費	164,800	0	△ 164,800
6 特別損失	1,394	1,389	△ 5
7 予備費	1	1	0
合 計	752,957	59,332	△ 693,625

(単位：千円)

差 引	0	0	0
-----	---	---	---

平成26年度小金井市
土地開発公社事業計画

事業名	事業費(千円)	備 考
用地取得事業	790,182	都市施設に供する 公共用地先行取得

事業計画明細書

事業名	面積(m ²)	土地所在地
小金井都市計画道路 3・4・8号線事業	997.46	小金井市東町 三丁目地内ほか
小金井都市計画道路 3・4・12号線事業	374.44	小金井市緑町 五丁目地内
小金井都市計画公園 (小長久保公園)事業用地	134.57	小金井市本町 三丁目地内
合計	1,506.47	

小金井市全図

小金井都市計画道路3-4-8号線事業用地

小金井都市計画道路3-4-12号線事業用地

小金井都市計画公園(小長久保公園)事業用地



凡例

市界	———
町界	———
消防署	Y
警察所	X
学校	⌘
神社	⌘
寺院	⌘
郵便局	⊙
病院	⊙
工場	⊙
支庁界	———
鉄道	———
河川	———
運路	———

平成26年度小金井市土地開発公社収入支出予算

平成26年度小金井市土地開発公社の収入支出予算は、次に定めるところによる。

(収入支出予算)

第1条 収入支出予算の総額は、収入支出それぞれ859,770千円と定める。

2 収入支出予算の款項の区分及び当該区分ごとの金額は、「別表 収入支出予算」による。

(短期借入金)

第2条 短期借入金の限度額は、790,182千円と定める。

別表 収入支出予算

(収入)

(単位:千円)

款	項	本年度予算額	前年度予算額	比較
1事業収益		2,385	12,787	△ 10,402
	1公有地取得事業収益	0	12,787	△ 12,787
	2附帯等事業収益	2,385	0	2,385
2借入金		790,182	678,528	111,654
	1借入金	790,182	678,528	111,654
3事業外収益		67,203	60,263	6,940
	1受取利息	15	15	0
	2雑収益	67,188	60,248	6,940
収入合計		859,770	751,578	108,192

(支出)

(単位:千円)

款	項	本年度予算額	前年度予算額	比較
1事業費		559,664	513,728	45,936
	1公有地取得事業費	559,664	513,728	45,936
2販売費及び 一般管理費		33,605	26,482	7,123
	1販売費及び一般管理費	33,605	26,482	7,123
3償還金		0	12,679	△ 12,679
	1借入金償還金	0	12,679	△ 12,679
4事業外費用		33,582	33,873	△ 291
	1支払利息	33,582	33,873	△ 291
5補償費		230,518	164,800	65,718
	1補償費	230,518	164,800	65,718
6特別損失		2,400	15	2,385
	1その他の特別損失	2,400	15	2,385
7予備費		1	1	0
	1予備費	1	1	0
支出合計		859,770	751,578	108,192

收入支出予算明細書

(収入)

款	項	目	節	本年度予算額	
1事業収益				2,385	
	1公有地取得事業 収益			0	
		1公有用地売却 収益			0
				1公有用地売却収益	0
	2附帯等事業収益				2,385
		1保有土地賃貸等 収益			2,385
				1公有用地賃貸収益	2,385
2借入金				790,182	
	1借入金			790,182	
		1借入金			790,182
				1長期借入金	0
				2短期借入金	790,182
3事業外収益				67,203	
	1受取利息			15	
		1受取利息			15
				1受取利息	15
	2雑収益				67,188
		1雑収益			67,188
				1雑収益	67,188
収入合計				859,770	

(単位:千円)

前年度予算額	比較	説明
12,787	△ 10,402	(売却収益事業)
12,787	△ 12,787	平成26年度の売却はなし
12,787	△ 12,787	
12,787	△ 12,787	
0	2,385	(保有土地賃貸等収益事業)
0	2,385	1 まちづくり事業用地の一部
0	2,385	
678,528	111,654	(借入対象事業)
678,528	111,654	1 都市計画道路3・4・8号線事業用地
678,528	111,654	2 都市計画道路3・4・12号線事業用地
0	0	3 都市計画公園(小長久保公園)事業用地
678,528	111,654	
60,263	6,940	定期預金等受取利息
15	0	
15	0	
15	0	
60,248	6,940	小金井市事務事業費補助金等
60,248	6,940	
60,248	6,940	
751,578	108,192	

(支出)

款	項	目	節	本年度予算額	
1 事業費				559,664	
	1 公有地取得 事業費			559,664	
		1 公有用地取得 事業費			559,664
				1 公有用地取得事業費	559,664
2 販売費及び 一般管理費				33,605	
	1 販売費及び一般 管理費			33,605	
		1 販売費及び 一般管理費			33,605
			1 報酬	2,582	
			2 法定福利費	334	
			3 需用費	450	
			4 役務費	2,089	
			5 委託料	21,237	
			6 使用料及び賃借料	116	
			7 負担金、補助及び交付金	5	
8 公租公課	6,786				
		9 旅費	6		
3 償還金				0	
	1 借入金償還金			0	
		1 借入金償還金			0
				1 借入元金	0

(単位:千円)

前年度予算額	比較	説明
513,728	45,936	(取得対象事業)
513,728	45,936	1 都市計画道路3・4・8号線事業用地
513,728	45,936	2 都市計画道路3・4・12号線事業用地
513,728	45,936	3 都市計画公園(小長久保公園)事業用地
26,482	7,123	
26,482	7,123	
26,482	7,123	
2,582	0	非常勤嘱託職員報酬、評議員会評議員報酬
330	4	非常勤嘱託職員社会保険料
469	△ 19	消耗品費(収入印紙、事務用品)
1,521	568	不動産鑑定手数料、切手代、振込手数料
21,068	169	建物等調査委託料、補償金算定事務委託料、補償説明委託料等
103	13	パーソナルコンピュータ借上料
5	0	東京都市町村土地開発公社連絡協議会負担金
398	6,388	法人住民税 固定資産税・都市計画税
6	0	非常勤嘱託職員旅費
12,679	△ 12,679	(元金償還対象事業)
12,679	△ 12,679	平成26年度の元金償還はなし
12,679	△ 12,679	
12,679	△ 12,679	

款	項	目	節	本年度予算額	
4 事業外費用				33,582	
	1 支払利息			33,582	
		1 支払利息			33,582
			1 支払利息		33,582
5 補償費				230,518	
	1 補償費			230,518	
		1 補償費			230,518
			1 補償費		230,518
6 特別損失				2,400	
	1 その他の特別 損失			2,400	
		1 寄附金			2,400
			1 寄附金		2,400
7 予備費				1	
	1 予備費			1	
		1 予備費			1
			1 予備費		1
支 出 合 計				859,770	

(単位:千円)

前年度予算額	比較	説明
33,873	△ 291	(支払利息対象事業)
33,873	△ 291	<財源 利子補給金>
33,873	△ 291	1 まちづくり側道用地等の一部
33,873	△ 291	2 東小金井駅北口まちづくり事業用地
164,800	65,718	(補償対象事業)
164,800	65,718	1 都市計画道路3・4・8号線事業用地
164,800	65,718	2 都市計画道路3・4・12号線事業用地
164,800	65,718	3 都市計画公園(小長久保公園)事業用地
15	2,385	まちづくり事業用地の一部賃貸に伴う収益事業費他
15	2,385	
15	2,385	
15	2,385	
1	0	
1	0	
1	0	
1	0	
751,578	108,192	

平成26年度小金井市
土地開発公社資金計画

受入資金

区 分	金額(千円)
1 事業収益	2,385
2 借入金	790,182
3 事業外収益	67,203
合 計	859,770

支払資金

区 分	金額(千円)
1 事業費	559,664
2 販売費及び一般管理費	33,605
3 償還金	0
4 事業外費用	33,582
5 補償費	230,518
6 特別損失	2,400
7 予備費	1
合 計	859,770

差 引	0
-----	---

報告第2号

専決処分の報告について

地方自治法（昭和22年法律第67号）第180条第1項の規定に基づく平成14年12月19日議会議決「委任専決事項の指定について」により、和解及び損害賠償額の決定について別紙のとおり専決処分したので、同条第2項の規定により報告する。

平成26年2月21日提出

小金井市長 稲葉孝彦

委任専決事項に係る専決処分報告書

番号	専決処分年月日	和解事件の概要	和解の相手方	和解の条件	
				損害賠償額	その他の条件
1	平成25年3月12日	<p>日時：平成25年2月14日(木)午後4時5分頃</p> <p>場所：小金井市梶野町二丁目16番19号先T字路</p> <p>事件概要：環境政策課の職員が業務のため片用車を運転し、事故発生場所左折した際、角で片用車を待避していた子ども連れの歩行者のベビーカーと片用車左後輪が接触し、ベビーカーの右前輪を破損させた。</p>	<p>小金井市</p> <p>A氏</p>	18,585円	<p>相手方は、市に対して今後、本件に係る損害賠償請求等を行わない。</p>

専第1号

専決処分の報告及び承認について

地方自治法（昭和22年法律第67号）第179条第1項の規定に基づき、平成25年12月26日付けで、平成25年度小金井市一般会計補正予算（第6回）を別紙のとおり専決処分したので、同条第3項の規定により報告し、その承認を求める。

なお、この案件は、平成25年度予算執行のため、緊急に補正予算の必要を生じたが、議会の議決すべき事件について特に緊急を要するため小金井市議会を招集する時間的余裕がないことが明らかであると認め、専決処分したものである。

平成26年2月21日提出

小金井市長 稲葉孝彦

(写)

専 決 処 分 書

平成25年度予算執行のため、緊急に補正予算の必要を生じたが、議会の議決すべき事件について特に緊急を要するため小金井市議会を招集する時間的余裕がないことが明らかであると認め、平成25年度小金井市一般会計補正予算（第6回）については、地方自治法（昭和22年法律第67号）第179条第1項の規定に基づき、別紙のとおり専決処分する。

平成25年12月26日

小金井市長 稲葉孝彦

平成 25 年 度

小 金 井 市

一 般 会 計 補 正 予 算

(第 6 回)

平成25年度小金井市一般会計補正予算（第6回）

平成25年度小金井市の一般会計の補正予算（第6回）は、次に定めるところによる。

（歳入歳出予算の補正）

- 第1条 歳入歳出予算の総額に、歳入歳出それぞれ40,806千円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ38,945,406千円とする。
- 2 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表歳入歳出予算補正」による。

第1表 歳入歳出予算補正

歳 入

款	項	補正前の額	補正額	計
14 都 支 出 金		千円 4,789,945	千円 40,806	千円 4,830,751
	3 委 託 金	759,489	40,806	800,295
歳 入 合 計		38,904,600	40,806	38,945,406

歳 出

款	項	補正前の額	補正額	計
2 総 務 費		千円 4,232,597	千円 40,806	千円 4,273,403
	4 選 挙 費	118,611	40,806	159,417
歳 出 合 計		38,904,600	40,806	38,945,406

専第1号資料

平成 25 年 度

小 金 井 市

一 般 会 計

補 正 予 算 事 項 別 明 細 書

(第 6 回)

1 総括
歳入

款	項	補正前の額	補正額	計
14都支出金		千円 4,789,945	千円 40,806	千円 4,830,751
	3委託金	759,489	40,806	800,295
歳入合計		38,904,600	40,806	38,945,406

歳 出

款	項	補正前の額	補正額	計
2 総 務 費		千円 4,232,597	千円 40,806	千円 4,273,403
	4 選 挙 費	118,611	40,806	159,417
歳 出 合 計		38,904,600	40,806	38,945,406

補 正 額 の 財 源 内 訳			
特 定 財 源			一 般 財 源
国 都 支 出 金	地 方 債	そ の 他	
千円 40,806	千円	千円	千円
40,806			
40,806			

2 歳 入

款 14 都 支 出 金

項 3 委 託 金

目	補正前の額	補 正 額	計	節	
				区 分	金 額
1 総務費委託金	千円 275,924	千円 40,806	千円 316,730	3 選挙費委託金	千円 40,806

説	明	
		千円
6 都知事選挙費委託金	(選挙管理委員会)	40,584
7 都知事選挙啓発費委託金	(選挙管理委員会)	222

3 歳 出

款 2 総 務 費

項 4 選 挙 費

目	補正前の額	補 正 額	計	補 正 額 の 財 源 内 訳		
				特 定 財 源		
				国都支出金	地 方 債	そ の 他
	千円	千円	千円	千円	千円	千円
7 都知事選挙費	0	40,584	40,584	40,584		
				40,584		
8 都知事選挙啓発費	0	222	222	222		
				222		

一般財源	節		説 明
	区 分	金 額	
千円		千円	千円
	1 報酬	2,614	1 都知事選挙に要する経費 (選挙管理委員会) 40,584
	3 職員手当等	5,143	1 報 酬 (2,614)
	7 賃金	1,596	期日前投票管理者報酬 272
	8 報償費	13,349	期日前投票立会人報酬 448
	11 需用費	1,693	投票管理者報酬 1,020
	1 消耗品費	1,057	投票立会人報酬 560
	4 食糧費	191	開票管理者報酬 34
	5 印刷製本費	445	開票立会人報酬 280
	12 役務費	3,701	3 職員手当等 (5,143)
	1 郵便料	3,397	7 賃 金 (1,596)
	2 電話料	199	事務補助員賃金 1,596
	5 手数料	105	8 報 償 費 (13,349)
	13 委託料	9,887	選挙事務従事補助者謝礼 1,609
	14 使用料及び賃借料	816	ポスター掲示場提供者謝礼 370
	18 備品購入費	1,785	選挙事務従事者謝礼 11,370
			11 需 用 費 (1,693)
			消耗品費 1,057
			食 糧 費 191
			印刷製本費 445
			12 役 務 費 (3,701)
			郵 便 料 3,397
			電 話 料 199
			交付機等保守点検料 105
			13 委 託 料 (9,887)
			ポスター掲示場作製設置等委託料 4,938
			選挙案内状作成委託料 1,680
			選挙公報配布委託料 742
			選挙投票管理システムサポート委託料 822
			投・開票所設営等委託料 1,480
			投票用紙読取分類機操作サポート委託料 225
			14 使用料及び賃借料 (816)
			電子複写機使用料 179
			自動車借上料 154
			投票所借上料 140
			投票所使用料 6
			会場使用料 222
			開票所駐車場借上料 35
			車椅子借上料 80
			18 備品購入費 (1,785)
			一般機器類 1,785
	8 報償費	48	1 都知事選挙啓発に要する経費 (選挙管理委員会) 222
	11 需用費	174	8 報 償 費 (48)
	1 消耗品費	174	選挙時街頭啓発謝礼 48
			11 需 用 費 (174)
			消耗品費 174

給与費明細書

特別職

(単位：千円)

区分	職員数 (人)	給 与 費						共済費	合計	
		報酬	給料	期 末 手 当	勤 勉 手 当	その他 の 手 当	計			
補正後	長 等	3		31,380	12,397		115	43,892	7,156	51,048
	議 員	24	143,580		56,715			200,295	78,211	278,506
	その他	1,379	789,192					789,192	94,803	883,995
	計	1,406	932,772	31,380	69,112		115	1,033,379	180,170	1,213,549
補正前	長 等	3		31,380	12,397		115	43,892	7,156	51,048
	議 員	24	143,580		56,715			200,295	78,211	278,506
	その他	1,305	786,578					786,578	94,803	881,381
	計	1,332	930,158	31,380	69,112		115	1,030,765	180,170	1,210,935
比 較	長 等									
	議 員									
	その他	74	2,614					2,614		2,614
	計	74	2,614					2,614		2,614

その他の手当は、通勤手当115千円である。

一 般 職

(1) 総 括

(単位：千円)

区 分	職員数 (人)	給 与 費			共 済 費	合 計	備 考
		給 料	職員手当	計			
補正後	(48) 642	2,423,431	2,168,267	4,591,698	831,278	5,422,976	
補正前	(48) 642	2,423,431	2,163,124	4,586,555	831,278	5,417,833	
比 較	()		5,143	5,143		5,143	

() 内は、再任用短時間勤務職員であり、外書きである。

(単位：千円)

職 員 手 当 の 内 訳	区 分	地域手当	扶養手当	特別調整額	通勤手当	特殊勤務手当	時間外勤務手当
	補正後		253,744	60,938	66,183	56,559	
補正前		253,744	60,938	66,183	56,559		208,493
比 較							5,143
職 員 手 当 の 内 訳	区 分	夜間勤務手当	住居手当	退職手当	期末手当	勤勉手当	合 計
	補正後	368	36,378	561,280	641,710	277,471	2,168,267
	補正前	368	36,378	561,280	641,710	277,471	2,163,124
	比 較						5,143

(2) 給料及び職員手当の増減額の明細

(単位：千円)

区 分	増 減 額	増減額の増減事由別内訳		説 明
給 料		その他の 増減分	1 給与改定分 2 異動等分 3 再任用給与改定分	
職員手当	5,143	その他の 増減分	1 期末・勤勉手当 (1) 給与改定分 (2) 異動等分 2 その他 5,143 (1) 給与改定分 (2) その他 5,143 (3) 再任用給与改定分	総務費 時間外勤務手当

諮問第1号

人権擁護委員候補者の推薦について

次の者を人権擁護委員候補者として推薦したいので、人権擁護委員法（昭和24年法律第139号）第6条第3項の規定により、本市議会の意見を求める。

住 所 小金井市桜町二丁目7番10号

氏 名 服 部 君 子

生年月日 昭和14年1月31日

職 業 無 職

平成26年2月21日提出

小金井市長 稲 葉 孝 彦

人権擁護委員候補被推薦者調書

氏 名 服 部 君 子

学 歴
(最終卒業校)

昭和34年3月
平成14年3月

明治大学短期大学法律科卒業
静岡大学人文学部法学科卒業

経 歴

昭和34年5月
平成9年4月～11年3月
平成14年5月～現在

東京地方裁判所勤務
東京家庭裁判所八王子支部家事訟廷管理官
法務省人権擁護委員

賞 罰

平成20年6月
平成21年6月
平成22年6月
平成25年10月

関東人権擁護委員連合会長表彰
東京法務局長感謝状
全国人権擁護委員連合会長表彰
小金井市長感謝状

諮問第2号

人権擁護委員候補者の推薦について

次の者を人権擁護委員候補者として推薦したいので、人権擁護委員法（昭和24年法律第139号）第6条第3項の規定により、本市議会の意見を求める。

住 所 小金井市梶野町二丁目6番41号

氏 名 舟 邊 治 朗

生年月日 昭和14年8月20日

職 業 弁 護 士

平成26年2月21日提出

小金井市長 稲 葉 孝 彦

人権擁護委員候補被推薦者調書

氏 名 ふな へ じ ろう
 舟 邊 治 朗

学 歴
(最終卒業校)

昭和38年3月

東北大学法学部卒業

経 歴

昭和40年4月～現在

弁護士登録

平成元年4月～4年4月

最高裁判所司法研修所教官(民事弁護担当)

平成9年10月～13年10月

日本弁護士連合会懲戒委員会委員

平成10年4月～現在

(財)交通事故紛争処理センター審査委員

平成14年5月～現在

法務省人権擁護委員

賞 罰

平成25年10月

小金井市長感謝状

諮問第3号

人権擁護委員候補者の推薦について

次の者を人権擁護委員候補者として推薦したいので、人権擁護委員法（昭和24年法律第139号）第6条第3項の規定により、本市議会の意見を求める。

住 所 小金井市本町一丁目14番25-807号エアーズシティシーズンコート

氏 名 坪 井 ヤエ子

生年月日 昭和22年1月3日

職 業 無 職

平成26年2月21日提出

小金井市長 稲 葉 孝 彦

人権擁護委員候補被推薦者調書

氏 名 つば い や え こ
坪 井 ヤエ子

学 歴
(最終卒業校)

昭和42年3月

昭和女子大学短期大学初等教育学科卒業

経 歴

昭和42年4月

東京都公立小学校勤務

平成6年4月～19年3月

武蔵野市立小学校校長

平成17年4月～19年3月

武蔵野市社会教育委員

平成18年4月～19年3月

武蔵野市立小学校長会長

平成19年4月～現在

スリランカ教育支援ボランティア

平成20年7月～現在

法務省人権擁護委員

賞 罰

平成19年3月

東京都教育委員会感謝状

平成19年6月

武蔵野市教育委員会感謝状

平成19年11月

武蔵野市長表彰

諮問第4号

人権擁護委員候補者の推薦について

次の者を人権擁護委員候補者として推薦したいので、人権擁護委員法（昭和24年法律第139号）第6条第3項の規定により、本市議会の意見を求める。

住 所 小金井市中町一丁目8番10号

氏 名 兼 森 順 子

生年月日 昭和29年11月11日

職 業 無 職

平成26年2月21日提出

小金井市長 稲 葉 孝 彦

人権擁護委員候補被推薦者調書

氏 名 兼 森 順 子

学 歴
(最終卒業校)

昭和52年3月

大阪大学文学部卒業

経 歴

昭和52年4月～55年8月	広島県福山市役所勤務
平成13年5月～14年5月	小金井市立小中学校PTA連合会長
平成13年9月～19年9月	小金井市社会教育委員
平成14年5月～15年3月	小金井市学校教育推進検討委員
平成15年9月～21年10月	小金井市図書館協議会委員
平成16年7月～現在	小金井市青少年健全育成中部地区委員
平成20年7月～21年6月	国際ソロプチミスト東京・小金井会長

賞 罰

平成19年11月	東京都市町村社会教育委員協議会会長感謝状
平成20年10月	小金井市市政功労者表彰
平成25年10月	小金井市長感謝状

議案第1号

平成25年度

小金井市

一般会計補正予算

(第7回)

平成25年度小金井市一般会計補正予算（第7回）

平成25年度小金井市の一般会計の補正予算（第7回）は、次に定めるところによる。

（歳入歳出予算の補正）

第1条 歳入歳出予算の総額に、歳入歳出それぞれ225,608千円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ39,171,014千円とする。

2 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表歳入歳出予算補正」による。

（地方債の補正）

第2条 地方債の変更は、「第2表地方債補正」による。

平成26年2月21日提出

東京都小金井市長 稲葉孝彦

第1表 歳入歳出予算補正

歳 入

款	項	補正前の額	補 正 額	計
1 市 税		千円 19,702,200	千円 101,448	千円 19,803,648
	1 市 民 税	10,566,745	101,448	10,668,193
2 地 方 譲 与 税		180,000	△16,000	164,000
	1 地 方 揮 発 油 譲 与 税	56,000	△8,000	48,000
	2 自 動 車 重 量 譲 与 税	124,000	△8,000	116,000
3 利 子 割 交 付 金		136,000	41,000	177,000
	1 利 子 割 交 付 金	136,000	41,000	177,000
4 配 当 割 交 付 金		66,000	22,000	88,000
	1 配 当 割 交 付 金	66,000	22,000	88,000
5 株 式 等 譲 渡 所 得 割 交 付 金		13,000	128,000	141,000
	1 株 式 等 譲 渡 所 得 割 交 付 金	13,000	128,000	141,000
6 地 方 消 費 税 交 付 金		1,128,000	△33,000	1,095,000
	1 地 方 消 費 税 交 付 金	1,128,000	△33,000	1,095,000
7 自 動 車 取 得 税 交 付 金		113,000	△12,000	101,000
	1 自 動 車 取 得 税 交 付 金	113,000	△12,000	101,000
9 地 方 交 付 税		270,817	10,178	280,995
	1 地 方 交 付 税	270,817	10,178	280,995
11 分 担 金 及 び 負 担 金		320,647	△31,607	289,040
	1 負 担 金	320,647	△31,607	289,040
12 使 用 料 及 び 手 数 料		911,460	△3,939	907,521
	1 使 用 料	458,484	7,984	466,468
	2 手 数 料	452,976	△11,923	441,053
13 国 庫 支 出 金		5,044,930	△42,678	5,002,252
	1 国 庫 負 担 金	4,208,702	44,264	4,252,966
	2 国 庫 補 助 金	808,185	△86,942	721,243
14 都 支 出 金		4,830,751	△166,508	4,664,243
	1 都 負 担 金	1,286,615	19,067	1,305,682
	2 都 補 助 金	2,743,841	65,940	2,809,781
	3 委 託 金	800,295	△251,515	548,780
15 財 産 収 入		14,784	44,443	59,227
	2 財 産 売 払 収 入	12,000	44,443	56,443

款	項	補正前の額	補正額	計
16 寄 附 金		千円 21,752	千円 302,063	千円 323,815
	1 寄 附 金	21,752	302,063	323,815
17 繰 入 金		1,272,226	△2,662	1,269,564
	1 基 金 繰 入 金	1,268,506	△2,662	1,265,844
19 諸 収 入		498,125	9,270	507,395
	5 雑 入	447,468	9,270	456,738
20 市 債		2,921,400	△124,400	2,797,000
	1 市 債	2,921,400	△124,400	2,797,000
歳 入 合 計		38,945,406	225,608	39,171,014

歳 出

款	項	補正前の額	補 正 額	計
1 議 会 費		千円 390,517	千円 △12,729	千円 377,788
	1 議 会 費	390,517	△12,729	377,788
2 総 務 費		4,273,403	520,155	4,793,558
	1 総 務 管 理 費	3,384,715	520,970	3,905,685
	2 徴 税 費	496,248	1,222	497,470
	3 戸 籍 住 民 基 本 台 帳 費	191,755	△1,754	190,001
	4 選 挙 費	159,417	△1,154	158,263
	6 監 査 委 員 費	34,103	871	34,974
3 民 生 費		16,472,114	434,792	16,906,906
	1 社 会 福 祉 費	6,224,268	489,110	6,713,378
	2 児 童 福 祉 費	6,955,118	△60,159	6,894,959
	3 生 活 保 護 費	3,261,890	8,868	3,270,758
	4 国 民 年 金 費	30,838	△3,027	27,811
4 衛 生 費		3,951,165	34,190	3,985,355
	1 保 健 衛 生 費	982,054	△8,980	973,074
	2 清 掃 費	2,969,111	43,170	3,012,281
5 労 働 費		121,477	△6,427	115,050
	1 労 働 諸 費	121,477	△6,427	115,050
6 農 林 水 産 業 費		47,590	138	47,728
	1 農 業 費	47,590	138	47,728
7 商 工 費		227,705	△10,550	217,155
	1 商 工 費	227,705	△10,550	217,155
8 土 木 費		4,475,355	△462,190	4,013,165
	1 土 木 管 理 費	196,578	△17,700	178,878
	2 道 路 橋 り よ う 費	1,565,719	△192,865	1,372,854
	4 都 市 計 画 費	2,701,191	△251,625	2,449,566
9 消 防 費		1,558,402	△86,893	1,471,509
	1 消 防 費	1,558,402	△86,893	1,471,509

款	項	補正前の額	補正額	計
10 教 育 費		千円 4,399,800	千円 △176,762	千円 4,223,038
	1 教 育 総 務 費	1,009,384	△2,968	1,006,416
	2 小 学 校 費	1,009,776	△66,532	943,244
	3 中 学 校 費	517,374	△7,538	509,836
	4 社 会 教 育 費	1,418,834	△76,411	1,342,423
	5 保 健 体 育 費	444,432	△23,313	421,119
11 公 債 費		2,940,907	△8,801	2,932,106
	1 公 債 費	2,940,907	△8,801	2,932,106
12 諸 支 出 金		60,233	△15,008	45,225
	2 開 発 公 社 費	60,232	△15,008	45,224
13 予 備 費		26,738	15,693	42,431
	1 予 備 費	26,738	15,693	42,431
歳 出 合 計		38,945,406	225,608	39,171,014

第2表 地方債補正

変更

番号	起債の目的	限度額		備考
		補正前	補正後	
2	あかね学童保育所建替事業	千円 56,100	千円 39,700	起債の方法、利率及び償還の方法は、予算に定めたとおりとする(ただし、利率見直し方式で借り入れる資金について、利率の見直しを行った後においては、当該見直し後の利率)。
6	東小金井駅北口土地区画整理事業	191,000	97,000	
7	都市計画道路3・4・12号線整備事業	24,300	10,300	
	合計	2,921,400	2,797,000	

議案第1号資料1

平成 25 年 度

小 金 井 市

一 般 会 計

補 正 予 算 事 項 別 明 細 書

(第 7 回)

1 総括 歳入

款	項	補正前の額	補正額	計
1市 税		千円 19,702,200	千円 101,448	千円 19,803,648
	1市 民 税	10,566,745	、101,448	10,668,193
2地方譲与税		180,000	△16,000	164,000
	1地方揮発油譲与税	56,000	△8,000	48,000
	2自動車重量譲与税	124,000	△8,000	116,000
3利子割交付金		136,000	41,000	177,000
	1利子割交付金	136,000	41,000	177,000
4配当割交付金		66,000	22,000	88,000
	1配当割交付金	66,000	22,000	88,000
5株式等譲渡 所得割交付金		13,000	128,000	141,000
	1株式等譲渡 所得割交付金	13,000	128,000	141,000
6地方消費税 交付金		1,128,000	△33,000	1,095,000
	1地方消費税交付金	1,128,000	△33,000	1,095,000
7自動車取得 税交付金		113,000	△12,000	101,000
	1自動車取得税交付金	113,000	△12,000	101,000
9地方交付税		270,817	10,178	280,995
	1地方交付税	270,817	10,178	280,995
11分担金及 負担金		320,647	△31,607	289,040
	1負担金	320,647	△31,607	289,040
12使用料及 手数料		911,460	△3,939	907,521
	1使用料	458,484	7,984	466,468
	2手数料	452,976	△11,923	441,053
13国庫支出金		5,044,930	△42,678	5,002,252
	1国庫負担金	4,208,702	44,264	4,252,966
	2国庫補助金	808,185	△86,942	721,243
14都支出金		4,830,751	△166,508	4,664,243
	1都負担金	1,286,615	19,067	1,305,682
	2都補助金	2,743,841	65,940	2,809,781
	3委託金	800,295	△251,515	548,780

款	項	補正前の額	補正額	計
15 財 産 収 入		千円 14,784	千円 44,443	千円 59,227
	2 財 産 売 払 収 入	12,000	44,443	56,443
16 寄 附 金		21,752	302,063	323,815
	1 寄 附 金	21,752	302,063	323,815
17 繰 入 金		1,272,226	△2,662	1,269,564
	1 基 金 繰 入 金	1,268,506	△2,662	1,265,844
19 諸 収 入		498,125	9,270	507,395
	5 雑 入	447,468	9,270	456,738
20 市 債		2,921,400	△124,400	2,797,000
	1 市 債	2,921,400	△124,400	2,797,000
歳 入 合 計		38,945,406	225,608	39,171,014

歳 出

款	項	補正前の額	補正額	計
1 議 会 費		千円 390,517	千円 △12,729	千円 377,788
	1 議 会 費	390,517	△12,729	377,788
2 総 務 費		4,273,403	520,155	4,793,558
	1 総 務 管 理 費	3,384,715	520,970	3,905,685
	2 徴 税 費	496,248	1,222	497,470
	3 戸 籍 住 民 基 本 台 帳 費	191,755	△1,754	190,001
	4 選 挙 費	159,417	△1,154	158,263
	6 監 査 委 員 費	34,103	871	34,974
3 民 生 費		16,472,114	434,792	16,906,906
	1 社 会 福 祉 費	6,224,268	489,110	6,713,378
	2 児 童 福 祉 費	6,955,118	△60,159	6,894,959
	3 生 活 保 護 費	3,261,890	8,868	3,270,758
	4 国 民 年 金 費	30,838	△3,027	27,811
4 衛 生 費		3,951,165	34,190	3,985,355
	1 保 健 衛 生 費	982,054	△8,980	973,074
	2 清 掃 費	2,969,111	43,170	3,012,281
5 労 働 費		121,477	△6,427	115,050
	1 労 働 諸 費	121,477	△6,427	115,050
6 農 林 水 産 業 費		47,590	138	47,728
	1 農 業 費	47,590	138	47,728
7 商 工 費		227,705	△10,550	217,155
	1 商 工 費	227,705	△10,550	217,155
8 土 木 費		4,475,355	△462,190	4,013,165
	1 土 木 管 理 費	196,578	△17,700	178,878
	2 道 路 橋 り ょ う 費	1,565,719	△192,865	1,372,854
	4 都 市 計 画 費	2,701,191	△251,625	2,449,566
9 消 防 費		1,558,402	△86,893	1,471,509
	1 消 防 費	1,558,402	△86,893	1,471,509

補 正 額 の 財 源 内 訳			
特 定 財 源			一 般 財 源
国 都 支 出 金	地 方 債	そ の 他	
千円	千円	千円	千円
			△12,729
			△12,729
5,624		△506	515,037
1,490			519,480
4,134			△2,912
		△506	△1,248
			△1,154
			871
75,657	△16,400	260,565	114,970
86,295		299,422	103,393
△10,862	△16,400	△38,857	5,960
224			8,644
			△3,027
△19,830		△16,464	70,484
△20,530			11,550
700		△16,464	58,934
△6,400			△27
△6,400			△27
1,480			△1,342
1,480			△1,342
39,540			△50,090
39,540			△50,090
△227,121	△108,000	1,959	△129,028
△3,435			△14,265
△182,664		1,956	△12,157
△41,022	△108,000	3	△102,606
			△86,893
			△86,893

款	項	補正前の額	補正額	計
10 教 育 費		千円 4,399,800	千円 △176,762	千円 4,223,038
	1 教 育 総 務 費	1,009,384	△2,968	1,006,416
	2 小 学 校 費	1,009,776	△66,532	943,244
	3 中 学 校 費	517,374	△7,538	509,836
	4 社 会 教 育 費	1,418,834	△76,411	1,342,423
	5 保 健 体 育 費	444,432	△23,313	421,119
11 公 債 費		2,940,907	△8,801	2,932,106
	1 公 債 費	2,940,907	△8,801	2,932,106
12 諸 支 出 金		60,233	△15,008	45,225
	2 開 発 公 社 費	60,232	△15,008	45,224
13 予 備 費		26,738	15,693	42,431
	1 予 備 費	26,738	15,693	42,431
歳 出 合 計		38,945,406	225,608	39,171,014

補正額の財源内訳			
特定財源			一般財源
国都支出金	地方債	その他	
千円 △78,136	千円	千円 △2,652	千円 △95,974
△8,903		10	5,925
2,137		△2,662	△66,007
			△7,538
△71,370			△5,041
			△23,313
			△8,801
			△8,801
			△15,008
			△15,008
			15,693
			15,693
△209,186	△124,400	242,902	316,292

2 歳入

款 1 市 税

項 1 市 民 税

目	補正前の額	補 正 額	計	節	
				区 分	金 額
2 法 人	千円 567,402	千円 101,448	千円 668,850	1 現年課税分	千円 101,448

款 2 地方譲与税

項 1 地方揮発油譲与税

目	補正前の額	補 正 額	計	節	
				区 分	金 額
1 地方揮発油 譲与税	千円 56,000	△ 千円 8,000	千円 48,000	1 地方揮発油譲与税	△ 千円 8,000

款 2 地方譲与税

項 2 自動車重量譲与税

目	補正前の額	補 正 額	計	節	
				区 分	金 額
1 自動車重量 譲与税	千円 124,000	△ 千円 8,000	千円 116,000	1 自動車重量譲与税	△ 千円 8,000

款 3 利子割交付金

項 1 利子割交付金

目	補正前の額	補 正 額	計	節	
				区 分	金 額
1 利子割交付 金	千円 136,000	千円 41,000	千円 177,000	1 利子割交付金	千円 41,000

説	明	千円
1 現年度分	(市民税課)	101,448

説	明	千円
1 地方揮発油譲与税 (地方揮発油譲与税法第1条)	(財政課) △	8,000

説	明	千円
1 自動車重量譲与税 (自動車重量譲与税法第1条)	(財政課) △	8,000

説	明	千円
1 利子割交付金 (地方税法第71条の26)	(市民税課)	41,000

款 4 配当割交付金

項 1 配当割交付金

目	補正前の額	補正額	計	節	
				区分	金額
1 配当割交付金	千円 66,000	千円 22,000	千円 88,000	1 配当割交付金	千円 22,000

款 5 株式等譲渡所得割交付金

項 1 株式等譲渡所得割交付金

目	補正前の額	補正額	計	節	
				区分	金額
1 株式等譲渡所得割交付金	千円 13,000	千円 128,000	千円 141,000	1 株式等譲渡所得割交付金	千円 128,000

款 6 地方消費税交付金

項 1 地方消費税交付金

目	補正前の額	補正額	計	節	
				区分	金額
1 地方消費税交付金	千円 1,128,000	△ 千円 33,000	千円 1,095,000	1 地方消費税交付金	千円 △ 33,000

款 7 自動車取得税交付金

項 1 自動車取得税交付金

目	補正前の額	補正額	計	節	
				区分	金額
1 自動車取得税交付金	千円 113,000	△ 千円 12,000	千円 101,000	1 自動車取得税交付金	千円 △ 12,000

説	明	千円
1 配当割交付金 (地方税法第71条の47)	(市民税課)	22,000

説	明	千円
1 株式等譲渡所得割交付金 (地方税法第71条の67)	(市民税課)	128,000

説	明	千円
1 地方消費税交付金 (地方税法第72条の115)	(財政課) △	33,000

説	明	千円
1 自動車取得税交付金 (地方税法第143条)	(財政課) △	12,000

款 9 地方交付税

項 1 地方交付税

目	補正前の額	補正額	計	節	
				区 分	金 額
1 地方交付税	千円 270,817	千円 10,178	千円 280,995	1 地方交付税	千円 10,178

款 11 分担金及び負担金

項 1 負担金

目	補正前の額	補正額	計	節	
				区 分	金 額
1 民生費負担金	千円 313,919	△ 千円 32,277	千円 281,642	1 社会福祉費負担金	△ 千円 904
				2 児童福祉費負担金	△ 千円 31,373
2 衛生費負担金	千円 2,928	△ 千円 1,286	千円 1,642	1 清掃費負担金	△ 千円 1,286
3 土木費負担金	千円 3,800	千円 1,956	千円 5,756	1 道路橋りょう費負担金	千円 1,956

款 12 使用料及び手数料

項 1 使用料

目	補正前の額	補正額	計	節	
				区 分	金 額
2 民生使用料	千円 113,138	千円 5,684	千円 118,822	1 民生使用料	千円 5,684
5 土木使用料	千円 312,271	千円 2,300	千円 314,571	1 道路橋りょう使用料	千円 2,300

説	明	千円
1 普通交付税 (地方交付税法)	(財 政 課)	10,178

説	明	千円
1 老人施設措置費負担金 (老人福祉法第28条)	(介 護 福 祉 課) △	904
1 保育所運営費保護者負担金 (児童福祉法第56条)	(保 育 課) △	31,373
1 二枚橋衛生組合解散に伴う承継事務負担金 (二枚橋衛生組合の解散に伴う協定書第8項及び第10項) 承継事務経費負担金	(ご み 対 策 課) △ (△	1,286 1,286)
1 市道損傷及び道路監督費負担金 (小金井市道路占用条例施行規則第20条及び21条)	(道 路 管 理 課)	1,956

説	明	千円
1 学童保育育成料 (小金井市学童保育所条例第9条)	(児 童 青 少 年 課)	5,684
1 道路占用料 (道路法第39条)	(道 路 管 理 課)	2,300

款 12 使用料及び手数料

項 2 手数料

目	補正前の額	補正額	計	節	
				区 分	金 額
1 総務手数料	千円 55,697	千円 3,265	千円 58,962	1 総務手数料	千円 3,265
2 衛生手数料	389,028	△ 15,188	373,840	1 清掃手数料	△ 15,188

款 13 国庫支出金

項 1 国庫負担金

目	補正前の額	補正額	計	節	
				区 分	金 額
1 民生費国庫負担金	千円 4,206,122	千円 44,264	千円 4,250,386	1 社会福祉費負担金	千円 44,264

款 13 国庫支出金

項 2 国庫補助金

目	補正前の額	補正額	計	節	
				区 分	金 額
1 民生費国庫補助金	千円 118,625	△ 47,043	千円 71,582	1 社会福祉費補助金	△ 14,266
				2 児童福祉費補助金	△ 32,777

説	明	千円
2 住民基本台帳手数料 (小金井市手数料条例第2条)	(市民課)	3,265
1 一般廃棄物処理及び清掃手数料 (廃棄物の処理及び再利用の促進に関する条例第45条、第53条及び第57条) 自家搬入ごみ処理手数料	(ごみ対策課) (△)	△ 15,188 15,188)

説	明	千円
1 国民健康保険基盤安定負担金 (国民健康保険法附則第24条第2項)	(保険年金課)	3,651
2 障害者医療費負担金 (障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律第95条)	(自立生活支援課)	4,699
3 障害者自立支援給付費負担金 (障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律第95条)	(自立生活支援課)	35,914

説	明	千円
1 セーフティネット支援対策等事業費補助金 (セーフティネット支援対策等事業費補助金交付要綱)	(地域福祉課)	△ 9,730
3 障害程度区分認定等事業費補助金 (障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律第95条)	(自立生活支援課)	△ 4,536
3 子育て支援交付金 (子育て支援交付金交付要綱)	(子育て支援課)	△ 24,272
4 次世代育成支援対策施設整備交付金 (次世代育成支援対策施設整備交付金交付要綱)	(児童青少年課)	△ 8,505

款 13 国庫支出金

項 2 国庫補助金

目	補正前の額	補正額	計	節	
				区分	金額
3 土木費国庫補助金	千円 639,237	△ 千円 28,801	千円 610,436	1 都市計画費補助金	千円 △ 28,801
4 教育費国庫補助金	37,131	△ 11,098	26,033	1 小学校費補助金	△ 2,195
				3 幼稚園就園奨励費補助金	△ 8,903

款 14 都支出金

項 1 都負担金

目	補正前の額	補正額	計	節	
				区分	金額
1 民生費都負担金	千円 1,285,127	千円 19,067	千円 1,304,194	1 社会福祉費負担金	千円 19,067

款 14 都支出金

項 2 都補助金

目	補正前の額	補正額	計	節	
				区分	金額
1 総務費都補助金	千円 900,104	千円 45,040	千円 945,144	1 市町村総合交付金	千円 43,040
				3 多摩の魅力発信事業補助金	2,000

説	明	千円
1 社会資本整備総合交付金 (社会資本整備総合交付金交付要綱) まちづくり推進課 区画整理課	() △	28,801
	(△ 9,001)	
	(△ 19,800)	
2 学校施設環境改善交付金 (学校施設環境改善交付金交付要綱)	(庶務課) △	2,195
1 幼稚園就園奨励費補助金 (幼稚園就園奨励費補助金交付要綱)	(学務課) △	8,903

説	明	千円
2 民生委員児童委員及び民生委員協議会経費負担金 (民生委員法第26条、民生委員・児童委員及び民生委員協議会に関する経費の都負担金交付要綱)	(地域福祉課) △	1,822
4 国民健康保険基盤安定負担金 (国民健康保険法第72条の3第2項及び法附則第24条第3項)	(保険年金課)	582
5 障害者自立支援給付費負担金 (障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律第94条)	(自立生活支援課)	17,957
6 障害者医療費負担金 (障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律第94条)	(自立生活支援課)	2,350

説	明	千円
1 市町村総合交付金 (東京都市町村総合交付金交付要綱)	(企画政策課)	43,040
1 多摩の魅力発信事業補助金 (多摩の魅力発信事業補助金交付要綱)	(企画政策課)	2,000

款 14 都支出金

項 2 都補助金

目	補正前の額	補正額	計	節	
				区 分	金 額
2 民生費都補助金	千円 1,307,717	千円 55,994	千円 1,363,711	1 社会福祉費補助金	千円 36,759
				2 児童福祉費補助金	19,235
3 衛生費都補助金	78,473	△ 17,155	61,318	1 保健衛生費補助金	△ 17,155
4 労働費都補助金	106,510	△ 6,400	100,110	1 労働諸費補助金	△ 6,400
7 土木費都補助金	179,295	△ 15,871	163,424	1 道路橋りょう費補助金	△ 450
				2 都市計画費補助金	△ 15,421

説	明		千円
2 重度脳性麻痺者介護人事業補助金 (東京都在宅障害者福祉事業費等補助金交付要綱)	(自立生活支援課)	△	3,936
10 障害者施策推進区市町村包括補助事業補助金 (障害者施策推進区市町村包括補助事業実施要綱)	(自立生活支援課)	△	7,032
16 住まい対策拡充等支援事業補助金 (東京都緊急雇用創出事業臨時特例補助金(住まい対策拡充等支援分)交付要綱)	(地域福祉課)		1,527
18 認知症高齢者グループホーム緊急整備支援事業補助金 (東京都認知症高齢者グループホーム緊急整備支援事業補助要綱)	(介護福祉課)		46,200
9 地域青少年健全育成支援事業補助金 (地域青少年健全育成支援事業補助金交付要綱)	(児童青少年課)	△	222
11 子ども家庭支援区市町村包括補助事業補助金 (子供家庭支援区市町村包括補助事業実施要綱)	(子育て支援課)	△	5,236
15 一時預かり事業・定期利用保育事業費補助金 (東京都一時預かり事業・定期利用保育事業費補助金交付要綱)	(保育課)		8,680
21 子育てひろば事業補助金 (子育てひろば事業補助要綱)	(児童青少年課)		5,960
22 子ども・子育て支援新制度対応システム構築費等補助金 (子ども・子育て支援新制度に係る電子システム構築等事業補助要綱)	(子育て支援課)		3,177
23 子育て短期支援事業補助金 (子育て短期支援事業補助要綱)	(子育て支援課)		338
24 養育支援訪問事業補助金 (養育支援訪問事業補助要綱)	(子育て支援課)		1,531
25 ファミリー・サポート・センター事業補助金 (ファミリー・サポート・センター事業補助要綱)	(子育て支援課)		5,007
2 妊婦健康診査事業補助金 (東京都妊婦健康診査事業補助金交付要綱)	(健康課)	△	20,675
4 乳児家庭全戸訪問事業補助金 (乳児家庭全戸訪問事業補助要綱)	(健康課)		3,520
1 緊急雇用創出事業臨時特例補助金 (東京都緊急雇用創出事業臨時特例補助金交付要綱)	(経済課)	△	6,400
1 都市再生地籍調査事業補助金 (国土調査法第9条)	(道路管理課)	△	450
3 東小金井駅北口土地区画整理事業補助金 (東京都土地区画整理事業助成規程)	(区画整理課)	△	8,100
4 緊急輸送道路沿道建築物耐震化促進事業補助金 (東京都緊急輸送道路沿道建築物耐震化促進事業補助金交付要綱)	(まちづくり推進)	△	7,321

款 14 都支出金

項 2 都補助金

目	補正前の額	補正額	計	節	
				区 分	金 額
8 教育費都補助金	千円 138,919	千円 4,332	千円 143,251	1 教育費補助金	千円 4,332

款 14 都支出金

項 3 委託金

目	補正前の額	補正額	計	節	
				区 分	金 額
1 総務費委託金	千円 316,730	千円 4,134	千円 320,864	2 徴収費委託金	千円 4,134
4 土木費委託金	441,010	△ 255,649	185,361	2 道路橋りょう費委託金	△ 255,649

款 15 財産収入

項 2 財産売却収入

目	補正前の額	補正額	計	節	
				区 分	金 額
1 不動産売却収入	千円 10,798	千円 44,443	千円 55,241	1 土地売却収入	千円 44,443

説	明	千円
8 公立学校施設非構造部材耐震化支援事業補助金 (東京都公立学校施設非構造部材耐震化支援事業補助金交付要綱)	(庶務課)	4,332

説	明	千円
1 都税徴収委託金 (地方税法第47条)	(納税課)	4,134
1 新みちづくり・まちづくりパートナー事業委託金 (道路法第24条) 都道134号線	(都市計画課)	△ 174,759 (△ 174,759)
2 主要地方道15号線整備事業委託金 (道路法第24条)	(都市計画課)	△ 10,890
3 玉川上水人道橋整備事業に伴う歩道橋撤去委託金 (道路法第24条)	(道路管理課)	△ 70,000

説	明	千円
1 土地売却収入	(管財課)	44,443

款 16 寄 附 金

項 1 寄 附 金

目	補正前の額	補 正 額	計	節	
				区 分	金 額
1 一般寄附金	千円 1	千円 1,615	千円 1,616	1 一般寄附金	千円 1,615
2 土木費寄附金	21,583	2	21,585	2 緑化事業寄附金	2
3 民生費寄附金	168	300,316	300,484	2 地域福祉事業寄附金	300,316
4 総務費寄附金	0	130	130	1 がんばれ小金井寄附金	130

款 17 繰 入 金

項 1 基金繰入金

目	補正前の額	補 正 額	計	節	
				区 分	金 額
6 教育施設整備基金繰入金	千円 11,630	千円 △ 2,662	千円 8,968	1 教育施設整備基金繰入金	千円 △ 2,662

款 19 諸 収 入

項 5 雑 入

目	補正前の額	補 正 額	計	節	
				区 分	金 額
10 雑 入	千円 418,843	千円 9,270	千円 428,113	1 雑 入	千円 9,270

説	明	千円
1 一般寄附金	(管財課)	1,615
1 緑化事業寄附金	(環境政策課)	2
1 地域福祉事業寄附金	(地域福祉課)	300,316
1 がんばれ小金井寄附金	(企画政策課)	130

説	明	千円
1 教育施設整備基金繰入金	(庶務課)	△ 2,662

説	明	千円
14 可燃・不燃ごみ有価物売却収入	(ごみ対策課)	14,581
40 オータムジャンボ宝くじ区市町村交付金	(財政課)	2,445
63 障害児通所給付費	(自立生活支援課)	△ 13,168
72 再商品合理化拠出金	(ごみ対策課)	5,411
75 滄浪泉園内お供え金	(環境政策課)	1

款 20 市 債

項 1 市 債

目	補正前の額	補 正 額	計	節	
				区 分	金 額
1 民 生 債	千円 781,500	△ 千円 16,400	千円 765,100	1 社会福祉施設整備債	△ 千円 16,400
2 土 木 債	915,900	△ 108,000	807,900	2 都市計画債	△ 108,000

説	明	千円
2	あかね学童保育所建替事業債 (財 政 課) △	16,400
2	東小金井駅北口土地区画整理事業債 (財 政 課) △	94,000
3	都市計画道路 3・4・12号線整備事業債 (財 政 課) △	14,000

3 歳 出

款 1 議 会 費

項 1 議 会 費

目	補正前の額	補 正 額	計	補 正 額 の 財 源 内 訳		
				特 定 財 源		
				国都支出金	地 方 債	そ の 他
	千円	千円	千円	千円	千円	千円
1 議 会 費	390,517	△ 12,729	377,788			

一般財源	節		説 明
	区 分	金 額	
千円		千円	千円
△ 12,729			
206	2 給料	△ 164	1 職員人件費その他 (職員課) 206
	3 職員手当等	△ 2,343	2 給 料 (△ 164) 一般職給料 △ 164
	4 共済費	△ 8,097	3 職員手当等 (737)
	9 旅費	△ 2,125	4 共 済 費 (△ 388)
△ 12,935			9 旅 費 (21) 普通旅費 21
			2 議員の報酬等の経費 (議会事務局) △ 12,935
			3 職員手当等 (△ 3,080)
			4 共 済 費 (△ 7,709)
			議員共済会給付費負担金 △ 7,709
			9 旅 費 (△ 2,146)
			議員旅費 △ 2,146

款 2 総務費

項 1 総務管理費

目	補正前の額	補正額	計	補正額の財源内訳		
				特 定 財 源		
				国都支出金	地 方 債	そ の 他
	千円	千円	千円	千円	千円	千円
1 一般管理費	1,522,260	87,770	1,610,030			
2 文書管理費	367,963	△ 9,962	358,001			
3 広報広聴費	61,217	△ 6,838	54,379			
8 企画調整費	20,830	0	20,830	1,490		
11 財政調整基金費	700,357	350,000	1,050,357			

一般財源	節		説 明
	区 分	金 額	
千円		千円	千円
87,770			
88,505	2 給料	58,772	1 職員人件費その他 () 88,505
	3 職員手当等	45,011	(1) 職員課関係経費 90,737
	4 共済費	△ 15,422	2 給 料 (60,740)
	9 旅費	142	一般職給料 60,740
	15 工事請負費	△ 735	3 職員手当等 (43,759)
	19 負担金補助及び交付金	2	4 共 済 費 (△ 13,881)
			9 旅 費 (117)
			普通旅費 117
			19 負担金補助及び交付金 (2)
			東京都人材支援事業団負担金 2
			(2) 職員課関係経費(再任用職員) △ 2,232
			2 給 料 (△ 1,968)
			再任用職員給料 △ 1,968
			3 職員手当等 (1,252)
			4 共 済 費 (△ 1,541)
			9 旅 費 (25)
			普通旅費 25
△ 735			9 庁舎維持管理に要する経費 (管 財 課) △ 735
			15 工事請負費 (△ 735)
			ベンチャー・SOHO事務所遠方監視装置 設置工事
△ 9,962			
△ 4,425	13 委託料	△ 6,262	4 内部情報システムに要する経 費 (情報システム課) △ 4,425
	14 使用料及び賃借料	△ 3,700	13 委 託 料 (△ 725)
			契約差金(内部情報システム保守委託料) △ 725
			14 使用料及び賃借料 (△ 3,700)
			契約差金(内部情報ネットワーク機器等借 上料(平成25年度導入分)) △ 3,700
△ 5,537			6 基幹系システムに要する経費(情報システム課) △ 5,537
			13 委 託 料 (△ 5,537)
			契約差金(基幹系システム運用委託料(平 成24年度導入分)他1件) △ 5,537
△ 6,838			
△ 6,838	11 需用費 5 印刷製本費	△ 6,838 △ 6,838	1 広報活動に要する経費 (広 報 秘 書 課) △ 6,838
			11 需 用 費 (△ 6,838)
			印刷製本費 △ 6,838
△ 1,490			
350,000			
350,000	25 積立金	350,000	1 財政調整基金積立金 (財 政 課) 350,000

款 2 総務費

項 1 総務管理費

目	補正前の額	補正額	計	補正額の財源内訳		
				特 定 財 源		
				国都支出金	地 方 債	そ の 他
	千円	千円	千円	千円	千円	千円
11 財政調整基金費						
13 庁舎建設基金費	126	100,000	100,126			

一般財源	節		説 明
	区 分	金 額	
千円		千円	千円
			25 積立金 (350,000) 財政調整基金積立金(積立元金) 350,000
100,000			
100,000	25 積立金	100,000	1 庁舎建設基金積立金 (管 財 課) 100,000
			25 積立金 (100,000) 庁舎建設基金積立金(積立元金) 100,000

款 2 総務費

項 2 徴税費

目	補正前の額	補正額	計	補正額の財源内訳		
				特 定 財 源		
				国都支出金	地 方 債	そ の 他
	千円	千円	千円	千円	千円	千円
1 税務総務費	362,570	△ 6,386	356,184	4,134 4,134		
3 徴 収 費	58,913	7,608	66,521			

一般財源	節		説明
	区分	金額	
千円		千円	千円
△ 10,520			
△ 10,520	2 給料	△ 8,214	1 職員人件費その他 (職員課) △ 6,386
	3 職員手当等	6,377	2 給料 (△ 8,214)
	4 共済費	△ 4,544	一般職給料 △ 8,214
	9 旅費	△ 5	3 職員手当等 (6,377)
			4 共済費 (△ 4,544)
			9 旅費 (△ 5)
			普通旅費 △ 5
7,608			
7,608	23 償還金利子及び割引料	7,608	2 市税等還付金及び還付加算金 (納税課) 7,608
			23 償還金利子及び割引料 (7,608)
			還付金及び還付加算金 7,608

款 2 総務費

項 3 戸籍住民基本台帳費

目	補正前の額	補正額	計	補正額の財源内訳		
				特 定 財 源		
				国都支出金	地 方 債	そ の 他
	千円	千円	千円	千円	千円	千円
1 戸籍住民基本台帳費	191,755	△ 1,754	190,001			△ 506
						△ 506

一般財源	節		説明
	区分	金額	
千円		千円	千円
△ 1,248			
△ 1,248	2 給料	△ 154	1 職員人件費その他 (職員課) △ 1,248
	3 職員手当等	△ 260	2 給料 (△ 154)
	4 共済費	△ 849	一般職給料 (△ 154)
	9 旅費	15	3 職員手当等 (△ 260)
	12 役務費	△ 506	4 共済費 (△ 849)
	1 郵便料	△ 506	9 旅費 (15)
			普通旅費 15
			3 住民基本台帳事務に要する経費 (市民課) △ 506
			12 役務費 (△ 506)
			郵便料 △ 506

款 2 総務費

項 4 選挙費

目	補正前の額	補正額	計	補正額の財源内訳		
				特 定 財 源		
				国都支出金	地 方 債	そ の 他
	千円	千円	千円	千円	千円	千円
1 選挙管理委員会費	38,764	△ 1,154	37,610			

一般財源	節		説明
	区 分	金 額	
千円		千円	千円
△ 1,154			
△ 1,154	2 給料	△ 1,946	1 職員人件費その他 (職員課) △ 1,154
	3 職員手当等	1,270	2 給 料 (△ 1,946)
	4 共済費	△ 501	一般職給料 △ 1,946
	9 旅費	23	3 職員手当等 (1,270)
			4 共 済 費 (△ 501)
			9 旅 費 (23)
			普通旅費 23

款 2 総務費

項 6 監査委員費

目	補正前の額	補正額	計	補正額の財源内訳		
				特 定 財 源		
				国都支出金	地 方 債	そ の 他
	千円	千円	千円	千円	千円	千円
1 監査委員費	34,103	871	34,974			

一般財源	節		説 明
	区 分	金 額	
千円		千円	千円
871			
871	2 給料	308	1 職員人件費その他 (職員課) 871
	3 職員手当等	582	2 給料 (308)
	4 共済費	△ 28	一般職給料 308
	9 旅費	9	3 職員手当等 (582)
			4 共 済 費 (△ 28)
			9 旅 費 (9)
			普通旅費 9

款 3 民 生 費

項 1 社会福祉費

目	補正前の額	補 正 額	計	補 正 額 の 財 源 内 訳		
				特 定 財 源		
				国都支出金	地 方 債	そ の 他
	千円	千円	千円	千円	千円	千円
1 社会福祉総務費	776,780	27,355	804,135	△ 3,200		
				△ 1,822		
				7,049		
				△ 8,427		
2 障害者福祉費	1,389,317	58,477	1,447,794	39,284		
				△ 3,936		

一般財源	節		説明
	区分	金額	
千円		千円	千円
30,555			
25,078	1 報酬	△ 1,960	1 職員人件費その他 (職員課) 25,078
	2 給料	6,669	2 給料 (6,669)
	3 職員手当等	16,848	一般職給料 (6,669)
	4 共済費	1,551	3 職員手当等 (16,848)
	8 報償費	△ 1,686	4 共済費 (1,551)
△ 1,960	9 旅費	10	9 旅費 (10)
	20 扶助費	971	普通旅費 10
136	23 償還金・利息及び割引料	4,952	2 社会福祉委員に要する経費 (地域福祉課) △ 1,960
			1 報酬 (△ 1,960)
			社会福祉委員報酬 △ 1,960
2,349			3 民生委員等に要する経費 (地域福祉課) △ 1,686
			8 報償費 (△ 1,686)
			民生委員活動費 委員 △ 1,686
			22 自立支援医療・更生医療給付に要する経費 (自立生活支援課) 9,398
			20 扶助費 (9,398)
			更生医療給付 9,398
			26 住宅手当緊急特別措置事業に要する経費 (地域福祉課) △ 8,427
			20 扶助費 (△ 8,427)
			住宅手当 △ 8,427
4,952			32 返還金・還付金 () 4,952
			(2) 地域福祉課関係経費 4,952
			23 償還金・利息及び割引料 (4,952)
			平成24年度地域福祉推進区市町村包括補助事業都補助金返還金 3,022
			平成21・22・23年度地域福祉推進区市町村包括補助事業都補助金返還金 847
			平成19・20年度福祉保健基盤等区市町村包括補助事業都補助金返還金 74
			平成22・23年度住まい対策拡充等支援事業都補助金返還金 328
			平成20・21・22年度生活安定応援事業事務都委託金返還金 626
			平成21年度セーフティネット支援対策等事業費国庫補助金返還金 55
19,193			
△ 783	1 報酬	△ 1,366	1 心身障害者(児)介護人事業に要する経費 (自立生活支援課) △ 4,719
	8 報償費	△ 4,719	8 報償費 (△ 4,719)

款 3 民生費

項 1 社会福祉費

目	補正前の額	補正額	計	補正額の財源内訳		
				特 定 財 源		
				国都支出金	地 方 債	そ の 他
	千円	千円	千円	千円	千円	千円
2 障害者福祉費						
				△	3,132	
				△	637	
					37,224	
					16,647	
				△	8,565	
4 高齢者福祉費	495,058	42,745	537,803	46,200		△ 904
						△ 904

一般財源	節		説 明
	区 分	金 額	
千円		千円	千円
604	12 役務費 5 手数料	581 581	介護人事業謝礼（重度脳性麻痺者） △ 4,719 2 福祉タクシーに要する経費（自立生活支援課） 604
654	13 委託料	△ 1,398	20 扶 助 費 (604) 福祉タクシー助成 604
654	19 負担金補助及び交付金	△ 8,745	3 心身障害者自動車ガソリン費 助成に要する経費（自立生活支援課） 654
2,347	20 扶助費	73,086	20 扶 助 費 (654) 心身障害者自動車ガソリン費助成 654
△ 761	23 償還金利子及び割引料	1,038	15 障害程度区分判定審査会に要 する経費（自立生活支援課） △ 785 1 報 酬 (△ 1,366) 障害程度区分判定審査会委員報酬 △ 1,366 12 役 務 費 (581) 主治医意見書作成手数料 581
12,408			21 精神障害者配食サービス事業 に要する経費（自立生活支援課） △ 1,398 13 委 託 料 (△ 1,398) 精神障害者配食サービス委託料 △ 1,398
5,549			24 介護給付に要する経費（自立生活支援課） 49,632 20 扶 助 費 (49,632) 介護給付費 49,632
△ 180			25 訓練等給付に要する経費（自立生活支援課） 22,196 20 扶 助 費 (22,196) 訓練等給付費 22,196
1,038			30 障害者自立支援法移行支援事 業に要する経費（自立生活支援課） △ 8,745 19 負担金補助及び交付金 (△ 8,745) 障害者日中活動系サービス推進事業補助金 △ 8,745
△ 2,551			32 返還金・還付金（自立生活支援課） 1,038 23 償還金利子及び割引料 (1,038) 平成24年度地域生活支援事業費等国庫補 助金返還金 1,038
△ 1,040	8 報償費	△ 1,734	3 老人施設措置に要する経費（介護福祉課） △ 1,944
	13 委託料	△ 513	20 扶 助 費 (△ 1,944) 入所介護費 養護老人ホーム △ 1,944

款 3 民生費

項 1 社会福祉費

目	補正前の額	補正額	計	補正額の財源内訳		
				特 定 財 源		
				国都支出金	地 方 債	そ の 他
	千円	千円	千円	千円	千円	千円
4 高齢者福祉費				46,200		
6 青少年対策費	7,306	△ 590	6,716	△ 222		
8 国民健康保険事業費	1,315,342	75,738	1,391,080	4,233		
				4,233		
9 介護保険事業費	1,075,251	△ 15,251	1,060,000			
10 地域福祉基金費	10	300,636	300,646			300,326
						300,326

一般財源	節		説 明
	区 分	金 額	
千円		千円	千円
△ 1,734	19 負担金補助及び交付金	46,200	7 訪問療養指導に要する経費 (介護福祉課) △ 1,734
	20 扶助費	△ 1,208	8 報 償 費 (△ 1,734) 訪問看護師謝礼 △ 1,734
△ 513			16 特別短期生活介護事業等に要する経費 (介護福祉課) △ 513
			13 委 託 料 (△ 513) 特別入浴サービス事業委託料 △ 513
736			21 介護保険利用者負担助成に要する経費 (介護福祉課) 736
			20 扶 助 費 (736) 介護保険訪問介護等利用者負担助成 736
			34 地域密着型サービス拠点等施設整備に要する経費 (介護福祉課) 46,200
			19 負担金補助及び交付金 (46,200) 認知症高齢者グループホーム緊急整備支援事業補助金 46,200
△ 368			
△ 590	1 報酬	△ 590	1 青少年問題協議会に要する経費 (児童青少年課) △ 590
			1 報 酬 (△ 590) 青少年問題協議会委員報酬 △ 590
71,505			
71,505	28 繰出金	75,738	1 国民健康保険特別会計繰出金 (財 政 課) 75,738
			28 繰 出 金 (75,738) 保険基盤安定分繰出金 5,645 職員給与費等繰出金 93 その他繰出金 70,000
△ 15,251			
△ 15,251	28 繰出金	△ 15,251	1 介護保険特別会計繰出金 (財 政 課) △ 15,251
			28 繰 出 金 (△ 15,251) 介護給付費繰出金 △ 5,621 地域支援事業(介護予防)繰出金 △ 698 職員給与費等繰出金 △ 6,490 要介護認定事務費繰出金 △ 2,442
310			
310	25 積立金	300,636	1 地域福祉基金積立金 (地 域 福 祉 課) 300,636

款 3 民生費

項 1 社会福祉費

目	補正前の額	補正額	計	補正額の財源内訳		
				特 定 財 源		
				国都支出金	地 方 債	そ の 他
10 地域福祉基金費	千円	千円	千円	千円	千円	千円

一般財源	節		説	明
	区	分		
千円				千円
			25 積立金	(300,636)
			地域福祉基金積立金(積立元金)	300,636

款 3 民生費

項 2 児童福祉費

目	補正前の額	補正額	計	補正額の財源内訳		
				特 定 財 源		
				国都支出金	地 方 債	そ の 他
	千円	千円	千円	千円	千円	千円
1 児童福祉総務費	3,410,551	△ 20,676	3,389,875	80		△ 23,760
				2,355		
						△ 23,760
2 児童措置費	1,278,957	1,690	1,280,647	△ 770		
				△ 770		
3 児童福祉施設費	76,653	△ 24,112	52,541	△ 9,060		
				△ 8,505		
				△ 555		
4 保育園費	1,784,991	△ 10,009	1,774,982	△ 195		△ 7,613
				703		△ 6,037
5 学童保育所費	258,458	△ 7,052	251,406		△ 16,400	5,684

一般財源	節		説 明
	区 分	金 額	
千円 3,004		千円	千円
△ 33,238	2 給料	△ 20,729	1 職員人件費その他 (職員課) △ 30,883
	3 職員手当等	△ 2,219	2 給 料 (△ 20,729)
	4 共済費	△ 8,022	一般職給料 △ 20,729
	9 旅費	87	3 職員手当等 (△ 2,219)
	19 負担金補助及び交付金	7,914	4 共 済 費 (△ 8,022)
31,674			9 旅 費 (87)
			普通旅費 87
	23 償還金利子及び割引料	2,293	8 民間保育所助成に要する経費 (保 育 課) 7,914
2,293			19 負担金補助及び交付金 (7,914)
			民間保育所補助金 7,914
			24 返還金・還付金 () 2,293
			(1) 保育課関係経費 2,293
			23 償還金利子及び割引料 (2,293)
			平成24年度病児・病後児保育事業都補助金返還金 2,293
2,460			
2,460	19 負担金補助及び交付金	1,690	2 民間保育所等運営に要する経費 (保 育 課) 1,690
			19 負担金補助及び交付金 (1,690)
			一時預かり事業補助金 1,690
△ 15,052			
△ 15,067	13 委託料	△ 540	2 児童館維持管理に要する経費 (児童青少年課) △ 23,572
	15 工事請負費	△ 23,572	15 工事請負費 (△ 23,572)
			東児童館改修工事
15			3 児童館運営に要する経費 (児童青少年課) △ 540
			13 委 託 料 (△ 540)
			契約差金 (児童館事業運営委託料) △ 540
△ 2,201			
△ 4,675	2 給料	△ 13,821	1 職員人件費その他 (職員課) △ 10,009
	3 職員手当等	11,007	2 給 料 (△ 13,821)
	4 共済費	△ 7,208	一般職給料 △ 13,821
	9 旅費	13	3 職員手当等 (11,007)
			4 共 済 費 (△ 7,208)
			9 旅 費 (13)
			普通旅費 13
3,664			

款 3 民 生 費

項 2 児 童 福 祉 費

目	補正前の額	補 正 額	計	補 正 額 の 財 源 内 訳		
				特 定 財 源		
				国都支出金	地 方 債	そ の 他
	千円	千円	千円	千円	千円	千円
5 学童保育所費					△ 16,400	614
						5,070
6 幼児通所訓練施設費	14,912	0	14,912	△ 12,530		
8 児童発達支援センター費	92,400	0	92,400	11,613		△ 13,168

一般財源	節		説 明
	区 分	金 額	
千円		千円	千円
11,207			1 学童保育所維持管理に要する 経費 (児童青少年課) △ 4,579
	1 報酬	△ 2,473	
	13 委託料	△ 3,288	13 委 託 料 (△ 3,288) 契約差金 (あかね学童保育所建替工事監理 委託料) △ 3,288
	15 工事請負費	△ 1,291	15 工事請負費 (△ 1,291) 契約差金 (あかね学童保育所建替工事)
△ 7,543			2 学童保育所運営に要する経費 (児童青少年課) △ 2,473
			1 報 酬 (△ 2,473) 学童保育所非常勤嘱託職員報酬 △ 2,473
12,530			
1,555			

款 3 民生費

項 3 生活保護費

目	補正前の額	補正額	計	補正額の財源内訳		
				特 定 財 源		
				国都支出金	地 方 債	そ の 他
	千円	千円	千円	千円	千円	千円
1 生活保護総務費	229,041	8,868	237,909	224		
				△ 13		

一般財源	節		説 明
	区 分	金 額	
千円		千円	千円
8,644			
8,881	2 給料	308	1 職員人件費その他 (職員課) 8,868
	3 職員手当等	8,816	2 給 料 (308)
	4 共済費	△ 310	一般職給料 308
	9 旅費	54	3 職員手当等 (8,816)
			4 共 済 費 (△ 310)
			9 旅 費 (54)
			普通旅費 54

款 3 民生費

項 4 国民年金費

目	補正前の額	補正額	計	補正額の財源内訳		
				特 定 財 源		
				国都支出金	地 方 債	そ の 他
	千円	千円	千円	千円	千円	千円
1 国民年金総務費	30,838	△ 3,027	27,811			

一般財源	節		説明
	区分	金額	
千円		千円	千円
△ 3,027			
△ 3,027	2 給料	△ 2,005	1 職員人件費その他 (職員課) △ 3,027
	3 職員手当等	△ 487	2 給料 (△ 2,005)
	4 共済費	△ 539	一般職給料 △ 2,005
	9 旅費	4	3 職員手当等 (△ 487)
			4 共済費 (△ 539)
			9 旅費 (4)
			普通旅費 4

款 4 衛 生 費

項 1 保 健 衛 生 費

目	補正前の額	補 正 額	計	補 正 額 の 財 源 内 訳		
				特 定 財 源		
				国都支出金	地 方 債	そ の 他
	千円	千円	千円	千円	千円	千円
1 保健衛生総務費	676,083	△ 8,980	667,103	△ 20,530		

一般財源	節		説 明
	区 分	金 額	
千円		千円	千円
11,550			
△ 8,980	2 給料	△ 6,282	1 職員人件費その他 (職員課) △ 8,980
	3 職員手当等	△ 332	2 給料 (△ 6,282)
	4 共済費	△ 2,378	一般職給料 (△ 6,282)
	9 旅費	12	3 職員手当等 (△ 332)
			4 共済費 (△ 2,378)
			9 旅費 (12)
			普通旅費 12

款 4 衛生費

項 2 清掃費

目	補正前の額	補正額	計	補正額の財源内訳		
				特 定 財 源		
				国都支出金	地 方 債	そ の 他
	千円	千円	千円	千円	千円	千円
1 清掃総務費	335,366	△ 47,523	287,843			△ 1,286
						△ 1,286
2 塵芥処理費	2,215,095	△ 9,317	2,205,778	700		△ 15,188
				610		△ 15,188
				90		
4 環境基金費	400,664	100,010	500,674			10
						10

一般財源	節		説 明
	区 分	金 額	
千円		千円	千円
△ 46,237			
△ 38,940	2 給料	△ 19,361	1 職員人件費その他 (職 員 課) △ 38,940
	3 職員手当等	△ 12,236	2 給 料 (△ 19,361) 一般職給料 △ 19,361
	4 共済費	△ 7,446	3 職員手当等 (△ 12,236)
	9 旅費	103	4 共 済 費 (△ 7,446)
	13 委託料	△ 8,583	9 旅 費 (103) 普通旅費 103
△ 6,873			3 清掃管理に要する経費 (ごみ対策課) △ 6,873
			13 委 託 料 (△ 6,873) 一般廃棄物処理基本計画策定支援委託料 △ 6,873
△ 424			7 二枚橋衛生組合の解散に伴う 承継事務に要する経費 (ごみ対策課) △ 1,710
			13 委 託 料 (△ 1,710) 契約差金 (除草作業委託料) △ 1,710
5,171			
△ 2,521	1 報酬	△ 896	2 塵芥処理に要する経費 (ごみ対策課) △ 17,099
	13 委託料	△ 18,485	13 委 託 料 (△ 17,099) 蛍光管処理委託料 △ 594 廃プラスチック資源化処理委託料 △ 2,030 可燃ごみ処理委託料 (事業系) △ 14,475
	19 負担金補助及び交付金	10,064	3 中間処理場維持管理に要する 経費 (ごみ対策課) △ 1,386
△ 1,386			13 委 託 料 (△ 1,386) 契約差金 (中間処理場運転管理委託料) △ 1,386
			4 ごみ減量啓発に要する経費 (ごみ対策課) △ 896
△ 986			1 報 酬 (△ 896) 廃棄物減量等推進審議会委員報酬 △ 896
△ 857			5 資源ごみ回収に要する経費 (ごみ対策課) △ 857
			19 負担金補助及び交付金 (△ 857) 公務員住宅生ごみ処理機器電気料負担金 △ 857
10,921			7 可燃ごみ共同処理事業に要す る経費 (ごみ対策課) 10,921
			19 負担金補助及び交付金 (10,921) 可燃ごみ共同処理事業負担金 10,921
100,000			
100,000	25 積立金	100,010	1 環境基金積立金 (ごみ対策課) 100,010

款 4 衛生費

項 2 清掃費

目	補正前の額	補正額	計	補正額の財源内訳		
				特 定 財 源		
				国都支出金	地方債	その他
4 環境基金費	千円	千円	千円	千円	千円	千円

一般財源	節		説 明
	区 分	金 額	
千円		千円	千円
			25 積立金 (100,010) 環境基金積立金(積立元金) 100,010

款 5 労働費

項 1 労働諸費

目	補正前の額	補正額	計	補正額の財源内訳		
				特 定 財 源		
				国都支出金	地 方 債	そ の 他
	千円	千円	千円	千円	千円	千円
1 労働諸費	121,477	△ 6,427	115,050	△ 6,400		
				△ 6,400		

一般財源	節		説明
	区分	金額	
千円		千円	千円
△ 27			
△ 27	4 共済費	△ 27	3 緊急雇用創出事業に要する経費 () △ 6,427
	13 委託料	△ 6,400	(2) 職員課関係経費 △ 27 4 共済費 (△ 27) (3) 経済課関係経費 △ 2,142 13 委託料 (△ 2,142) 契約差金 (地域資源活用プロジェクト事業委託料) △ 2,142 (4) 納税課関係経費 △ 3,051 13 委託料 (△ 3,051) 契約差金 (市税口座振替加入促進委託料) △ 3,051 (8) 図書館関係経費 △ 1,207 13 委託料 (△ 1,207) 契約差金 (図書搬入・配架作業委託料) △ 1,207

款 6 農林水産業費

項 1 農業費

目	補正前の額	補正額	計	補正額の財源内訳		
				特 定 財 源		
				国都支出金	地 方 債	そ の 他
	千円	千円	千円	千円	千円	千円
2 農業総務費	7,714	138	7,852			
3 農業振興費	25,356	0	25,356	1,480		

一般財源	節		説 明
	区 分	金 額	
千円		千円	千円
138			
138	2 給料	△ 1	1 職員人件費その他 () 138
	3 職員手当等	168	(1) 職員課関係経費 138
	4 共済費	△ 40	2 給 料 (△ 1) 一般職給料 △ 1
	9 旅費	11	3 職員手当等 (168) 4 共 済 費 (△ 40) 9 旅 費 (11) 普通旅費 11
△ 1,480			

款 7 商 工 費

項 1 商 工 費

目	補正前の額	補 正 額	計	補 正 額 の 財 源 内 訳		
				特 定 財 源		
				国都支出金	地 方 債	そ の 他
	千円	千円	千円	千円	千円	千円
1 商工総務費	73,356	△ 481	72,875			
2 商工振興費	145,684	△ 10,069	135,615	39,020		
				39,020		
3 観 光 費	8,665	0	8,665	520		

一般財源	節		説 明
	区 分	金 額	
千円		千円	千円
△ 481			
△ 481	2 給料	△ 925	1 職員人件費その他 (職員課) △ 481
	3 職員手当等	989	2 給 料 (△ 925)
	4 共済費	△ 563	一般職給料 △ 925
	9 旅費	18	3 職員手当等 (989)
			4 共 済 費 (△ 563)
			9 旅 費 (18)
			普通旅費 18
△ 49,089			
△ 49,089	15 工事請負費	△ 7,722	1 商工振興に要する経費 (経 済 課) △ 10,069
	19 負担金補助及び交付金	△ 2,347	15 工事請負費 (△ 7,722)
			ベンチャー・SOHO事務所整備工事
			19 負担金補助及び交付金 (△ 2,347)
			農工大・多摩小金井ベンチャーポータル入居者賃料補助金 △ 1,737
			商店会街路装飾灯LED化事業補助金 △ 610
△ 520			

款 8 土 木 費

項 1 土木管理費

目	補正前の額	補 正 額	計	補 正 額 の 財 源 内 訳		
				特 定 財 源		
				国都支出金	地 方 債	そ の 他
	千円	千円	千円	千円	千円	千円
1 土木総務費	196,578	△ 17,700	178,878	△ 3,435		
				△ 3,435		

一般財源	節		説明
	区分	金額	
千円		千円	千円
△ 14,265			
△ 14,265	2 給料	△ 8,801	1 職員人件費その他 (職員課) △ 17,700
	3 職員手当等	△ 5,412	2 給料 (△ 8,801)
	4 共済費	△ 3,481	一般職給料 △ 8,801
	9 旅費	△ 6	3 職員手当等 (△ 5,412)
			4 共済費 (△ 3,481)
			9 旅費 (△ 6)
			普通旅費 △ 6

款 8 土 木 費

項 2 道路橋りょう費

目	補正前の額	補 正 額	計	補 正 額 の 財 源 内 訳		
				特 定 財 源		
				国都支出金	地 方 債	そ の 他
	千円	千円	千円	千円	千円	千円
1 道路橋りょう総務費	113,375	△ 12,774	100,601	△ 4,268		1,956
				△ 3,818		1,956
				△ 450		
2 道路維持費	84,662	△ 781	83,881			
3 道路新設改良費	786,732	△ 179,310	607,422	△ 178,396		
				△ 167,955		

一般財源	節		説 明
	区 分	金 額	
千円		千円	千円
△ 10,462			
△ 10,315	2 給料	△ 6,841	1 職員人件費その他 (職 員 課) △ 12,177
	3 職員手当等	△ 2,775	2 給 料 (△ 6,841)
	4 共済費	△ 2,583	一般職給料 △ 6,841
	9 旅費	22	3 職員手当等 (△ 2,775)
	13 委託料	△ 597	4 共 済 費 (△ 2,583)
△ 147			9 旅 費 (22)
			普通旅費 22
			4 都市再生地籍調査事業に要する経費 (道 路 管 理 課) △ 597
			13 委 託 料 (△ 597)
			契約差金 (都市再生地籍調査委託料) △ 597
△ 781			
△ 781	13 委託料	△ 781	1 道路維持補修に要する経費 (道 路 管 理 課) △ 781
			13 委 託 料 (△ 781)
			契約差金 (玉川上水歩道帯等樹木管理委託料) △ 781
△ 914			
△ 914	11 需用費 1 消耗品費	△ 500 △ 500	1 道路新設改良に要する経費 () △ 914
	12 役務費 5 手数料	△ 986 △ 986	(2) 道路管理課関係経費 △ 914
	13 委託料	△ 12,538	15 工事請負費 (△ 914)
	15 工事請負費	△ 3,194	契約差金 (市道36・325号線道路補修工事)
	17 公有財産購入費	△ 95,430	2 都道134号線整備に要する経費 () △ 167,955
	22 補償補填及び賠償金	△ 66,662	(1) 都市計画課関係経費 △ 157,450
			11 需 用 費 (△ 500)
			消耗品費 △ 500
			12 役 務 費 (△ 986)
			都道134号線土地鑑定評価手数料 △ 986
			13 委 託 料 (△ 1,213)
			都道134号線物件調査委託料 △ 1,213
			17 公有財産購入費 (△ 90,951)
			都道134号線用地取得費 △ 90,951
			22 補償補填及び賠償金 (△ 63,800)
			都道134号線用地取得に伴う物件補償費 △ 63,800
			(2) 道路管理課関係経費 △ 10,505
			13 委 託 料 (△ 8,225)
			契約差金 (都道134号線測量設計委託料) △ 8,225
			15 工事請負費 (△ 2,280)
			都道134号線事業予定地管理に伴う整備工事

款 8 土 木 費

項 2 道路橋りょう費

目	補正前の額	補 正 額	計	補 正 額 の 財 源 内 訳		
				特 定 財 源		
				国都支出金	地 方 債	そ の 他
	千円	千円	千円	千円	千円	千円
3 道路新設改良費				△ 10,441		

一般財源	節		説 明
	区 分	金 額	
千円		千円	千円
			3 主要地方道15号線整備に要する経費 () △ 10,441
			(1) 都市計画課関係経費 △ 10,441
			13 委託料 (△ 3,100)
			主要地方道15号線物件調査・補償説明委託料 △ 2,413
			主要地方道15号線測量委託料 △ 687
			17 公有財産購入費 (△ 4,479)
			主要地方道15号線用地取得費 △ 4,479
			22 補償補填及び賠償金 (△ 2,862)
			主要地方道15号線用地取得に伴う物件補償費 △ 2,862

款 8 土 木 費

項 4 都市計画費

目	補正前の額	補 正 額	計	補 正 額 の 財 源 内 訳		
				特 定 財 源		
				国都支出金	地 方 債	そ の 他
	千円	千円	千円	千円	千円	千円
1 都市計画総務費	1,044,194	△ 51,930	992,264	△ 16,322		
				△ 1,201		
				△ 15,121		
2 土地区画整理費	1,044,109	△ 173,044	871,065	△ 24,700	△ 94,000	
				△ 24,700	△ 94,000	
3 街路事業費	46,437	△ 12,835	33,602		△ 14,000	
					△ 14,000	

一般財源	節		説 明
	区 分	金 額	
千円		千円	千円
△ 35,608			
△ 31,317	2 給料	△ 15,344	1 職員人件費その他 (職 員 課) △ 31,317
	3 職員手当等	△ 10,297	2 給 料 (△ 15,344)
	4 共済費	△ 5,724	一般職給料 △ 15,344
	9 旅費	48	3 職員手当等 (△ 10,297)
	13 委託料	△ 3,091	4 共 済 費 (△ 5,724)
△ 3,091	19 負担金補助及び交付金	△ 17,522	9 旅 費 (48)
			普通旅費 48
			5 建築事務に要する経費 (建 築 営 繕 課) △ 3,091
△ 1,200			13 委 託 料 (△ 3,091)
			契約差金 (特殊建築物等定期調査報告委託料) △ 3,091
			9 木造住宅耐震助成に要する経費 (ま ち づ くり 推 進) △ 2,401
			19 負担金補助及び交付金 (△ 2,401)
			木造住宅耐震診断助成金 △ 2,401
			11 特定緊急輸送道路沿道建築物耐震化助成に要する経費 (ま ち づ くり 推 進) △ 15,121
			19 負担金補助及び交付金 (△ 15,121)
			特定緊急輸送道路沿道建築物耐震診断助成金 △ 15,121
△ 54,344			
△ 54,344	8 報償費	△ 513	1 土地区画整理事業に要する経費 (区 画 整 理 課) △ 173,044
	13 委託料	△ 172,531	8 報 償 費 (△ 513)
			東小金井駅北口まちづくり協議会謝礼 △ 513
			13 委 託 料 (△ 172,531)
			東小金井駅北口土地区画整理事業委託料 △ 172,531
1,165			
4,000	15 工事請負費	△ 12,835	1 都市計画道路3・4・12号線整備に要する経費 () △ 10,000
			(2) 道路管理課関係経費 △ 10,000
			15 工事請負費 (△ 10,000)
			契約差金 (都市計画道路3・4・12号線街路築造工事)
△ 2,835			2 都市計画道路3・4・8号線整備に要する経費 () △ 2,835
			(2) 道路管理課関係経費 △ 2,835
			15 工事請負費 (△ 2,835)

款 8 土 木 費

項 4 都市計画費

目	補正前の額	補 正 額	計	補 正 額 の 財 源 内 訳		
				特 定 財 源		
				国都支出金	地 方 債	そ の 他
	千円	千円	千円	千円	千円	千円
3 街路事業費						
4 公共下水道費	411,420	△ 13,819	397,601			
8 みどりと公園基金費	18,036	3	18,039			3
						3

一般財源	節		説明
	区 分	金 額	
千円		千円	千円
			都市計画道路3・4・8号線事業予定地管理に伴う整備工事
△ 13,819			
△ 13,819	28 繰出金	△ 13,819	1 下水道事業特別会計繰出金 (財 政 課) △ 13,819
			28 繰 出 金 (△ 13,819) 下水道事業特別会計繰出金 △ 13,819
	25 積立金	3	1 みどりと公園基金積立金 (環 境 政 策 課) 3
			25 積 立 金 (3) みどりと公園基金積立金 (積立元金) 3

款 9 消 防 費

項 1 消 防 費

目	補正前の額	補 正 額	計	補 正 額 の 財 源 内 訳		
				特 定 財 源		
				国都支出金	地 方 債	そ の 他
	千円	千円	千円	千円	千円	千円
1 常備消防費	1,432,399	△ 81,412	1,350,987			
3 災害対策費	46,823	△ 5,481	41,342			

一般財源	節		説明
	区分	金額	
千円		千円	千円
△ 81,412			
△ 81,412	13 委託料	△ 81,412	1 消防事務委託に要する経費 (地域安全課) △ 81,412
			13 委託料 (△ 81,412) 消防事務都委託金 △ 81,412
△ 5,481			
△ 5,481	18 備品購入費	△ 5,481	1 災害対策に要する経費 (地域安全課) △ 5,481
			18 備品購入費 (△ 5,481) 医療機器類 △ 5,481

款 10 教育費

項 1 教育総務費

目	補正前の額	補正額	計	補正額の財源内訳		
				特 定 財 源		
				国都支出金	地 方 債	そ の 他
	千円	千円	千円	千円	千円	千円
2 事務局費	842,834	△ 2,978	839,856	△ 8,903		
4 教育施設整備基金費	5	10	15			10
						10

一般財源	節		説明
	区 分	金 額	
千円		千円	千円
5,925			
△ 2,978	1 報酬	△ 31,360	1 職員人件費その他 () △ 2,978
	2 給料	29,209	(1) 庶務課関係経費 1,313
	3 職員手当等	△ 4,656	1 報 酬 (△ 31,360)
	4 共済費	3,822	市立小学校給食調理非常勤嘱託職員報酬 △ 31,360
	9 旅費	7	2 給 料 (31,043)
			一般職給料 31,043
			3 職員手当等 (△ 2,873)
			4 共 済 費 (4,484)
			9 旅 費 (19)
			普通旅費 19
			(2) 庶務課関係経費(再任用職員) △ 4,291
			2 給 料 (△ 1,834)
			再任用職員給料 △ 1,834
			3 職員手当等 (△ 1,783)
			4 共 済 費 (△ 662)
			9 旅 費 (△ 12)
			普通旅費 △ 12
	25 積立金	10	1 教育施設整備基金積立金 (庶 務 課) 10
			25 積立金 (10)
			教育施設整備基金積立金(積立元金) 10

款 10 教育費

項 2 小学校費

目	補正前の額	補正額	計	補正額の財源内訳		
				特 定 財 源		
				国都支出金	地 方 債	そ の 他
	千円	千円	千円	千円	千円	千円
1 学校管理費	572,244	△ 55,239	517,005			
4 学校建設費	141,229	△ 11,293	129,936	2,137		△ 2,662
				2,137		△ 2,662

一般財源	節		説明
	区 分	金 額	
千円		千円	千円
△ 55,239			
△ 55,239	2 給料	△ 30,166	1 職員人件費その他 (庶務課) △ 55,239
	3 職員手当等	△ 15,172	2 給 料 (△ 30,166)
	4 共済費	△ 9,896	一般職給料 △ 30,166
	9 旅費	△ 5	3 職員手当等 (△ 15,172)
			4 共 済 費 (△ 9,896)
			9 旅 費 (△ 5)
			普通旅費 △ 5
△ 10,768			
△ 10,768	15 工事請負費	△ 11,293	1 学校施設整備に要する経費 (庶務課) △ 11,293
			15 工事請負費 (△ 11,293)
			契約差金 (前原小学校給食機器設置に伴う 設備工事他7件)

款 10 教育費

項 3 中学校費

目	補正前の額	補正額	計	補正額の財源内訳		
				特 定 財 源		
				国都支出金	地 方 債	そ の 他
	千円	千円	千円	千円	千円	千円
1 学校管理費	226,288	△ 2,115	224,173			
4 学校建設費	31,349	△ 5,423	25,926			

一般財源	節		説 明
	区 分	金 額	
千円		千円	千円
△ 2,115			
△ 2,115	2 給料	△ 1,059	1 職員人件費その他 (庶務課) △ 2,115
	3 職員手当等	△ 460	2 給 料 (△ 1,059)
	4 共済費	△ 623	一般職給料 △ 1,059
	9 旅費	27	3 職員手当等 (△ 460)
			4 共 済 費 (△ 623)
			9 旅 費 (27)
			普通旅費 27
△ 5,423			
△ 5,423	15 工事請負費	△ 5,423	1 学校施設整備に要する経費 (庶務課) △ 5,423
			15 工事請負費 (△ 5,423)
			契約差金 (緑中学校給食機器設置に伴う設 備工事他1件)

款 10 教育費

項 4 社会教育費

目	補正前の額	補正額	計	補正額の財源内訳		
				特 定 財 源		
				国都支出金	地 方 債	そ の 他
	千円	千円	千円	千円	千円	千円
1 社会教育総務費	313,068	△ 6,411	306,657			
4 文化財保護費	87,333	△ 70,000	17,333	△ 71,370		
				△ 71,370		

一般財源	節		説 明
	区 分	金 額	
千円		千円	千円
△ 6,411			
△ 6,411	2 給料	△ 8,983	1 職員人件費その他 (庶務課) △ 6,411
	3 職員手当等	6,630	2 給 料 (△ 8,983)
	4 共済費	△ 4,125	一般職給料 △ 8,983
	9 旅費	67	3 職員手当等 (6,630)
			4 共 済 費 (△ 4,125)
			9 旅 費 (67)
			普通旅費 67
1,370			
1,370	15 工事請負費	△ 70,000	5 名勝小金井(サクラ)復活プロジェクトに要する経費 () △ 70,000
			(2) 道路管理課関係経費 △ 70,000
			15 工事請負費 (△ 70,000)
			玉川上水歩道橋撤去工事

款 10 教 育 費

項 5 保 健 体 育 費

目	補正前の額	補 正 額	計	補 正 額 の 財 源 内 訳		
				特 定 財 源		
				国都支出金	地 方 債	そ の 他
	千円	千円	千円	千円	千円	千円
1 保健体育総務費	203,479	△ 20,467	183,012			
2 体育施設費	240,953	△ 2,846	238,107			

一般財源	節		説 明
	区 分	金 額	
千円		千円	千円
△ 20,467			
13,895	2 給料	2,772	1 職員人件費その他 (庶務課) 13,895
	3 職員手当等	10,080	2 給 料 (2,772) 一般職給料 2,772
	4 共済費	1,000	3 職員手当等 (10,080)
	9 旅費	43	4 共 済 費 (1,000)
	13 委託料	△ 33,501	9 旅 費 (43) 普通旅費 43
△ 861	15 工事請負費	△ 861	5 スポーツ開放・学校開放に要する経費 (生涯学習課) △ 861
			15 工事請負費 (△ 861) 契約差金 (一中クラブハウス談話室エアコン改修工事)
△ 33,501			8 スポーツ祭東京2013に要する経費 (生涯学習課) △ 33,501
			13 委 託 料 (△ 33,501) 契約差金 (会場設営委託料) △ 33,501
△ 2,846			
△ 2,846	14 使用料及び賃借料	△ 1,215	2 総合体育館維持管理に要する経費 (生涯学習課) △ 2,846
	15 工事請負費	△ 1,631	14 使用料及び賃借料 (△ 1,215) トレーニング機器借上料 アブドミナルクランチ他 △ 1,215
			15 工事請負費 (△ 1,631) 契約差金 (大体育室照明器具改修工事)

款 11 公債費

項 1 公債費

目	補正前の額	補正額	計	補正額の財源内訳		
				特 定 財 源		
				国都支出金	地 方 債	そ の 他
	千円	千円	千円	千円	千円	千円
1 元 金	2,567,482	1,051	2,568,533			
2 利 子	373,425	△ 9,852	363,573			

一般財源	節		説 明
	区 分	金 額	
千円		千円	千円
1,051			
1,051	23 償還金利息及び割引料	1,051	1 市債償還元金 (財 政 課) 1,051
			23 償還金利息及び割引料 (1,051)
			市債償還元金 1,051
△ 9,852			
△ 8,834	23 償還金利息及び割引料	△ 9,852	1 市債償還利子 (財 政 課) △ 8,834
			23 償還金利息及び割引料 (△ 8,834)
			市債償還利子 △ 8,834
△ 1,018			2 一時借入金利息等 (会 計 課) △ 1,018
			23 償還金利息及び割引料 (△ 1,018)
			一時借入金利息 △ 1,018

款 12 諸支出金

項 2 開発公社費

目	補正前の額	補正額	計	補正額の財源内訳		
				特 定 財 源		
				国都支出金	地 方 債	そ の 他
	千円	千円	千円	千円	千円	千円
1 開発公社費	60,232	△ 15,008	45,224			

一般財源	節		説明
	区分	金額	
千円		千円	千円
△ 15,008			
△ 15,008	19 負担金補助及び交付金	△ 15,008	1 土地開発公社に要する経費 (都市計画課) △ 15,008
			19 負担金補助及び交付金 (△ 15,008)
			土地開発公社支出金 △ 15,008

款 13 予 備 費

項 1 予 備 費

目	補正前の額	補 正 額	計	補 正 額 の 財 源 内 訳		
				特 定 財 源		
				国都支出金	地 方 債	そ の 他
	千円	千円	千円	千円	千円	千円
1 予 備 費	26,738	15,693	42,431			

一般財源	節		説明
	区 分	金 額	
千円 15,693		千円	千円

給与費明細書

特別職

(単位：千円)

区分	職員数 (人)	給 与 費						共済費	合計	
		報酬	給料	期 末 手 当	勤 勉 手 当	その他 の手当	計			
補正後	長 等	3		31,380	5,564		115	37,059	6,933	43,992
	議 員	24	143,580		53,635			197,215	70,502	267,717
	その他	1,336	750,547					750,547	93,070	843,617
	計	1,363	894,127	31,380	59,199		115	984,821	170,505	1,155,326
補正前	長 等	3		31,380	12,397		115	43,892	7,156	51,048
	議 員	24	143,580		56,715			200,295	78,211	278,506
	その他	1,379	789,192					789,192	94,803	883,995
	計	1,406	932,772	31,380	69,112		115	1,033,379	180,170	1,213,549
比 較	長 等				△6,833			△6,833	△223	△7,056
	議 員				△3,080			△3,080	△7,709	△10,789
	その他	△43	△38,645					△38,645	△1,733	△40,378
	計	△43	△38,645		△9,913			△48,558	△9,665	△58,223

その他手当は、通勤手当115千円である。

一 般 職

(1) 総 括

(単位：千円)

区 分	職員数 (人)	給 与 費			共 済 費	合 計	備 考
		給 料	職員手当	計			
補正後	(47) 624	2,376,673	2,227,869	4,604,542	764,910	5,369,452	
補正前	(48) 642	2,423,431	2,168,267	4,591,698	831,278	5,422,976	
比 較	(△1) △18	△46,758	59,602	12,844	△66,368	△53,524	

() 内は、再任用短時間勤務職員であり、外書きである。

(単位：千円)

職員 手当 の内 訳	区 分	地域手当	扶養手当	特別調整額	通勤手当	特殊勤務手当	時間外勤務手当
	補正後		250,177	61,386	58,905	54,263	
補正前		253,744	60,938	66,183	56,559		213,636
比 較		△3,567	448	△7,278	△2,296		112,829
職 員 手 当 の 内 訳	区 分	夜間勤務手当	住居手当	退職手当	期末手当	勤勉手当	合 計
	補正後	483	32,360	537,516	635,289	271,025	2,227,869
	補正前	368	36,378	561,280	641,710	277,471	2,168,267
	比 較	115	△4,018	△23,764	△6,421	△6,446	59,602

(2) 給料及び職員手当の増減額の明細

(単位：千円)

区 分	増 減 額	増減額の増減事由別内訳		説 明																				
給 料	△ 46,758	その他の増減分	1 給与改定分 △ 735 2 異動等分 △ 45,849 3 再任用給与改定分 △ 174	※給与改定(△0.20%)の状況 給与改定率 △0.20% 給与改定実施時期 平成26年1月1日																				
職員手当	59,602	その他の増減分	1 期末・勤勉手当 △ 12,867 (1) 給与改定分 △ 4,581 (2) 異動等分 △ 8,252 (3) 再任用給与改定分 △ 34 2 その他 72,469 (1) 給与改定分 △ 44,585 (2) 異動等分 117,072 (3) 再任用給与改定分 △ 18	※期末・勤勉手当の支給率 (見込) <table border="1" style="margin-left: 20px;"> <thead> <tr> <th>区分</th> <th>6月</th> <th>12月</th> <th>3月</th> <th>計</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>予算計上</td> <td>1.80</td> <td>1.95</td> <td>0.20</td> <td>3.95</td> </tr> <tr> <td>支給見込</td> <td>1.80</td> <td>1.95</td> <td>0.18</td> <td>3.93</td> </tr> <tr> <td>超過分</td> <td>0.00</td> <td>0.00</td> <td>△ 0.02</td> <td>△ 0.02</td> </tr> </tbody> </table>	区分	6月	12月	3月	計	予算計上	1.80	1.95	0.20	3.95	支給見込	1.80	1.95	0.18	3.93	超過分	0.00	0.00	△ 0.02	△ 0.02
区分	6月	12月	3月	計																				
予算計上	1.80	1.95	0.20	3.95																				
支給見込	1.80	1.95	0.18	3.93																				
超過分	0.00	0.00	△ 0.02	△ 0.02																				

(3) 職員1人当たりの給料月額、給与月額及び平均年齢の状況

区 分		一般行政職	技能労務職
平成25年12月1日現在	平均給料月額	300,955円	350,156円
	平均給与月額	387,395円	415,133円
	平均年齢	38歳 7月	47歳 0月
平成24年12月1日現在	平均給料月額	303,583円	342,691円
	平均給与月額	407,737円	413,989円
	平均年齢	39歳 0月	45歳 9月

地方債の前年度末における現在の見込み及び前年度末及び前年度調書補正
 当該年度末における現在の見込みに関する調書補正

(単位:千円)

区分	平成23年度末 現在高	平成24年度末 現在高	平成25年度		平成25年度		平成25年度 補正前の額	平成25年度 補正額	平成25年度 補正後の額
			平成25年度 補正前の額	平成25年度 補正額	中				
					起債見込額	減見込額			
1 普通債	17,992,944	17,623,294	2,288,400	△ 124,400	2,164,000	1,347,579	18,564,115	△ 124,400	18,439,715
(1) 総務	2,899,306	2,858,004	0	0	0	20,097	2,837,907	0	2,837,907
(2) 民生	508,445	496,343	781,500	△ 16,400	765,100	58,066	1,219,777	△ 16,400	1,203,377
(3) 衛生	371,989	314,795	0	0	0	57,038	257,757	0	257,757
(4) 土木	11,511,634	11,510,063	915,900	△ 108,000	807,900	894,741	11,531,222	△ 108,000	11,423,222
(5) 消防	71,089	44,663	0	0	0	26,450	18,213	0	18,213
(6) 教育	2,630,481	2,399,426	591,000	0	591,000	291,187	2,699,239	0	2,699,239
2 その他	13,464,397	12,959,404	633,000	0	633,000	1,220,954	12,372,501	△ 1,051	12,371,450
(1) 住民税等減税補てん償	3,008,208	2,491,040	0	0	0	523,104	1,968,187	△ 251	1,967,936
(2) 臨時税収補てん償	247,981	208,679	0	0	0	40,091	168,588	0	168,588
(3) 臨時財政対策債	10,208,208	10,259,685	633,000	0	633,000	657,759	10,235,726	△ 800	10,234,926
合計	31,457,341	30,582,698	2,921,400	△ 124,400	2,797,000	2,568,533	30,936,616	△ 125,451	30,811,165

平成25年度 基金現在高調べ

NO	基金名	区分	平成24年度末現在高(A)	平成25年度当初予算(B)	予算補正状況				平成25年度平成25年度末平成25年度末高見込額(F)=(A)+(D)-(E)
					第2回9月	第5回12月	第7回3月	補正額(C)	
1	財政調整基金	元金 利息 計	1,112,589	357 357	700,000	350,000	1,050,000	1,050,000	550,000 390,000 940,000
2	職員退職手当基金	元金 利息 計	9,405	3 3					当初 補正 計 9,408
3	庁舎建設基金	元金 利息 計	399,619	126 126	100,000	100,000	100,000	100,000	当初 補正 計 499,745
4	地域センター等建設基金	元金 利息 計	95,484	47 47					当初 補正 計 95,531
5	地域福祉基金	元金 利息 計	28,383	10 10	300,636	300,636	300,636	300,636	当初 補正 計 2,770
6	環境基金	元金 利息 計	1,158,464	200,000 664 200,664	200,000	100,010	300,010	300,010	当初 補正 計 1,659,138
7	都市再開発整備基金	元金 利息 計	3,015	11 11					当初 補正 計 3,026
8	鉄道線増立体化整備基金	元金 利息 計	207,480	195 195					当初 補正 計 207,675
9	みどり公園基金	元金 利息 計	69,349	23 23	13	18,000	18,016	18,016	当初 補正 計 7,500
10	市営住宅整備基金	元金 利息 計	51,903	3,142 16 3,158	13	18,000	18,016	3,142 16 3,158	当初 補正 計 3,400
11	教育施設整備基金	元金 利息 計	13,593	5 5					当初 補正 計 11,630 △ 2,662 8,968
12	土地開発基金	元金 利息 計	65	1 1					当初 補正 計 66
合	計	元金 利息 計	3,149,349	203,142 1,458 204,600	900,013 0 900,013	18,000 0 18,000	1,768,672 0 1,768,672	1,971,814 1,458 1,973,272	当初 補正 計 878,506 387,338 1,265,844

議案第2号

平成25年度

小金井市

国民健康保険特別会計

補正予算

(第5回)

平成25年度小金井市国民健康保険特別会計補正予算（第5回）

平成25年度小金井市の国民健康保険特別会計の補正予算（第5回）は、次に定めるところによる。

（歳入歳出予算の補正）

第1条 歳入歳出予算の総額に、歳入歳出それぞれ286,382千円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ10,325,805千円とする。

2 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表歳入歳出予算補正」による。

平成26年2月21日提出

東京都小金井市長 稲葉孝彦

第1表 歳入歳出予算補正

歳 入

款	項	補正前の額	補正額	計
		千円	千円	千円
3 国庫支出金		2,089,077	6,637	2,095,714
	1 国庫負担金	1,986,968	6,637	1,993,605
5 前期高齢者交付金		1,897,930	197,370	2,095,300
	1 前期高齢者交付金	1,897,930	197,370	2,095,300
6 都支出金		732,400	6,637	739,037
	1 都負担金	63,973	6,637	70,610
9 繰入金		1,315,342	75,738	1,391,080
	1 他会計繰入金	1,315,342	75,738	1,391,080
歳入合計		10,039,423	286,382	10,325,805

歳 出

款	項	補正前の額	補 正 額	計
		千円	千円	千円
1 総 務 費		169,547	93	169,640
	1 総 務 管 理 費	142,705	93	142,798
2 保 險 給 付 費		6,572,909	60,671	6,633,580
	1 療 養 諸 費	5,802,068	60,671	5,862,739
3 後期高齢者支援金等		1,407,927	85,172	1,493,099
	1 後期高齢者支援金等	1,407,927	85,172	1,493,099
4 前期高齢者納付金等		1,514	53	1,567
	1 前期高齢者納付金等	1,514	53	1,567
6 介 護 納 付 金		587,108	52,054	639,162
	1 介 護 納 付 金	587,108	52,054	639,162
7 共 同 事 業 抛 出 金		974,003	44,068	1,018,071
	1 共 同 事 業 抛 出 金	974,003	44,068	1,018,071
11 諸 支 出 金		26,964	121,938	148,902
	1 償 還 金 及 び 還 付 金	24,856	121,938	146,794
12 予 備 費		98,121	△77,667	20,454
	1 予 備 費	98,121	△77,667	20,454
歳 出 合 計		10,039,423	286,382	10,325,805

議案第2号資料

平成 25 年 度

小 金 井 市

国 民 健 康 保 險 特 別 会 計

補 正 予 算 事 項 別 明 細 書

(第 5 回)

1 総括 歳入

款	項	補正前の額	補正額	計
3 国庫支出金		千円 2,089,077	千円 6,637	千円 2,095,714
	1 国庫負担金	1,986,968	6,637	1,993,605
5 前期高齢者交付金		1,897,930	197,370	2,095,300
	1 前期高齢者交付金	1,897,930	197,370	2,095,300
6 都支出金		732,400	6,637	739,037
	1 都負担金	63,973	6,637	70,610
9 繰入金		1,315,342	75,738	1,391,080
	1 他会計繰入金	1,315,342	75,738	1,391,080
歳入合計		10,039,423	286,382	10,325,805

歳 出

款	項	補正前の額	補正額	計
1 総 務 費		千円 169,547	千円 93	千円 169,640
	1 総 務 管 理 費	142,705	93	142,798
2 保 険 給 付 費		6,572,909	60,671	6,633,580
	1 療 養 諸 費	5,802,068	60,671	5,862,739
	2 高 額 療 養 費	692,175	0	692,175
	3 移 送 費	50	0	50
3 後期高齢者支援金等		1,407,927	85,172	1,493,099
	1 後期高齢者支援金等	1,407,927	85,172	1,493,099
4 前期高齢者納付金等		1,514	53	1,567
	1 前期高齢者納付金等	1,514	53	1,567
6 介 護 納 付 金		587,108	52,054	639,162
	1 介 護 納 付 金	587,108	52,054	639,162
7 共 同 事 業 抛 出 金		974,003	44,068	1,018,071
	1 共 同 事 業 抛 出 金	974,003	44,068	1,018,071
11 諸 支 出 金		26,964	121,938	148,902
	1 償 還 金 及 び 還 付 金	24,856	121,938	146,794
12 予 備 費		98,121	△77,667	20,454
	1 予 備 費	98,121	△77,667	20,454
歳 出 合 計		10,039,423	286,382	10,325,805

補正額の財源内訳			
特 定 財 源			一 般 財 源
国 都 支 出 金	地 方 債	そ の 他	
千円	千円	千円	千円
			93
			93
		197,317	△136,646
		177,747	△117,076
		19,568	△19,568
		2	△2
			85,172
			85,172
		53	
		53	
			52,054
			52,054
13,274			30,794
13,274			30,794
			121,938
			121,938
			△77,667
			△77,667
13,274		197,370	75,738

2 歳入

款 3 国庫支出金

項 1 国庫負担金

目	補正前の額	補正額	計	節	
				区分	金額
2 高額医療費 共同事業負 担金	千円 46,304	千円 6,637	千円 52,941	1 高額医療費共同事業負担 金	千円 6,637

款 5 前期高齢者交付金

項 1 前期高齢者交付金

目	補正前の額	補正額	計	節	
				区分	金額
1 前期高齢者 交付金	千円 1,897,930	千円 197,370	千円 2,095,300	1 現年度分	千円 197,370

款 6 都支出金

項 1 都負担金

目	補正前の額	補正額	計	節	
				区分	金額
1 高額医療費 共同事業負 担金	千円 46,304	千円 6,637	千円 52,941	1 高額医療費共同事業負担 金	千円 6,637

款 9 繰入金

項 1 他会計繰入金

目	補正前の額	補正額	計	節	
				区分	金額
1 一般会計繰 入金	千円 1,315,342	千円 75,738	千円 1,391,080	1 保険基盤安定繰入金	千円 5,645
				2 職員給与費等繰入金	93

説	明	千円
1 高額医療費共同事業負担金 (健康保険法等の一部を改正する法律の一部の施行に伴う関係政令の整備に 関する政令)	(保険年金課)	6,637

説	明	千円
1 前期高齢者交付金 (高齢者の医療の確保に関する法律第32条)	(保険年金課)	197,370

説	明	千円
1 高額医療費共同事業負担金 (健康保険法等の一部を改正する法律の一部の施行に伴う関係政令の整備に 関する政令)	(保険年金課)	6,637

説	明	千円
1 保険料軽減分 (国民健康保険法第72条の3)	(保険年金課)	△ 1,658
2 保険者支援分 (国民健康保険法附則第24条第2項)	(保険年金課)	7,303
1 職員給与費等繰入金	(保険年金課)	93

款 9 繰 入 金

項 1 他会計繰入金

目	補正前の額	補 正 額	計	節	
				区 分	金 額
1 一般会計繰入金	千円	千円	千円	4 その他一般会計繰入金	千円 70,000

説	明
1 その他一般会計繰入金	<div style="text-align: right;">千円</div> (保険年金課) 70,000

3 歳 出

款 1 総 務 費

項 1 総務管理費

目	補正前の額	補 正 額	計	補 正 額 の 財 源 内 訳		
				特 定 財 源		
				国都支出金	地 方 債	そ の 他
	千円	千円	千円	千円	千円	千円
1 一般管理費	139,847	93	139,940			

一般財源	節		説 明
	区 分	金 額	
千円		千円	千円
93			
93	2 給料	△ 2,757	1 職員人件費その他 () 93
	3 職員手当等	4,430	(1) 保険年金課関係経費 93
	4 共済費	△ 1,600	2 給 料 (△ 2,757)
	9 旅費	20	一般職給料 (△ 2,757)
			3 職員手当等 (4,430)
			4 共 済 費 (△ 1,600)
			9 旅 費 (20)
			普通旅費 20

款 2 保険給付費

項 1 療養諸費

目	補正前の額	補正額	計	補正額の財源内訳		
				特 定 財 源		
				国都支出金	地方債	その他
	千円	千円	千円	千円	千円	千円
1 一般被保険者療養給付費	5,265,322	40,979	5,306,301			174,625
						174,625
2 退職被保険者等療養給付費	401,773	19,692	421,465			
3 一般被保険者療養費	102,476	0	102,476			3,122

一般財源	節		説 明
	区 分	金 額	
千円		千円	千円
△ 133,646			
△ 133,646	19 負担金補助及び交付金	40,979	1 療養給付費に要する経費 (保険年金課) 40,979
			19 負担金補助及び交付金 (40,979) 一般被保険者に係る診療報酬・調剤報酬等 保険者負担分 40,979
19,692			
19,692	19 負担金補助及び交付金	19,692	1 療養給付費に要する経費 (保険年金課) 19,692
			19 負担金補助及び交付金 (19,692) 退職被保険者等に係る診療報酬・調剤報酬 等保険者負担分 19,692
△ 3,122			

款 2 保険給付費

項 2 高額療養費

目	補正前の額	補正額	計	補正額の財源内訳		
				特 定 財 源		
				国都支出金	地 方 債	そ の 他
	千円	千円	千円	千円	千円	千円
1 一般被保険者高額療養費	641,472	0	641,472			19,547
3 一般被保険者高額介護合算療養費	687	0	687			21

一般財源	節		説明
	区 分	金 額	
千円 △ 19,547		千円	千円
△ 21			

款 2 保険給付費

項 3 移送費

目	補正前の額	補正額	計	補正額の財源内訳		
				特 定 財 源		
				国都支出金	地 方 債	そ の 他
	千円	千円	千円	千円	千円	千円
1 一般被保険者移送費	40	0	40			2

一般財源	節		説明
	区 分	金 額	
千円		千円	千円
△ 2			

款 3 後期高齢者支援金等

項 1 後期高齢者支援金等

目	補正前の額	補正額	計	補正額の財源内訳		
				特 定 財 源		
				国都支出金	地方債	その他
	千円	千円	千円	千円	千円	千円
1 後期高齢者支援金	1,407,823	85,158	1,492,981			
2 後期高齢者関係事務費拠出金	104	14	118			

一般財源	節		説明
	区分	金額	
千円		千円	千円
85,158			
85,158	19 負担金補助及び交付金	85,158	1 後期高齢者支援金に要する経費 (保険年金課) 85,158 19 負担金補助及び交付金 (85,158) 後期高齢者支援金 85,158
14			
14	19 負担金補助及び交付金	14	1 後期高齢者関係事務費に要する経費 (保険年金課) 14 19 負担金補助及び交付金 (14) 後期高齢者関係事務費拠出金 14

款 4 前期高齢者納付金等

項 1 前期高齢者納付金等

目	補正前の額	補正額	計	補正額の財源内訳		
				特 定 財 源		
				国都支出金	地 方 債	そ の 他
	千円	千円	千円	千円	千円	千円
1 前期高齢者納付金	1,413	36	1,449			36
						36
2 前期高齢者関係事務費拠出金	101	17	118			17
						17

一般財源	節		説明
	区分	金額	
千円		千円	千円
	19 負担金補助及び交付金	36	1 前期高齢者納付金に要する経費 (保険年金課) 36 19 負担金補助及び交付金 (36) 前期高齢者納付金 36
	19 負担金補助及び交付金	17	1 前期高齢者関係事務に要する経費 (保険年金課) 17 19 負担金補助及び交付金 (17) 前期高齢者関係事務費拠出金 17

款 6 介護納付金

項 1 介護納付金

目	補正前の額	補正額	計	補正額の財源内訳		
				特 定 財 源		
				国都支出金	地方債	その他
	千円	千円	千円	千円	千円	千円
1 介護納付金	587,108	52,054	639,162			

一般財源	節		説明
	区分	金額	
千円		千円	千円
52,054			
52,054	19 負担金補助及び交付金	52,054	1 介護納付金に要する経費 (保険年金課) 52,054
			19 負担金補助及び交付金 (52,054) 介護納付金 52,054

款 7 共同事業拠出金

項 1 共同事業拠出金

目	補正前の額	補正額	計	補正額の財源内訳		
				特 定 財 源		
				国都支出金	地 方 債	そ の 他
	千円	千円	千円	千円	千円	千円
1 高額医療費拠出金	185,217	26,548	211,765	13,274 13,274		
2 保険財政共同安定 化事業拠出金	788,461	17,520	805,981			

一般財源	節		説 明
	区 分	金 額	
千円		千円	千円
13,274			
13,274	19 負担金補助及び交付金	26,548	1 高額医療費共同事業に要する <u>経費</u> (保険年金課) 26,548 19 負担金補助及び交付金 (26,548) 高額医療費共同事業医療費拠出金 26,548
17,520			
17,520	19 負担金補助及び交付金	17,520	1 保険財政共同安定化に要する <u>経費</u> (保険年金課) 17,520 19 負担金補助及び交付金 (17,520) 保険財政共同安定化事業拠出金 17,520

款 11 諸支出金

項 1 償還金及び還付金

目	補正前の額	補正額	計	補正額の財源内訳		
				特 定 財 源		
				国都支出金	地 方 債	そ の 他
	千円	千円	千円	千円	千円	千円
5 償 還 金	13,256	121,938	135,194			

一般財源	節		説 明
	区 分	金 額	
千円		千円	千円
121,938			
121,938	23 償還金利子及び割引料	121,938	1 交付金等の返還金 (保 険 年 金 課) 121,938
			23 償還金利子及び割引料 (121,938) 交付金等の返還金 121,938

款 12 予 備 費

項 1 予 備 費

目	補正前の額	補 正 額	計	補 正 額 の 財 源 内 訳		
				特 定 財 源		
				国都支出金	地 方 債	そ の 他
	千円	千円	千円	千円	千円	千円
1 予 備 費	98,121	△ 77,667	20,454			

一般財源	節		説明
	区 分	金 額	
千円		千円	千円
△ 77,667			

給与費明細書

特別職

(単位：千円)

区分	職員数 (人)	給 与 費						共済費	合計
		報酬	給料	期 末 手 当	勤 勉 手 当	その他 の手当	計		
補正後	長 等 議 員								
	その他	23	13,447				13,447	1,914	15,361
	計	23	13,447				13,447	1,914	15,361
	長 等 議 員								
補正前	その他	23	13,447				13,447	2,074	15,521
	計	23	13,447				13,447	2,074	15,521
	長 等 議 員								
比較	その他							△160	△160
	計							△160	△160
	長 等 議 員								
	長 等 議 員								

一般職

(1) 総括

(単位：千円)

区分	職員数 (人)	給 与 費			共 済 費	合 計	備 考
		給 料	職員手当	計			
補正後	() 15	50,901	44,856	95,757	16,473	112,230	
補正前	() 15	53,658	40,126	93,784	17,913	111,697	
比較	()	△2,757	4,730	1,973	△1,440	533	

() 内は、再任用短時間勤務職員であり、外書きである。

(単位：千円)

職員 手当 の内 訳	区分	地域手当	扶養手当	特別調整額	通勤手当	特殊勤務手当	時間外勤務手当
	補正後		5,369	1,927	849	1,298	
補正前		5,722	2,675	887	1,460		7,383
比較		△353	△748	△38	△162		7,483
区分	夜間勤務手当	住居手当	退職手当	期末手当	勤勉手当	合計	
補正後			804		13,764	5,979	44,856
補正前			747		14,796	6,456	40,126
比較			57		△1,032	△477	4,730

議案第3号

平成25年度

小金井市

下水道事業特別会計

補正予算

(第1回)

平成25年度小金井市下水道事業特別会計補正予算（第1回）

平成25年度小金井市の下水道事業特別会計の補正予算（第1回）は、次に定めるところによる。

（歳入歳出予算の補正）

- 第1条 歳入歳出予算の総額から、歳入歳出それぞれ67,340千円を減額し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ1,435,258千円とする。
- 2 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表歳入歳出予算補正」による。

（地方債の補正）

- 第2条 地方債の変更は、「第2表地方債補正」による。

平成26年2月21日提出

東京都小金井市長 稲葉孝彦

第1表 歳入歳出予算補正

歳 入

款	項	補正前の額	補 正 額	計
2 使用料及び手数料		千円 996,241	千円 △21	千円 996,220
	1 使 用 料	995,873	△21	995,852
3 国 庫 支 出 金		4,489	△1,794	2,695
	1 国 庫 補 助 金	4,489	△1,794	2,695
4 都 支 出 金		981	△714	267
	1 都 補 助 金	981	△714	267
6 繰 入 金		411,420	△13,819	397,601
	1 他 会 計 繰 入 金	411,420	△13,819	397,601
7 繰 越 金		1	12,608	12,609
	1 繰 越 金	1	12,608	12,609
9 市 債		89,300	△63,600	25,700
	1 市 債	89,300	△63,600	25,700
歳 入 合 計		1,502,598	△67,340	1,435,258

歳 出

款	項	補正前の額	補 正 額	計
1 下 水 道 費		千円 1,328,181	千円 △63,800	千円 1,264,381
	1 下 水 道 管 理 費	1,073,072	△38,498	1,034,574
	2 下 水 道 建 設 費	255,109	△25,302	229,807
3 予 備 費		9,690	△3,540	6,150
	1 予 備 費	9,690	△3,540	6,150
歳 出 合 計		1,502,598	△67,340	1,435,258

第2表 地方債補正

変更

番号	起債の目的	補正前限度額	補正後限度額	備考
		千円	千円	
1	流域下水道事業	63,600	0	起債の方法、利率及び償還の方法は、予算に定めたとおりとする(ただし、利率見直し方式で借り入れる資金について、利率の見直しを行った後においては、当該見直し後の利率)。
2	公共下水道事業	25,700	25,700	
計		89,300	25,700	

議案第3号資料

平成25年度

小金井市

下水道事業特別会計

補正予算事項別明細書

(第1回)

1 総括 歳入

款	項	補正前の額	補正額	計
2使用料及び 手数料		千円 996,241	千円 △21	千円 996,220
	1使用料	995,873	△21	995,852
3国庫支出金		4,489	△1,794	2,695
	1国庫補助金	4,489	△1,794	2,695
4都支出金		981	△714	267
	1都補助金	981	△714	267
6繰入金		411,420	△13,819	397,601
	1他会計繰入金	411,420	△13,819	397,601
7繰越金		1	12,608	12,609
	1繰越金	1	12,608	12,609
9市債		89,300	△63,600	25,700
	1市債	89,300	△63,600	25,700
歳入合計		1,502,598	△67,340	1,435,258

歳 出

款	項	補正前の額	補正額	計
1 下 水 道 費		千円 1,328,181	千円 △63,800	千円 1,264,381
	1 下 水 道 管 理 費	1,073,072	△38,498	1,034,574
	2 下 水 道 建 設 費	255,109	△25,302	229,807
2 公 債 費		164,727	0	164,727
	1 公 債 費	164,727	0	164,727
3 予 備 費		9,690	△3,540	6,150
	1 予 備 費	9,690	△3,540	6,150
歳 出 合 計		1,502,598	△67,340	1,435,258

補正額の財源内訳			
特定財源			一般財源
国都支出金	地方債	その他	
千円 △2,508	千円 △63,600	千円 16,540	千円 △14,232
△1,796		△9,861	△26,841
△712	△63,600	26,401	12,609
		△16,561	16,561
		△16,561	16,561
			△3,540
			△3,540
△2,508	△63,600	△21	△1,211

2 歳入

款 2 使用料及び手数料

項 1 使用料

目	補正前の額	補正額	計	節	
				区分	金額
1 下水道使用料	千円 995,873	千円 △ 21	千円 995,852	1 下水道使用料	千円 △ 21

款 3 国庫支出金

項 1 国庫補助金

目	補正前の額	補正額	計	節	
				区分	金額
1 土木費国庫補助金	千円 4,489	千円 △ 1,794	千円 2,695	1 都市計画費補助金	千円 △ 1,794

款 4 都支出金

項 1 都補助金

目	補正前の額	補正額	計	節	
				区分	金額
1 土木費都補助金	千円 825	千円 △ 681	千円 144	1 都市計画費補助金	千円 △ 681
2 下水道防災事業費補助金	156	△ 33	123	1 地震対策下水道費補助金	△ 33

款 6 繰入金

項 1 他会計繰入金

目	補正前の額	補正額	計	節	
				区分	金額
1 一般会計繰入金	千円 411,420	千円 △ 13,819	千円 397,601	1 一般会計繰入金	千円 △ 13,819

説	明	千円
1 現年賦課分 (下水道条例第12条)	(下水道課)	1,230
2 滞納繰越分 (下水道条例第12条)	(下水道課)	△ 1,251

説	明	千円
1 社会資本整備総合交付金 (社会資本整備総合交付金交付要綱)	(下水道課)	△ 1,794

説	明	千円
1 雨水流出抑制助成事業補助金 (雨水流出抑制助成事業補助要綱)	(下水道課)	△ 681
1 公共下水道地震対策緊急整備補助金 (市町村下水道事業都費補助金交付要綱)	(下水道課)	△ 33

説	明	千円
1 一般会計繰入金	(下水道課)	△ 13,819

款 7 繰越金

項 1 繰越金

目	補正前の額	補正額	計	節	
				区 分	金 額
1 繰越金	千円 1	千円 12,608	千円 12,609	1 前年度繰越金	千円 12,608

款 9 市 債

項 1 市 債

目	補正前の額	補正額	計	節	
				区 分	金 額
1 下水道債	千円 89,300	△ 千円 63,600	千円 25,700	2 流域下水道債	△ 千円 63,600

説	明	千円
1 前年度繰越金	(下水道課)	12,608

説	明	千円
1 流域下水道債	(下水道課) △	63,600

3 歳 出

款 1 下水道費

項 1 下水道管理費

目	補正前の額	補 正 額	計	補 正 額 の 財 源 内 訳		
				特 定 財 源		
				国都支出金	地 方 債	そ の 他
	千円	千円	千円	千円	千円	千円
1 下水道総務費	966,568	△ 38,183	928,385	△ 1,796		△ 9,764
						13,561
						△ 8,427
						△ 14,218
				△ 1,796		△ 680
2 下水道維持費	106,504	△ 315	106,189			△ 97
						△ 97

一般財源	節		説明
	区分	金額	
千円		千円	千円
△ 26,623			
△ 27,392	2 給料	△ 7,537	1 職員人件費その他 () △ 13,831
	3 職員手当等	△ 4,191	(1) 下水道課関係経費 △ 10,531
	4 共済費	△ 2,144	2 給料 (△ 5,427)
	9 旅費	41	一般職給料 (△ 5,427)
	13 委託料	△ 14,218	3 職員手当等 (△ 3,451)
	19 負担金補助及び交付金	△ 4,931	4 共済費 (△ 1,703)
	27 公課費	△ 5,203	9 旅費 (50)
3,224			普通旅費 50
			(2) 下水道課関係経費(再任用職員) △ 3,300
			2 給料 (△ 2,110)
			再任用職員給料 △ 2,110
			3 職員手当等 (△ 740)
			4 共済費 (△ 441)
			9 旅費 (△ 9)
			普通旅費 △ 9
			2 一般業務に要する経費 (下水道課) △ 5,203
			27 公課費 (△ 5,203)
			消費税及び地方消費税 △ 5,203
			4 受益者負担金及び下水道使用料賦課徴収に要する経費 (下水道課) △ 14,218
			13 委託料 (△ 14,218)
			下水道使用料徴収事務委託料 △ 14,218
			5 雨水浸透施設等設置助成事業に要する経費 (下水道課) △ 2,476
			19 負担金補助及び交付金 (△ 2,476)
			雨水浸透施設等設置助成金 △ 2,476
△ 2,455			6 水質管理に要する経費 (下水道課) △ 2,455
			19 負担金補助及び交付金 (△ 2,455)
			水質検査共同実施負担金 △ 2,455
△ 218			
△ 218	13 委託料	△ 315	1 下水管きよの維持管理に要する経費 (下水道課) △ 315
			13 委託料 (△ 315)
			契約差金(管路施設調査委託料) △ 315

款 1 下水道費

項 2 下水道建設費

目	補正前の額	補正額	計	補正額の財源内訳		
				特 定 財 源		
				国都支出金	地 方 債	そ の 他
	千円	千円	千円	千円	千円	千円
1 下水道建設費	255,109	△ 25,302	229,807	△ 712	△ 63,600	26,401
				△ 712		△ 39,665
					△ 63,600	66,066

一般財源	節		説 明
	区 分	金 額	
千円		千円	千円
12,609			
12,609	13 委託料	△ 2,126	1 管きよ建設に要する経費 (下水道課) △ 27,768
	15 工事請負費	△ 1,162	13 委託料 (△ 2,126) 契約差金 (小金井市下水道総合地震対策計画修正支援委託料他1件) △ 2,126
	19 負担金補助及び交付金	△ 22,014	15 工事請負費 (△ 1,162) 契約差金 (雨水浸透柵設置工事 (その3) 他4件) 19 負担金補助及び交付金 (△ 24,480) 都市計画道路3・4・11号線管きよ新設・既設管等撤去工事負担金 △ 24,480
			2 流域下水道建設に要する経費 (下水道課) 2,466
			19 負担金補助及び交付金 (2,466) 多摩川流域下水道野川処理区建設負担金 2,140 多摩川流域下水道北多摩一号処理区建設負担金 490 荒川右岸東京流域下水道荒川右岸処理区建設負担金 △ 164

款 2 公 債 費

項 1 公 債 費

目	補正前の額	補 正 額	計	補 正 額 の 財 源 内 訳		
				特 定 財 源		
				国都支出金	地 方 債	そ の 他
	千円	千円	千円	千円	千円	千円
1 元 金	115,499	0	115,499			△ 23,506
2 利 子	49,228	0	49,228			6,945

一般財源	節		説 明
	区 分	金 額	
千円 23,506		千円	千円
△ 6,945			

款 3 予 備 費

項 1 予 備 費

目	補正前の額	補 正 額	計	補 正 額 の 財 源 内 訳		
				特 定 財 源		
				国都支出金	地 方 債	そ の 他
	千円	千円	千円	千円	千円	千円
1 予 備 費	9,690	△ 3,540	6,150			

一般財源	節		説明
	区 分	金 額	
千円 △ 3,540		千円	千円

給与費明細書

特別職

(単位：千円)

区分	職員数 (人)	給 与 費						共済費	合計	
		報酬	給料	期 手 当	末 当	勤 勉 当	其 他 の 手 当			計
補正後	長等									
	議員									
	その他	4	8,225					8,225	1,051	9,276
	計	4	8,225					8,225	1,051	9,276
補正前	長等									
	議員									
	その他	4	8,225					8,225	646	8,871
	計	4	8,225					8,225	646	8,871
比較	長等									
	議員									
	その他								405	405
	計								405	405

給与費明細書

一般職

(1) 総括

(単位：千円)

区分	職員数 (人)	給 与 費			共済費	合計	備考
		給 料	職員手当	計			
補正後	(1) 7	34,950	21,897	56,847	11,301	68,148	
補正前	(2) 7	42,487	25,788	68,275	13,850	82,125	
比較	(△1)	△7,537	△3,891	△11,428	△2,549	△13,977	

() 内は、再任用短時間勤務職員であり、外書きである。

(単位：千円)

職員 手当 の内 訳	区分	地域手当	扶養手当	特別調整額	通勤手当	特殊勤務手当	時間外勤務手当
	補正後		3,691	1,044	915	647	
補正前		4,496	1,535	936	1,128		1,157
比較		△805	△491	△21	△481		656
区分	夜間勤務手当	住居手当	退職手当	期末手当	勤勉手当	合計	
補正後			315		9,363	4,109	21,897
補正前			315		11,308	4,913	25,788
比較					△1,945	△804	△3,891

(2) 給料及び職員手当の増減額の明細

(単位：千円)

区 分	増 減 額	増減額の増減事由別内訳		説 明																				
給 料	△ 7,537	その他の増減分	1 給与改定分 △ 17 2 異動等分 △ 7,511 3 再任用給与改定分 △ 9	※給与改定(△0.20%)の状況 給与改定率 △0.20% 給与改定実施時期 平成26年1月1日																				
職員手当	△ 3,891	その他の増減分	1 期末・勤勉手当 △ 2,749 (1) 給与改定分 △ 56 (2) 異動等分 △ 2,692 (3) 再任用給与改定分 △ 1 2 その他 △ 1,142 (1) 給与改定分 △ 181 (2) 異動等分 △ 960 (3) 再任用給与改定分 △ 1	※期末・勤勉手当の支給率 (見込) <table border="1" data-bbox="965 806 1500 1003"> <thead> <tr> <th>区分</th> <th>6月</th> <th>12月</th> <th>3月</th> <th>計</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>予算計上</td> <td>1.80</td> <td>1.95</td> <td>0.20</td> <td>3.95</td> </tr> <tr> <td>支給見込</td> <td>1.80</td> <td>1.95</td> <td>0.18</td> <td>3.93</td> </tr> <tr> <td>超過分</td> <td>0.00</td> <td>0.00</td> <td>△ 0.02</td> <td>△ 0.02</td> </tr> </tbody> </table>	区分	6月	12月	3月	計	予算計上	1.80	1.95	0.20	3.95	支給見込	1.80	1.95	0.18	3.93	超過分	0.00	0.00	△ 0.02	△ 0.02
区分	6月	12月	3月	計																				
予算計上	1.80	1.95	0.20	3.95																				
支給見込	1.80	1.95	0.18	3.93																				
超過分	0.00	0.00	△ 0.02	△ 0.02																				

(3) 職員1人当たりの給料月額、給与月額及び平均年齢の状況

区 分		一般行政職	技能労務職
平成25年12月1日現在	平均給料月額	391,386円	—
	平均給与月額	477,663円	—
	平均年齢	50歳 4月	—
平成24年12月1日現在	平均給料月額	396,638円	—
	平均給与月額	494,681円	—
	平均年齢	52歳 0月	—

地方債の前前年度末における現在高並びに前年度未及び

当該年度末における現在高の見込みに関する調書補正

(単位:千円)

区分	平成23年度末		平成24年度末		平成25年度中			平成25年度末		平成25年度		
	現在高	現在高	現在高	現在高	増減見込額		補正前の額	補正額	補正後の額	補正前の額	補正額	
					平成25年度中	平成25年度中						
下水道債	2,016,017	1,892,176	89,300	△ 63,600	25,700	115,499	1,865,977	△ 63,600	1,802,377	1,865,977	△ 63,600	1,802,377
合計	2,016,017	1,892,176	89,300	△ 63,600	25,700	115,499	1,865,977	△ 63,600	1,802,377	1,865,977	△ 63,600	1,802,377

議案第4号

平成25年度

小金井市

介護保険特別会計

補正予算

(第2回)

平成25年度小金井市介護保険特別会計補正予算（第2回）

平成25年度小金井市の介護保険特別会計の補正予算（第2回）は、次に定めるところによる。

（歳入歳出予算の補正）

- 第1条 歳入歳出予算の総額から、歳入歳出それぞれ59,483千円を減額し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ6,908,858千円とする。
- 2 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表歳入歳出予算補正」による。

平成26年2月21日提出

東京都小金井市長 稲葉孝彦

第1表 歳入歳出予算補正

歳 入

款	項	補正前の額	補正額	計
1 保 険 料		千円 1,405,805	千円 △3,396	千円 1,402,409
	1 介 護 保 険 料	1,405,805	△3,396	1,402,409
3 国 庫 支 出 金		1,469,176	△25,862	1,443,314
	1 国 庫 負 担 金	1,143,334	△5,747	1,137,587
	2 国 庫 補 助 金	325,842	△20,115	305,727
4 支 払 基 金 交 付 金		1,898,812	△14,660	1,884,152
	1 支 払 基 金 交 付 金	1,898,812	△14,660	1,884,152
5 都 支 出 金		988,211	△9,566	978,645
	1 都 負 担 金	960,242	△8,868	951,374
	2 都 補 助 金	27,969	△698	27,271
8 繰 入 金		1,123,188	△5,999	1,117,189
	1 一 般 会 計 繰 入 金	1,075,251	△15,251	1,060,000
	2 基 金 繰 入 金	47,937	9,252	57,189
歳 入 合 計		6,968,341	△59,483	6,908,858

歳 出

款	項	補正前の額	補 正 額	計
1 総 務 費		千円 236,192	千円 △8,885	千円 227,307
	1 総 務 管 理 費	156,944	△5,998	150,946
	2 徴 収 費	4,482	△164	4,318
	3 介 護 認 定 審 査 会 費	72,570	△2,442	70,128
	4 趣 旨 普 及 費	945	△281	664
2 保 險 給 付 費		6,472,541	△44,969	6,427,572
	1 介 護 サービス等諸費	5,739,559	△60,415	5,679,144
	2 介 護 予 防 サービス等諸費	420,394	21,546	441,940
	3 そ の 他 諸 費	8,756	559	9,315
	4 高 額 介 護 サービス等費	112,140	△6,424	105,716
	5 高 額 医 療 合 算 費 介 護 サービス等費	21,615	2,542	24,157
	6 特 定 入 所 者 費 介 護 サービス等費	170,077	△2,777	167,300
4 地 域 支 援 事 業 費		169,176	△5,583	163,593
	1 介 護 予 防 事 業 費	75,085	△5,583	69,502
8 予 備 費		7,309	△46	7,263
	1 予 備 費	7,309	△46	7,263
歳 出 合 計		6,968,341	△59,483	6,908,858

議案第4号資料

平成 2 5 年 度

小 金 井 市

介 護 保 險 特 別 会 計

補 正 予 算 事 項 別 明 細 書

(第 2 回)

1 総括 歳入

款	項	補正前の額	補正額	計
1 保 険 料		千円 1,405,805	千円 △3,396	千円 1,402,409
	1 介 護 保 険 料	1,405,805	△3,396	1,402,409
3 国 庫 支 出 金		1,469,176	△25,862	1,443,314
	1 国 庫 負 担 金	1,143,334	△5,747	1,137,587
	2 国 庫 補 助 金	325,842	△20,115	305,727
4 支 払 基 金 交 付 金		1,898,812	△14,660	1,884,152
	1 支 払 基 金 交 付 金	1,898,812	△14,660	1,884,152
5 都 支 出 金		988,211	△9,566	978,645
	1 都 負 担 金	960,242	△8,868	951,374
	2 都 補 助 金	27,969	△698	27,271
8 繰 入 金		1,123,188	△5,999	1,117,189
	1 一 般 会 計 繰 入 金	1,075,251	△15,251	1,060,000
	2 基 金 繰 入 金	47,937	9,252	57,189
歳 入 合 計		6,968,341	△59,483	6,908,858

歳 出

款	項	補正前の額	補正額	計
1 総 務 費		千円 236,192	千円 △8,885	千円 227,307
	1 総 務 管 理 費	156,944	△5,998	150,946
	2 徴 収 費	4,482	△164	4,318
	3 介 護 認 定 審 査 会 費	72,570	△2,442	70,128
	4 趣 旨 普 及 費	945	△281	664
2 保 険 給 付 費		6,472,541	△44,969	6,427,572
	1 介 護 サービス等諸費	5,739,559	△60,415	5,679,144
	2 介 護 予 防 サービス等諸費	420,394	21,546	441,940
	3 そ の 他 諸 費	8,756	559	9,315
	4 高 額 介 護 サービス等費	112,140	△6,424	105,716
	5 高 額 医 療 合 算 介 護 サービス等費	21,615	2,542	24,157
	6 特 定 入 所 者 介 護 サービス等費	170,077	△2,777	167,300
4 地 域 支 援 事 業 費		169,176	△5,583	163,593
	1 介 護 予 防 事 業 費	75,085	△5,583	69,502
8 予 備 費		7,309	△46	7,263
	1 予 備 費	7,309	△46	7,263
歳 出 合 計		6,968,341	△59,483	6,908,858

補正額の財源内訳			
特 定 財 源			一 般 財 源
国 都 支 出 金	地 方 債	そ の 他	
千円	千円	千円	千円
			△8,885
			△5,998
			△164
			△2,442
			△281
△33,334		△6,013	△5,622
△37,039		△15,822	△7,554
6,743		12,109	2,694
181		309	69
△2,632		△2,990	△802
869		1,355	318
△1,456		△974	△347
△2,094		△2,791	△698
△2,094		△2,791	△698
			△46
			△46
△35,428		△8,804	△15,251

2 歳 入

款 1 保 険 料

項 1 介 護 保 険 料

目	補正前の額	補 正 額	計	節	
				区 分	金 額
1 第1号被保険者保険料	千円 1,405,805	△ 千円 3,396	千円 1,402,409	1 現年賦課分特別徴収保険料	△ 千円 21,194
				2 現年賦課分普通徴収保険料	千円 17,643
				3 滞納繰越分普通徴収保険料	千円 155

款 3 国庫支出金

項 1 国庫負担金

目	補正前の額	補 正 額	計	節	
				区 分	金 額
1 介護給付費負担金	千円 1,143,334	△ 千円 5,747	千円 1,137,587	1 現年度分	△ 千円 5,747

款 3 国庫支出金

項 2 国庫補助金

目	補正前の額	補 正 額	計	節	
				区 分	金 額
1 調整交付金	千円 269,904	△ 千円 18,719	千円 251,185	1 現年度分調整交付金	△ 千円 18,719
2 地域支援事業交付金（介護予防事業）	千円 18,772	△ 千円 1,396	千円 17,376	1 現年度分	△ 千円 1,396

説	明	千円
1 現年度分特別徴収保険料	(介護福祉課) △	21,194
1 現年度分普通徴収保険料	(介護福祉課)	16,974
2 過年度分普通徴収保険料	(介護福祉課)	669
1 滞納繰越分普通徴収保険料	(介護福祉課)	155

説	明	千円
1 現年度分 (介護保険法第121条)	(介護福祉課) △	5,747

説	明	千円
1 現年度分調整交付金 (介護保険法第122条)	(介護福祉課) △	18,719
1 現年度分 (介護保険法第122条の2第1項)	(介護福祉課) △	1,396

款 4 支払基金交付金

項 1 支払基金交付金

目	補正前の額	補正額	計	節	
				区分	金額
1 介護給付費交付金	千円 1,877,037	△ 千円 13,041	千円 1,863,996	1 現年度分	千円 △ 13,041
2 地域支援事業支援交付金	21,775	△ 1,619	20,156	1 現年度分	△ 1,619

款 5 都支出金

項 1 都負担金

目	補正前の額	補正額	計	節	
				区分	金額
1 介護給付費負担金	千円 960,242	△ 千円 8,868	千円 951,374	1 現年度分	千円 △ 8,868

款 5 都支出金

項 2 都補助金

目	補正前の額	補正額	計	節	
				区分	金額
1 地域支援事業交付金（介護予防事業）	千円 9,386	△ 千円 698	千円 8,688	1 現年度分	千円 △ 698

款 8 繰入金

項 1 一般会計繰入金

目	補正前の額	補正額	計	節	
				区分	金額
1 介護給付費繰入金	千円 809,068	△ 千円 5,621	千円 803,447	1 現年度分	千円 △ 5,621

説	明	千円
1 現年度分 (介護保険法第125条)	(介護福祉課) △	13,041
1 現年度分 (介護保険法第126条)	(介護福祉課) △	1,619

説	明	千円
1 現年度分 (介護保険法第123条第1項)	(介護福祉課) △	8,868

説	明	千円
1 現年度分 (介護保険法第123条第3項)	(介護福祉課) △	698

説	明	千円
1 現年度分 (介護保険法第124条第1項)	(介護福祉課) △	5,621

款 8 繰入金

項 1 一般会計繰入金

目	補正前の額	補正額	計	節	
				区 分	金 額
2 地域支援事業繰入金（介護予防事業）	千円 9,386	千円 △ 698	千円 8,688	1 現年度分	千円 △ 698
4 その他一般会計繰入金	238,214	△ 8,932	229,282	1 職員給与費等繰入金	△ 6,490
				2 事務費繰入金	△ 2,442

款 8 繰入金

項 2 基金繰入金

目	補正前の額	補正額	計	節	
				区 分	金 額
1 介護給付費準備基金繰入金	千円 47,937	千円 9,252	千円 57,189	1 介護給付費準備基金繰入金	千円 9,252

説	明	千円
1 現年度分 (介護保険法第124条第3項)	(介護福祉課) △	698
1 職員給与等繰入金	(介護福祉課) △	6,490
1 要介護認定事務費繰入金	(介護福祉課) △	2,442

説	明	千円
1 介護給付費準備基金繰入金	(介護福祉課)	9,252

3 歳 出

款 1 総 務 費

項 1 総務管理費

目	補正前の額	補 正 額	計	補 正 額 の 財 源 内 訳		
				特 定 財 源		
				国都支出金	地 方 債	そ の 他
	千円	千円	千円	千円	千円	千円
1 一般管理費	154,583	△ 5,845	148,738			
2 運営協議会費	1,684	△ 140	1,544			
3 介護給付適正化事業費	654	△ 13	641			

一般財源	節		説明
	区分	金額	
千円		千円	千円
△ 5,845			
△ 5,573	2 給料	△ 3,084	1 職員人件費その他 () △ 5,573
	3 職員手当等	△ 1,009	(1) 介護福祉課関係経費 △ 5,524
	4 共済費	△ 1,481	2 給料 (△ 3,082)
	9 旅費	1	一般職給料 △ 3,082
	11 需用費	△ 45	3 職員手当等 (△ 1,000)
	5 印刷製本費	△ 45	4 共済費 (△ 1,446)
	13 委託料	△ 21	9 旅費 (4)
	14 使用料及び賃借料	△ 206	普通旅費 4
△ 272			(2) 介護福祉課関係経費(再任用職員) △ 49
			2 給料 (△ 2)
			再任用職員給料 △ 2
			3 職員手当等 (△ 9)
			4 共済費 (△ 35)
			9 旅費 (△ 3)
			普通旅費 △ 3
			2 介護保険事業運営に要する経費 (介護福祉課) △ 272
			11 需用費 (△ 45)
			印刷製本費 △ 45
			13 委託料 (△ 21)
			損害賠償請求事務委託料 △ 21
			14 使用料及び賃借料 (△ 206)
			電子複写機使用料 △ 206
△ 140			
△ 140	1 報酬	△ 140	1 介護保険運営協議会に要する経費 (介護福祉課) △ 140
			1 報酬 (△ 140)
			介護保険運営協議会委員報酬 △ 120
			地域包括支援センター運営協議専門委員会委員報酬 △ 20
△ 13			
△ 13	12 役務費	△ 13	1 介護給付適正化事業に要する経費 (介護福祉課) △ 13
	2 電話料	△ 13	12 役務費 (△ 13)
			電話料 △ 13

款 1 総務費

項 2 徴収費

目	補正前の額	補正額	計	補正額の財源内訳		
				特 定 財 源		
				国都支出金	地 方 債	そ の 他
	千円	千円	千円	千円	千円	千円
1 賦課徴収費	4,482	△ 164	4,318			

一般財源	節		説 明
	区 分	金 額	
千円		千円	千円
△ 164			
△ 164	13 委託料	△ 164	1 介護保険料の賦課徴収に要する経費 (介護福祉課) △ 164
			13 委託料 (△ 164)
			コンビニ等収納代行委託料 △ 164

款 1 総務費

項 3 介護認定審査会費

目	補正前の額	補正額	計	補正額の財源内訳		
				特定財源		
				国都支出金	地方債	その他
	千円	千円	千円	千円	千円	千円
1 介護認定審査会費	22,524	△ 1,381	21,143			
2 認定調査等費	50,046	△ 1,061	48,985			

一般財源	節		説 明
	区 分	金 額	
千円		千円	千円
△ 1,381			
△ 1,381	1 報酬	△ 1,195	1 介護認定審査会に要する経費 (介護福祉課) △ 1,381
	8 報償費	△ 130	1 報 酬 (△ 1,195) 介護認定審査会委員報酬 △ 1,195
	12 役務費 1 郵便料	△ 56 △ 56	8 報 償 費 (△ 130) 介護認定審査会委員研修会謝礼 △ 130 12 役 務 費 (△ 56) 郵 便 料 △ 56
△ 1,061			
△ 1,061	12 役務費 5 手数料	636 636	1 認定調査等に要する経費 (介護福祉課) △ 1,061
	13 委託料	△ 1,697	12 役 務 費 (636) 主治医意見書作成手数料 636 13 委 託 料 (△ 1,697) 要介護認定調査委託料 △ 1,673 認定調査B型肝炎感染予防接種委託料 △ 24

款 1 総務費

項 4 趣旨普及費

目	補正前の額	補正額	計	補正額の財源内訳		
				特 定 財 源		
				国都支出金	地 方 債	そ の 他
	千円	千円	千円	千円	千円	千円
1 趣旨普及費	945	△ 281	664			

一般財源	節		説 明
	区 分	金 額	
千円		千円	千円
△ 281			
△ 281	12 役務費 1 郵便料	△ 29 △ 29	1 趣旨普及に要する経費 (介護福祉課) △ 281
	13 委託料	△ 252	12 役 務 費 (△ 29) 郵 便 料 (△ 29) 13 委 託 料 (△ 252) 契約差金 (介護サービス利用ガイドブック 作成委託料) △ 252

款 2 保険給付費

項 1 介護サービス等諸費

目	補正前の額	補正額	計	補正額の財源内訳		
				特 定 財 源		
				国都支出金	地 方 債	そ の 他
	千円	千円	千円	千円	千円	千円
1 居宅介護サービス給付費	2,941,707	81,029	3,022,736	21,791		49,110
				21,791		49,110
3 地域密着型介護サービス給付費	423,763	△ 46,254	377,509	△ 17,952		△ 22,520
				△ 17,952		△ 22,520
4 特例地域密着型介護サービス給付費	135	0	135	△ 1		1
5 施設介護サービス給付費	2,049,195	△ 92,471	1,956,724	△ 39,036		△ 41,877
				△ 39,036		△ 41,877
6 特例施設介護サービス給付費	285	0	285	△ 2		2
7 居宅介護福祉用具購入費	13,056	△ 236	12,820	△ 120		△ 87
				△ 120		△ 87
8 居宅介護住宅改修費	34,911	△ 5,457	29,454	△ 2,078		△ 2,696
				△ 2,078		△ 2,696
9 居宅介護サービス計画給付費	276,092	2,974	279,066	359		2,244
				359		2,244

一般財源	節		説明
	区分	金額	
千円		千円	千円
10,128			
10,128	19 負担金補助及び交付金	81,029	1 居宅介護サービス給付費に要する経費 (介護福祉課) 81,029 19 負担金補助及び交付金 (81,029) 居宅介護サービス給付費 81,029
△ 5,782			
△ 5,782	19 負担金補助及び交付金	△ 46,254	1 地域密着型介護サービス給付費に要する経費 (介護福祉課) △ 46,254 19 負担金補助及び交付金 (△ 46,254) 地域密着型介護サービス給付費 △ 46,254
△ 11,558			
△ 11,558	19 負担金補助及び交付金	△ 92,471	1 施設介護サービス給付費に要する経費 (介護福祉課) △ 92,471 19 負担金補助及び交付金 (△ 92,471) 施設介護サービス給付費 △ 92,471
△ 29			
△ 29	19 負担金補助及び交付金	△ 236	1 居宅介護福祉用具購入費に要する経費 (介護福祉課) △ 236 19 負担金補助及び交付金 (△ 236) 居宅介護福祉用具購入費 △ 236
△ 683			
△ 683	19 負担金補助及び交付金	△ 5,457	1 居宅介護住宅改修費に要する経費 (介護福祉課) △ 5,457 19 負担金補助及び交付金 (△ 5,457) 居宅介護住宅改修費 △ 5,457
371			
371	19 負担金補助及び交付金	2,974	1 居宅介護サービス計画給付費に要する経費 (介護福祉課) 2,974

款 2 保険給付費

項 1 介護サービス等諸費

目	補正前の額	補正額	計	補正額の財源内訳		
				特定財源		
				国都支出金	地方債	その他
	千円	千円	千円	千円	千円	千円
9 居宅介護サービス 計画給付費						
10 特例居宅介護サ ービス計画給付費	28	0	28			1

一般財源	節		説 明
	区 分	金 額	
千円		千円	千円
			19 負担金補助及び交付金 (2,974) 居宅介護サービス計画給付費 2,974
△ 1			

款 2 保険給付費

項 2 介護予防サービス等諸費

目	補正前の額	補正額	計	補正額の財源内訳		
				特 定 財 源		
				国都支出金	地 方 債	そ の 他
	千円	千円	千円	千円	千円	千円
1 介護予防サービス給付費	354,020	20,457	374,477	6,519		11,380
				6,519		11,380
2 特例介護予防サービス給付費	104	0	104	1		△ 1
3 地域密着型介護予防サービス給付費	2,824	△ 1,688	1,136	△ 623		△ 854
				△ 623		△ 854
5 介護予防福祉用具購入費	3,486	0	3,486	△ 9		9
6 介護予防住宅改修費	15,990	0	15,990	△ 42		42
7 介護予防サービス計画給付費	43,868	2,777	46,645	897		1,533
				897		1,533

一般財源	節		説明
	区 分	金 額	
千円		千円	千円
2,558			
2,558	19 負担金補助及び交付金	20,457	1 介護予防サービス給付費に要する経費 (介護福祉課) 20,457 19 負担金補助及び交付金 (20,457) 介護予防サービス給付費 20,457
△ 211			
△ 211	19 負担金補助及び交付金	△ 1,688	1 地域密着型介護予防サービス給付費に要する経費 (介護福祉課) △ 1,688 19 負担金補助及び交付金 (△ 1,688) 地域密着型介護予防サービス給付費 △ 1,688
347			
347	19 負担金補助及び交付金	2,777	1 介護予防サービス計画給付費に要する経費 (介護福祉課) 2,777 19 負担金補助及び交付金 (2,777) 介護予防サービス計画給付費 2,777

款 2 保険給付費

項 3 その他諸費

目	補正前の額	補正額	計	補正額の財源内訳		
				特 定 財 源		
				国都支出金	地 方 債	そ の 他
	千円	千円	千円	千円	千円	千円
1 審査支払手数料	8,756	559	9,315	181		309
				181		309

一般財源	節		説 明
	区 分	金 額	
千円		千円	千円
69			
69	12 役務費 5 手数料	559 559	1 審査支払事務に要する経費 (介護福祉課) 559
			12 役 務 費 (559) 介護給付費審査支払手数料 559

款 2 保険給付費

項 4 高額介護サービス等費

目	補正前の額	補 正 額	計	補 正 額 の 財 源 内 訳		
				特 定 財 源		
				国都支出金	地 方 債	そ の 他
	千円	千円	千円	千円	千円	千円
1 高額介護サービス費	111,840	△ 6,424	105,416	△ 2,632		△ 2,990
				△ 2,632		△ 2,990

一般財源	節		説 明
	区 分	金 額	
千円		千円	千円
△ 802			
△ 802	19 負担金補助及び交付金	△ 6,424	1 高額介護サービス費に要する経費 (介護福祉課) △ 6,424 19 負担金補助及び交付金 (△ 6,424) 高額介護サービス費 △ 6,424

款 2 保険給付費

項 5 高額医療合算介護サービス等費

目	補正前の額	補正額	計	補正額の財源内訳		
				特 定 財 源		
				国都支出金	地方債	その他
	千円	千円	千円	千円	千円	千円
1 高額医療合算介護サービス費	20,625	2,925	23,550	1,011		1,548
				1,011		1,548
2 高額医療合算介護予防サービス費	990	△ 383	607	△ 142		△ 193
				△ 142		△ 193

一般財源	節		説明
	区 分	金 額	
千円		千円	千円
366			
366	19 負担金補助及び交付金	2,925	1 高額医療合算介護サービス費に要する経費 (介護福祉課) 2,925 19 負担金補助及び交付金 (2,925) 高額医療合算介護サービス費 2,925
△ 48			
△ 48	19 負担金補助及び交付金	△ 383	1 高額医療合算介護予防サービス費に要する経費 (介護福祉課) △ 383 19 負担金補助及び交付金 (△ 383) 高額医療合算介護予防サービス費 △ 383

款 2 保険給付費

項 6 特定入所者介護サービス等費

目	補正前の額	補 正 額	計	補 正 額 の 財 源 内 訳		
				特 定 財 源		
				国都支出金	地 方 債	そ の 他
	千円	千円	千円	千円	千円	千円
1 特定入所者介護サービス費	169,625	△ 2,584	167,041	△ 1,386		△ 875
				△ 1,386		△ 875
2 特例特定入所者介護サービス費	31	0	31	△ 8		
3 特定入所者介護予防サービス費	413	△ 193	220	△ 62		△ 99
				△ 62		△ 99

一般財源	節		説明
	区 分	金 額	
千円		千円	千円
△ 323			
△ 323	19 負担金補助及び交付金	△ 2,584	1 特定入所者介護サービス費に要する経費 (介護福祉課) △ 2,584 19 負担金補助及び交付金 (△ 2,584) 特定入所者介護サービス費 △ 2,584
8			
△ 32			
△ 32	19 負担金補助及び交付金	△ 193	1 特定入所者介護予防サービス費に要する経費 (介護福祉課) △ 193 19 負担金補助及び交付金 (△ 193) 特定入所者介護予防サービス費 △ 193

款 4 地域支援事業費

項 1 介護予防事業費

目	補正前の額	補正額	計	補正額の財源内訳		
				特定財源		
				国都支出金	地方債	その他
	千円	千円	千円	千円	千円	千円
1 二次予防事業費	55,649	△ 5,107	50,542	△ 1,915		△ 2,553
				△ 52		△ 68
				△ 1,864		△ 2,485
2 一次予防事業費	19,436	△ 476	18,960	△ 179		△ 238
				△ 170		△ 226
				△ 9		△ 12

一般財源	節		説 明
	区 分	金 額	
千円		千円	千円
△ 639			
△ 17	7 賃金	△ 18	2 通所型介護予防事業に要する 経費 (介護福祉課) △ 137
	12 役務費 1 郵便料	△ 786 △ 786	13 委 託 料 (△ 137) 契約差金 (通所型介護予防事業委託料 (保 健体育事業者)) △ 137
△ 621	13 委託料	△ 4,303	3 生活機能評価に要する経費 (介護福祉課) △ 4,970
			7 賃 金 (△ 18) 事務補助員賃金 △ 18 12 役 務 費 (△ 786) 郵 便 料 △ 786 13 委 託 料 (△ 4,166) 契約差金等 (基本チェックリスト発送・集 計等委託料他2件) △ 4,166
△ 59			
△ 57	12 役務費 3 保険料	△ 4 △ 4	1 介護予防普及啓発事業に要す る経費 (介護福祉課) △ 453
	13 委託料	△ 472	13 委 託 料 (△ 453) 契約差金 (介護予防生活機能向上普及啓発 委託料 (日本歯科大学)) △ 453
△ 2			2 地域介護予防活動支援事業に 要する経費 (介護福祉課) △ 23
			12 役 務 費 (△ 4) 介護予防体操保険料 △ 4 13 委 託 料 (△ 19) 契約差金 (介護予防体操参加者個別評価・ 分析委託料) △ 19

款 8 予 備 費

項 1 予 備 費

目	補正前の額	補 正 額	計	補 正 額 の 財 源 内 訳		
				特 定 財 源		
				国都支出金	地 方 債	そ の 他
	千円	千円	千円	千円	千円	千円
1 予 備 費	7,309	△ 46	7,263			

一般財源	節		説 明
	区 分	金 額	
千円 △ 46		千円	千円

給与費明細書

特別職

(単位：千円)

区分	職員数 (人)	給 与 費						共済費	合計	
		報酬	給料	期 手 当	末 当	勤 手 当	勉 当			其 他 の 手 当
補正後	長等									
	議員									
	その他	66	35,981					35,981	2,307	38,288
	計	66	35,981					35,981	2,307	38,288
補正前	長等									
	議員									
	その他	66	37,316					37,316	2,348	39,664
	計	66	37,316					37,316	2,348	39,664
比較	長等									
	議員									
	その他		△1,335					△1,335	△41	△1,376
	計		△1,335					△1,335	△41	△1,376

一般職

(1) 総括

(単位：千円)

区分	職員数 (人)	給 与 費			共済費	合計	備考
		給 料	職員手当	計			
補正後	(2) 21	70,950	45,912	116,862	22,639	139,501	
補正前	(2) 21	74,034	46,951	120,985	24,079	145,064	
比較	()	△3,084	△1,039	△4,123	△1,440	△5,563	

() 内は、再任用短時間勤務職員であり、外書きである。

(単位：千円)

職員 手当 の内 訳	区分	地域手当	扶養手当	特別調整額	通勤手当	特殊勤務手当	時間外勤務手当
	補正後	7,340	963	1,476	2,013		6,294
	補正前	7,643	924	1,461	2,543		6,205
	比較	△303	39	15	△530		89
職員 手当 の内 訳	区分	夜間勤務手当	住居手当	退職手当	期末手当	勤勉手当	合計
	補正後		1,186		18,472	8,168	45,912
	補正前		855		19,035	8,285	46,951
	比較		331		△563	△117	△1,039

議案第5号

平成26年度

小金井市一般会計予算

平成26年度小金井市一般会計予算

平成26年度小金井市の一般会計予算は、次に定めるところによる。

(歳入歳出予算)

第1条 歳入歳出予算の総額は、歳入歳出それぞれ35,150,000千円と定める。

2 歳入歳出予算の款項の区分及び当該区分ごとの金額は、「第1表歳入歳出予算」による。

(債務負担行為)

第2条 地方自治法（昭和22年法律第67号）第214条の規定により債務を負担する行為をすることができる事項、期間及び限度額は、「第2表債務負担行為」による。

(地方債)

第3条 地方自治法第230条第1項の規定により起こすことができる地方債の起債の目的、限度額、起債の方法、利率及び償還の方法は、「第3表地方債」による。

(一時借入金)

第4条 地方自治法第235条の3第2項の規定による一時借入金の借入れの最高額は、5,000,000千円と定める。

(歳出予算の流用)

第5条 地方自治法第220条第2項ただし書の規定により歳出予算の各項の経費の金額を流用することができる場合は、次のとおりと定める。

- (1) 各項に計上した給料、職員手当等及び共済費（賃金に係る共済費を除く。）に係る予算額に過不足を生じた場合における同一款内でのこれらの経費の各項の間の流用

平成26年2月21日提出

東京都小金井市長 稲葉孝彦

第1表 歳入歳出予算

歳 入

款	項	金 額
1 市 税		千円 19,779,074
	1 市 民 税	10,433,515
	2 固 定 資 産 税	7,032,053
	3 軽 自 動 車 税	40,527
	4 市 た ば こ 税	552,552
	5 都 市 計 画 税	1,720,427
2 地 方 譲 与 税		162,000
	1 地 方 揮 発 油 譲 与 税	47,000
	2 自 動 車 重 量 譲 与 税	115,000
3 利 子 割 交 付 金		152,000
	1 利 子 割 交 付 金	152,000
4 配 当 割 交 付 金		159,000
	1 配 当 割 交 付 金	159,000
5 株 式 等 譲 渡 所 得 割 交 付 金		130,000
	1 株 式 等 譲 渡 所 得 割 交 付 金	130,000
6 地 方 消 費 税 交 付 金		1,434,000
	1 地 方 消 費 税 交 付 金	1,434,000
7 自 動 車 取 得 税 交 付 金		50,000
	1 自 動 車 取 得 税 交 付 金	50,000
8 地 方 特 例 交 付 金		62,000
	1 地 方 特 例 交 付 金	62,000
9 地 方 交 付 税		240,000
	1 地 方 交 付 税	240,000
10 交 通 安 全 対 策 特 別 交 付 金		12,000
	1 交 通 安 全 対 策 特 別 交 付 金	12,000
11 分 担 金 及 び 負 担 金		290,546
	1 負 担 金	290,546
12 使 用 料 及 び 手 数 料		844,818
	1 使 用 料	405,029
	2 手 数 料	439,789

款	項	金額
13 国庫支出金		千円 4,800,055
	1 国庫負担金	4,224,390
	2 国庫補助金	547,775
	3 委託金	27,890
14 都支出金		4,976,723
	1 都負担金	1,338,886
	2 都補助金	2,923,638
	3 委託金	714,199
15 財産収入		14,996
	1 財産運用収入	2,268
	2 財産売却収入	12,728
16 寄附金		6,490
	1 寄附金	6,490
17 繰入金		531,853
	1 基金繰入金	531,853
18 繰越金		360,000
	1 繰越金	360,000
19 諸収入		226,245
	1 延滞金・加算金及び過料	30,004
	2 預金利子	210
	3 受託事業収入	518
	4 収益事業収入	10,000
	5 雑収入	185,513
20 市債		918,200
	1 市債	918,200
歳入合計		35,150,000

歳 出

款	項	金 額
1 議 会 費		千円 384,111
	1 議 会 費	384,111
2 総 務 費		3,399,227
	1 総 務 管 理 費	2,651,867
	2 徴 税 費	471,416
	3 戸 籍 住 民 基 本 台 帳 費	191,942
	4 選 挙 費	40,319
	5 統 計 調 査 費	8,520
	6 監 査 委 員 費	35,163
3 民 生 費		15,771,109
	1 社 会 福 祉 費	6,361,261
	2 児 童 福 祉 費	6,209,427
	3 生 活 保 護 費	3,169,576
	4 国 民 年 金 費	30,845
4 衛 生 費		3,641,646
	1 保 健 衛 生 費	908,998
	2 清 掃 費	2,732,648
5 労 働 費		146,902
	1 労 働 諸 費	146,902
6 農 林 水 産 業 費		43,386
	1 農 業 費	43,386
7 商 工 費		178,408
	1 商 工 費	178,408
8 土 木 費		3,314,356
	1 土 木 管 理 費	185,285
	2 道 路 橋 り よ う 費	902,381
	3 河 川 費	2,475
	4 都 市 計 画 費	2,218,389
	5 住 宅 費	5,826
9 消 防 費		1,562,867
	1 消 防 費	1,562,867

款	項	金額
10 教 育 費		3,634,133 千円
	1 教 育 総 務 費	919,097
	2 小 学 校 費	929,377
	3 中 学 校 費	665,757
	4 社 会 教 育 費	789,477
	5 保 健 体 育 費	330,425
11 公 債 費		2,953,853
	1 公 債 費	2,953,853
12 諸 支 出 金		67,178
	1 土 地 基 金 費	1
	2 開 発 公 社 費	67,177
13 予 備 費		52,824
	1 予 備 費	52,824
歳 出 合 計		35,150,000

第 2 表 債務負担行為

事 項	期 間	限 度 額
小金井市土地開発公社用地先行取得事業（平成26年度）	平成26年度 ～平成41年度	平成26年度において小金井市土地開発公社が取得する用地等の買取りに要する額
金融機関に対する債務保証	平成26年度 ～平成41年度	小金井市が小金井市土地開発公社に委託した業務につき、同公社が融資を受けた元金及び利子
第4次基本構想・後期基本計画策定支援委託料	平成27年度	6,316千円
市民交流センター指定管理委託料	平成26年度 ～平成31年度	市民交流センターの管理運営に要する額
東小金井事業創造センター指定管理委託料	平成27年度 ～平成28年度	623千円

第 3 表 地方債

番号	起債の目的	限度額	起債の方法	利率	償還の方法	備考
1	東小金井駅北口土地区画整理事業	千円 206,000	証書借入 又は 証券発行	4.5%以内 (ただし、 利率見直し 方式で借り 入れる資金 について、 利率の見直 しを行った 後において は、当該見 直し後の利 率)	借入の時から据置期間を含み、30年以内に償還する。 ただし、財政その他の都合により据置期間及び償還年限を短縮し、もしくは繰上償還をし、又は低利債に借換えすることができる。	借入年度 平成26年度 ただし、事業の進捗又は財源その他の都合により、起債額の全部又は一部を翌年度に繰り越して借り入れることができる。
2	都市計画道路3・4・12号線整備事業	10,400				
3	貫井けやき公園用地取得事業	25,700				
4	第二小学校トイレ改修事業	8,800				
5	東小学校トイレ改修事業	6,400				
6	前原小学校トイレ改修事業	8,900				
7	南小学校トイレ改修事業	8,800				
8	第一中学校屋内運動場改修事業	53,200				
9	臨時財政対策債	590,000				
合 計		918,200				

議案第6号

平成26年度

小金井市

国民健康保険特別会計予算

平成26年度小金井市国民健康保険特別会計予算

平成26年度小金井市の国民健康保険特別会計の予算は、次に定めるところによる。

(歳入歳出予算)

第1条 歳入歳出予算の総額は、歳入歳出それぞれ10,522,270千円と定める。

2 歳入歳出予算の款項の区分及び当該区分ごとの金額は、「第1表歳入歳出予算」による。

(一時借入金)

第2条 地方自治法(昭和22年法律第67号)第235条の3第2項の規定による一時借入金の借入れの最高額は、100,000千円と定める。

(歳出予算の流用)

第3条 地方自治法第220条第2項ただし書の規定により歳出予算の各項の経費の金額を流用することができる場合は、次のとおり定める。

(1) 保険給付費の各項に計上した予算額に過不足を生じた場合における同一款内でのこれらの経費の各項の間の流用

平成26年2月21日提出

東京都小金井市長 稲葉孝彦

第1表 歳入歳出予算

歳 入

款	項	金 額
1 国民健康保険税		千円 2,705,395
	1 国民健康保険税	2,705,395
2 使用料及び手数料		1
	1 手 数 料	1
3 国 庫 支 出 金		1,997,806
	1 国 庫 負 担 金	1,972,805
	2 国 庫 補 助 金	25,001
4 療養給付費等交付金		555,911
	1 療養給付費等交付金	555,911
5 前期高齢者交付金		2,136,545
	1 前期高齢者交付金	2,136,545
6 都 支 出 金		684,444
	1 都 負 担 金	81,031
	2 都 補 助 金	603,413
7 共 同 事 業 交 付 金		1,065,875
	1 共 同 事 業 交 付 金	1,065,875
8 財 産 収 入		1
	1 財 産 運 用 収 入	1
9 繰 入 金		1,357,477
	1 他 会 計 繰 入 金	1,357,477
10 繰 越 金		1
	1 繰 越 金	1
11 諸 収 入		18,814
	1 延滞金・加算金及び過料	12,604
	2 雑 入	6,210
歳 入 合 計		10,522,270

歳 出

款	項	金 額
1 総 務 費		165,352
	1 総 務 管 理 費	130,023
	2 徴 税 費	35,329
2 保 險 給 付 費		6,901,109
	1 療 養 諸 費	6,067,208
	2 高 額 療 養 費	755,429
	3 移 送 費	52
	4 出 産 育 児 諸 費	63,030
	5 葬 祭 費	6,100
	6 結核・精神医療給付費	9,290
3 後期高齢者支援金等		1,467,616
	1 後期高齢者支援金等	1,467,616
4 前期高齢者納付金等		1,074
	1 前期高齢者納付金等	1,074
5 老人保健拠出金		53
	1 老人保健拠出金	53
6 介護納付金		644,317
	1 介護納付金	644,317
7 共同事業拠出金		1,113,456
	1 共同事業拠出金	1,113,456
8 保健事業費		110,427
	1 特定健康診査等事業費	98,872
	2 保健事業費	11,555
9 基金積立金		1
	1 基金積立金	1
10 公 債 費		65,231
	1 公 債 費	65,231
11 諸 支 出 金		11,581
	1 償還金及び還付金	11,581
12 予 備 費		42,053
	1 予 備 費	42,053
歳 出 合 計		10,522,270

議案第7号

平成26年度

小金井市

下水道事業特別会計予算

平成26年度小金井市下水道事業特別会計予算

平成26年度小金井市の下水道事業特別会計の予算は、次に定めるところによる。

(歳入歳出予算)

第1条 歳入歳出予算の総額は、歳入歳出それぞれ1,533,274千円と定める。

2 歳入歳出予算の款項の区分及び当該区分ごとの金額は、「第1表歳入歳出予算」による。

(地方債)

第2条 地方自治法(昭和22年法律第67号)第230条第1項の規定により起こすことができる地方債の起債の目的、限度額、起債の方法、利率及び償還の方法は、「第2表地方債」による。

(一時借入金)

第3条 地方自治法第235条の3第2項の規定による一時借入金の借入れの最高額は、60,000千円と定める。

平成26年2月21日提出

東京都小金井市長 稲葉孝彦

第1表 歳入歳出予算

歳 入

款	項	金 額
1 分担金及び負担金		千円 2
	1 負 担 金	2
2 使用料及び手数料		1,014,875
	1 使 用 料	1,014,722
	2 手 数 料	153
3 国庫支出金		10,809
	1 国庫補助金	10,809
4 都 支 出 金		1,045
	1 都 補 助 金	1,045
5 寄 附 金		1
	1 寄 附 金	1
6 繰 入 金		416,410
	1 他 会 計 繰 入 金	416,410
7 繰 越 金		1
	1 繰 越 金	1
8 諸 収 入		131
	1 延 滞 金 及 び 過 料	2
	2 雑 入	129
9 市 債		90,000
	1 市 債	90,000
歳 入 合 計		1,533,274

歳 出

款	項	金 額
1 下 水 道 費		1,371,060 千円
	1 下 水 道 管 理 費	1,129,024
	2 下 水 道 建 設 費	242,036
2 公 債 費		152,524
	1 公 債 費	152,524
3 予 備 費		9,690
	1 予 備 費	9,690
歳 出 合 計		1,533,274

第 2 表 地方債

番号	起債の目的	限度額	起債の方法	利率	償還の方法	備考
1	公共下水道事業	千円 90,000	証書借入 又は 証券発行	4.5% 以内 (ただし、利率見直し方式で借入れる資金について、利率の見直しを行った後においては、当該見直し後の利率)	借入の時から据置期間を含み、30年以内に償還する。 ただし、財政その他の都合により据置期間及び償還年限を短縮し、もしくは繰上償還をし、又は低利債に借換えすることができる。	借入年度 平成26年度 ただし、事業の進捗又はその他の都合により、起債額の全部又は一部を翌年度に繰越して借り入れることができる。
	合計	90,000				

議案第8号

平成26年度

小金井市

介護保険特別会計予算

平成26年度小金井市介護保険特別会計予算

平成26年度小金井市の介護保険特別会計の予算は、次に定めるところによる。

(歳入歳出予算)

第1条 歳入歳出予算の総額は、歳入歳出それぞれ7,458,133千円と定める。

2 歳入歳出予算の款項の区分及び当該区分ごとの金額は、「第1表歳入歳出予算」による。

(一時借入金)

第2条 地方自治法(昭和22年法律第67号)第235条の3第2項の規定による一時借入金の借入れの最高額は、100,000千円と定める。

(歳出予算の流用)

第3条 地方自治法第220条第2項ただし書の規定により歳出予算の各項の経費の金額を流用することができる場合は、次のとおりと定める。

(1) 保険給付費の各項に計上した予算額に過不足を生じた場合における同一款内でのこれらの経費の各項の間の流用

平成26年2月21日提出

東京都小金井市長 稲葉孝彦

第1表 歳入歳出予算

歳 入

款	項	金 額
1 保 險 料		1,434,156
	1 介 護 保 險 料	1,434,156
2 使用料及び手数料		1
	1 手 数 料	1
3 国 庫 支 出 金		1,595,068
	1 国 庫 負 担 金	1,248,298
	2 国 庫 補 助 金	346,770
4 支 払 基 金 交 付 金		2,059,611
	1 支 払 基 金 交 付 金	2,059,611
5 都 支 出 金		1,064,550
	1 都 負 担 金	1,036,326
	2 都 補 助 金	28,224
6 財 産 収 入		171
	1 財 産 運 用 収 入	169
	2 財 産 売 払 収 入	2
7 寄 附 金		1
	1 寄 附 金	1
8 繰 入 金		1,304,479
	1 一 般 会 計 繰 入 金	1,159,000
	2 基 金 繰 入 金	145,479
9 繰 越 金		1
	1 繰 越 金	1
10 諸 収 入		95
	1 延滞金・加算金及び過料	3
	2 雑 入	92
歳 入 合 計		7,458,133

歳 出

款	項	金 額
1 総 務 費		千円 249,142
	1 総 務 管 理 費	152,001
	2 徴 収 費	4,662
	3 介 護 認 定 審 査 会 費	76,949
	4 趣 旨 普 及 費	680
	5 計 画 策 定 委 員 会 費	14,850
2 保 険 給 付 費		7,029,612
	1 介 護 サービス 等 諸 費	6,165,294
	2 介 護 予 防 サービス 等 諸 費	499,264
	3 そ の 他 諸 費	10,486
	4 高 額 介 護 サービス 等 費	130,282
	5 高 額 医 療 合 算 費 介 護 サービス 等 費	30,792
6 特 定 入 所 者 費 介 護 サービス 等 費	193,494	
3 財 政 安 定 化 基 金 拠 出 金		1
	1 財 政 安 定 化 基 金 拠 出 金	1
4 地 域 支 援 事 業 費		169,517
	1 介 護 予 防 事 業 費	72,495
	2 包 括 的 支 援 事 業 ・ 任 意 事 業 費	97,022
5 基 金 積 立 金		169
	1 基 金 積 立 金	169
6 公 債 費		50
	1 公 債 費	50
7 諸 支 出 金		6,678
	1 償 還 金 及 び 還 付 金	6,678
8 予 備 費		2,964
	1 予 備 費	2,964
歳 出 合 計		7,458,133

議案第9号

平成26年度

小金井市

後期高齢者医療特別会計予算

平成26年度小金井市後期高齢者医療特別会計予算

平成26年度小金井市の後期高齢者医療特別会計の予算は、次に定めるところによる。

(歳入歳出予算)

第1条 歳入歳出予算の総額は、歳入歳出それぞれ2,406,950千円と定める。

2 歳入歳出予算の款項の区分及び当該区分ごとの金額は、「第1表歳入歳出予算」による。

平成26年2月21日提出

東京都小金井市長 稲葉孝彦

第1表 歳入歳出予算

歳 入

款	項	金 額
1 後期高齢者医療保険料		千円 1,347,791
	1 後期高齢者医療保険料	1,347,791
2 使用料及び手数料		1
	1 手 数 料	1
3 繰 入 金		996,864
	1 他 会 計 繰 入 金	996,864
4 繰 越 金		1
	1 繰 越 金	1
5 諸 収 入		62,293
	1 延滞金加算金及び過料	2
	2 償還金及び還付加算金	2,510
	3 受 託 事 業 収 入	56,924
	4 雑 入	2,857
歳 入 合 計		2,406,950

歳 出

款	項	金 額
1 総 務 費		8,374
	1 総 務 管 理 費	5,489
	2 徴 収 費	2,885
2 保 険 給 付 費		29,050
	1 葬 祭 費	29,050
3 広 域 連 合 納 付 金		2,302,553
	1 広 域 連 合 納 付 金	2,302,553
4 保 健 事 業 費		64,460
	1 保 健 事 業 費	64,460
5 諸 支 出 金		2,510
	1 償 還 金 及 び 還 付 加 算 金	2,510
6 予 備 費		3
	1 予 備 費	3
歳 出 合 計		2,406,950

議案第10号

小金井市職員の再任用に関する条例の一部を改正する条例

小金井市職員の再任用に関する条例の一部を別紙のように改正する。

平成26年2月21日提出

小金井市長 稲葉孝彦

(提案理由)

退職者を常時勤務を要する職に再任用するため、本案を提出するものであります。

小金井市職員の再任用に関する条例の一部を改正する条例

小金井市職員の再任用に関する条例（平成14年条例第13号）の一部を次のように改正する。

付則中第3項を削り、第4項を第3項とし、第5項から第13項までを1項ずつ繰り上げる。

付 則

（施行期日）

1 この条例は、平成26年4月1日から施行する。

（小金井市職員互助会に関する条例の一部改正）

2 小金井市職員互助会に関する条例（昭和38年条例第31号）の一部を次のように改正する。

第1条中「地方公務員法」の次に「(昭和25年法律第261号。以下「法」という。)」を加える。

第2条中「小金井市職員定数条例に定める職員」を「小金井市職員定数条例（昭和33年条例第17号）に定める職員（法第28条の4第1項の規定により採用する職員を除く。）」に改める。

議案第10号資料1

小金井市職員の再任用に関する条例の一部を改正する条例新旧対照表

改正条例	現行条例	備考
<p>付 則</p> <p>3 } 省略</p> <p>1 } 2 } 省略</p> <p>付 則</p> <p>(施行期日)</p> <p>1 この条例は、平成26年4月1日から施行する。</p> <p>(小金井市職員互助会に関する条例の一部改正)</p> <p>2 小金井市職員互助会に関する条例(昭和38年条例第31号)の一部を次のように改正する。</p> <p>第1条中「地方公務員法」の次に「(昭和25年法律第261号。以下「法」という。)」を加える。</p> <p>第2条中「小金井市職員定数条例に定める職員」を「小金井市職員定数条例(昭和33年条例第17号)に定める職員(法第28条の4第1項の規定により採用する職員を除く。)」に改める。</p>	<p>付 則</p> <p>(経過措置)</p> <p>3 この条例の法第28条の4第1項の規定による職員の採用については、当分の間は適用しない。</p> <p>4 } 省略</p> <p>1 } 3 } 省略</p>	<p>常時勤務再任用職員採用に伴う項の削除及び項の繰上げ</p>

短時間勤務再任用と常時勤務再任用との比較について

	短時間勤務再任用	常時勤務再任用
任用根拠	地方公務員法第28条の5第1項	地方公務員法第28条の4第1項
採用方法	本人の申込みに基づき選考により採用	
任期	65歳に達する年度の年度末まで	退職共済年金の支給開始年齢に達する年度の年度末まで ※以降は短時間勤務として、65歳に達する年度の年度末まで任用することが可能
1週当たりの勤務時間	31時間	38時間45分
給与	給料、地域手当、通勤手当、時間外勤務手当、休日勤務手当、夜間勤務手当、期末手当、勤勉手当	
社会保険	健康保険（協会けんぽ）、厚生年金保険及び雇用保険が適用される。	共済組合の組合員として短期給付（健康保険）、長期給付（共済年金）等が適用されるほか、雇用保険が適用となる。
公務中の災害等	地方公務員災害補償法が適用される。	
職員互助会	準会員の扱いとなる。	

議案第11号

小金井市公共施設整備基金条例の一部を改正する条例

小金井市公共施設整備基金条例の一部を別紙のように改正する。

平成26年2月21日提出

小金井市長 稲葉孝彦

(提案理由)

小金井市貫井北センターの竣工により、地域センター等建設基金の当初の目的が達成されたため、本案を提出するものであります。

小金井市公共施設整備基金条例の一部を改正する条例

小金井市公共施設整備基金条例（昭和59年条例第2号）の一部を次のように改正する。

第1条第5号を削る。

付 則

この条例は、平成26年3月31日から施行する。

議案第111号資料

小金井市公共施設整備基金条例の一部を改正する条例新旧対照表

改正条例	現行条例	備考
<p>(目的) 第1条 この条例は、次の各号に掲げる基金に資金を積み立てるため設置し、その管理及び処分について必要な事項を定めることを目的とする。</p> <p>(1) } } 省略 (4) }</p> <p>付 則 この条例は、平成26年3月31日から施行する。</p>	<p>(目的) 第1条 この条例は、次の各号に掲げる基金に資金を積み立てるため設置し、その管理及び処分について必要な事項を定めることを目的とする。</p> <p>(1) } } 省略 (4) }</p> <p>(5) <u>地域センター等建設基金 地域センター（近隣センターを含む。）の用地取得及び建設並びに用地取得及び建設に係る市債の償還に充てる。</u></p>	<p>地域センター等建設基金 の廃止に伴う整備</p>

議案第12号

小金井市鉄道線増立体化整備基金条例を廃止する条例

小金井市鉄道線増立体化整備基金条例を別紙のように廃止する。

平成26年2月21日提出

小金井市長 稲葉孝彦

(提案理由)

小金井市鉄道線増立体化整備基金の充当事業であるJR中央本線(三鷹・立川間)連続立体交差事業が平成25年度をもって完了することから、本案を提出するものがあります。

小金井市鉄道線増立体化整備基金条例を廃止する条例

小金井市鉄道線増立体化整備基金条例（平成2年条例第6号）は、廃止する。

付 則

この条例は、平成26年3月31日から施行する。

議案第13号

小金井市国民健康保険税条例の一部を改正する条例

小金井市国民健康保険税条例の一部を別紙のように改正する。

平成26年2月21日提出

小金井市長 稲葉孝彦

(提案理由)

国民健康保険事業の円滑な財政運営を確保するため、国民健康保険税額を改定する必要があることから、本案を提出するものであります。

小金井市国民健康保険税条例の一部を改正する条例

小金井市国民健康保険税条例（平成20年条例第28号）の一部を次のように改正する。

第3条第1項中「100分の4.50」を「100分の4.80」に改める。

第4条中「100分の15」を「100分の7.5」に改める。

第5条中「1万7,000円」を「2万1,000円」に改める。

第7条中「100分の1.66」を「100分の1.95」に改める。

第8条中「1万3,000円」を「1万4,000円」に改める。

第9条中「100分の1.10」を「100分の1.90」に改める。

第10条中「1万300円」を「1万6,000円」に改める。

第22条第1号ア中「1万1,900円」を「1万4,700円」に改め、同号ウ中「9,100円」を「9,800円」に改め、同号エ中「7,210円」を「1万1,200円」に改め、同条第2号ア中「8,500円」を「1万500円」に改め、同号ウ中「6,500円」を「7,000円」に改め、同号エ中「5,150円」を「8,000円」に改め、同条第3号ア中「3,400円」を「4,200円」に改め、同号ウ中「2,600円」を「2,800円」に改め、同号エ中「2,060円」を「3,200円」に改める。

付 則

（施行期日）

- 1 この条例は、平成26年4月1日から施行する。

（経過措置）

- 2 この条例による改正後の小金井市国民健康保険税条例の規定は、平成26年度以後の年度分の国民健康保険税について適用し、平成25年度分までの国民健康保険税については、なお従前の例による。

議案第13号資料1

小金井市国民健康保険税条例の一部を改正する条例要綱

1 趣旨

国民健康保険事業の円滑な財政運営を確保する必要があるため、国民健康保険税額を改定するものである。

2 改正内容

(1) 国民健康保険の被保険者に係る基礎課税額の改定

ア 所得割額のおん分率の改定

100分の4.50を100分の4.80に改める(第3条第1項)。

イ 資産割額のおん分率の改定

100分の15を100分の7.5に改める(第4条)。

ウ 被保険者均等割額の改定

1万7,000円を2万1,000円に改める(第5条)。

(2) 国民健康保険の被保険者に係る後期高齢者支援金等課税額の改定

ア 所得割額のおん分率の改定

100分の1.66を100分の1.95に改める(第7条)。

イ 被保険者均等割額の改定

1万3,000円を1万4,000円に改める(第8条)。

(3) 介護納付金課税被保険者に係る介護納付金課税額の改定

ア 所得割額のおん分率の改定

100分の1.10を100分の1.90に改める(第9条)。

イ 被保険者均等割額の改定

1万300円を1万6,000円に改める(第10条)。

(4) 国民健康保険の被保険者に係る被保険者均等割額の減額の改定

ア 7割減額対象世帯に係る被保険者均等割額の減額

1万1,900円を1万4,700円に改める(第22条第1号ア)。

イ 5割減額対象世帯に係る被保険者均等割額の減額

8,500円を1万500円に改める(第22条第2号ア)。

ウ 2割減額対象世帯に係る被保険者均等割額の減額

- 3, 400円を4, 200円に改める(第22条第3号ア)。
- (5) 国民健康保険の被保険者に係る後期高齢者支援金等課税額の被保険者均等割額の減額の改定
- ア 7割減額対象世帯に係る被保険者均等割額の減額
9, 100円を9, 800円に改める(第22条第1号ウ)。
- イ 5割減額対象世帯に係る被保険者均等割額の減額
6, 500円を7, 000円に改める(第22条第2号ウ)。
- ウ 2割減額対象世帯に係る被保険者均等割額の減額
2, 600円を2, 800円に改める(第22条第3号ウ)。
- (6) 介護納付金課税被保険者に係る被保険者均等割額の減額の改定
- ア 7割減額対象世帯に係る被保険者均等割額の減額
7, 210円を1万1, 200円に改める(第22条第1号エ)。
- イ 5割減額対象世帯に係る被保険者均等割額の減額
5, 150円を8, 000円に改める(第22条第2号エ)。
- ウ 2割減額対象世帯に係る被保険者均等割額の減額
2, 060円を3, 200円に改める(第22条第3号エ)。

3 施行期日

この条例は、平成26年4月1日から施行する(付則第1項)。

4 経過措置

この条例による改正後の小金井市国民健康保険税条例の規定は、平成26年度以後の年度分の国民健康保険税について適用し、平成25年度分までの国民健康保険税については、なお従前の例による(付則第2項)。

小金井市国民健康保険条例の一部を改正する条例新旧対照表

改正条例	現行条例	備考
<p>(国民健康保険の被保険者に係る所得割額)</p> <p>第3条 前条第2項の所得割額は、賦課期日の属する年の前年の所得に係る地方税法(昭和25年法律第226号。以下「法」という。)第314条の2第1項に規定する総所得金額及び山林所得金額の合計額から同条第2項の規定による控除をした後の総所得金額及び山林所得金額の合計額(以下「基礎控除後の総所得金額等」という。)に<u>1.00分の4.80</u>を乗じて算定する。</p> <p>2 省略</p> <p>(国民健康保険の被保険者に係る資産割額)</p> <p>第4条 第2条第2項の資産割額は、当該年度分の固定資産税額のうち、土地及び家屋に係る部分の額に<u>1.00分の7.5</u>を乗じて算定する。</p> <p>(国民健康保険の被保険者に係る被保険者均等割額)</p> <p>第5条 第2条第2項の被保険者均等割額は、被保険者1人について<u>2万1,000円</u>とする。</p> <p>(国民健康保険の被保険者に係る後期高齢者支援金等課税額の所得割額)</p> <p>第7条 第2条第3項の所得割額は、賦課期日の属する年の前年の所得に係る基礎控除後の総所得金額等に<u>1.00分の1.95</u>を乗じて算定する。</p> <p>(国民健康保険の被保険者に係る後期高齢者支援金等課税額の被保険者均等割額)</p> <p>第8条 第2条第3項の被保険者均等割額は、被保険者1人について<u>1万4,000円</u>とする。</p> <p>(介護納付金課税被保険者に係る所得割額)</p> <p>第9条 第2条第4項の所得割額は、介護納付金課税被保険者に係る基礎控除後の総所得金額等に<u>1.00分の1.90</u>を乗じて算定する。</p> <p>(介護納付金課税被保険者に係る被保険者均等割額)</p> <p>第10条 第2条第4項の被保険者均等割額は、介護納付金課税被保険者1人について<u>1万6,000円</u>とする。</p> <p>(国民健康保険税の減額)</p>	<p>(国民健康保険の被保険者に係る所得割額)</p> <p>第3条 前条第2項の所得割額は、賦課期日の属する年の前年の所得に係る地方税法(昭和25年法律第226号。以下「法」という。)第314条の2第1項に規定する総所得金額及び山林所得金額の合計額から同条第2項の規定による控除をした後の総所得金額及び山林所得金額の合計額(以下「基礎控除後の総所得金額等」という。)に<u>1.00分の4.50</u>を乗じて算定する。</p> <p>2 省略</p> <p>(国民健康保険の被保険者に係る資産割額)</p> <p>第4条 第2条第2項の資産割額は、当該年度分の固定資産税額のうち、土地及び家屋に係る部分の額に<u>1.00分の1.5</u>を乗じて算定する。</p> <p>(国民健康保険の被保険者に係る被保険者均等割額)</p> <p>第5条 第2条第2項の被保険者均等割額は、被保険者1人について<u>1万7,000円</u>とする。</p> <p>(国民健康保険の被保険者に係る後期高齢者支援金等課税額の所得割額)</p> <p>第7条 第2条第3項の所得割額は、賦課期日の属する年の前年の所得に係る基礎控除後の総所得金額等に<u>1.00分の1.66</u>を乗じて算定する。</p> <p>(国民健康保険の被保険者に係る後期高齢者支援金等課税額の被保険者均等割額)</p> <p>第8条 第2条第3項の被保険者均等割額は、被保険者1人について<u>1万3,000円</u>とする。</p> <p>(介護納付金課税被保険者に係る所得割額)</p> <p>第9条 第2条第4項の所得割額は、介護納付金課税被保険者に係る基礎控除後の総所得金額等に<u>1.00分の1.10</u>を乗じて算定する。</p> <p>(介護納付金課税被保険者に係る被保険者均等割額)</p> <p>第10条 第2条第4項の被保険者均等割額は、介護納付金課税被保険者1人について<u>1万300円</u>とする。</p> <p>(国民健康保険税の減額)</p>	<p>所得割額のあん分率の改定</p> <p>資産割額のあん分率の改定</p> <p>均等割額の改定</p> <p>所得割額のあん分率の改定</p> <p>均等割額の改定</p>

<p>第22条 次の各号の一に掲げる国民健康保険税の納税義務者に対して課する国民健康保険税の額は、第2条第2項本文の基礎課税額からア及びイに掲げる額を減額して得た額(当該減額して得た額が51万円を超える場合には、51万円)、同条第3項本文の後期高齢者支援金等課税額からウに掲げる額を減額して得た額(当該減額して得た額が14万円を超える場合には、14万円)並びに同条第4項本文の介護納付金課税額からエに掲げる額を減額して得た額(当該減額して得た額が12万円を超える場合には、12万円)の合算額とする。</p> <p>(1) 法第703条の5に規定する総所得金額及び山林所得金額の合算額が、33万円を超えない世帯に係る納税義務者</p> <p>ア 国民健康保険の被保険者に係る被保険者均等割額 被保険者(第1条第2項に規定する世帯主を除く。)1人について1万4,700円</p>	<p>第22条 次の各号の一に掲げる国民健康保険税の納税義務者に対して課する国民健康保険税の額は、第2条第2項本文の基礎課税額からア及びイに掲げる額を減額して得た額(当該減額して得た額が51万円を超える場合には、51万円)、同条第3項本文の後期高齢者支援金等課税額からウに掲げる額を減額して得た額(当該減額して得た額が14万円を超える場合には、14万円)並びに同条第4項本文の介護納付金課税額からエに掲げる額を減額して得た額(当該減額して得た額が12万円を超える場合には、12万円)の合算額とする。</p> <p>(1) 法第703条の5に規定する総所得金額及び山林所得金額の合算額が、33万円を超えない世帯に係る納税義務者</p> <p>ア 国民健康保険の被保険者に係る被保険者均等割額 被保険者(第1条第2項に規定する世帯主を除く。)1人について1万1,900円</p>	<p>イ 省略</p> <p>ウ 国民健康保険の被保険者に係る後期高齢者支援金等課税額の被保険者均等割額 被保険者(第1条第2項に規定する世帯主を除く。)1人について9,800円</p> <p>エ 介護納付金課税被保険者に係る被保険者均等割額 介護納付金課税被保険者(第1条第2項に規定する世帯主を除く。)1人について1万1,200円</p> <p>(2) 法第703条の5に規定する総所得金額及び山林所得金額の合算額が、33万円に被保険者(当該納税義務者を除く。)及び特定同一世帯所属者(当該納税義務者を除く。)1人につき24万5,000円を加算した金額を超えない世帯に係る納税義務者(前号に該当する者を除く。)</p> <p>ア 国民健康保険の被保険者に係る被保険者均等割額 被保険者(第1条第2項に規定する世帯主を除く。)1人について1万5,000円</p>	<p>イ 省略</p> <p>ウ 国民健康保険の被保険者に係る後期高齢者支援金等課税額の被保険者均等割額 被保険者(第1条第2項に規定する世帯主を除く。)1人について9,100円</p> <p>エ 介護納付金課税被保険者に係る被保険者均等割額 介護納付金課税被保険者(第1条第2項に規定する世帯主を除く。)1人について7,210円</p> <p>(2) 法第703条の5に規定する総所得金額及び山林所得金額の合算額が、33万円に被保険者(当該納税義務者を除く。)及び特定同一世帯所属者(当該納税義務者を除く。)1人につき24万5,000円を加算した金額を超えない世帯に係る納税義務者(前号に該当する者を除く。)</p> <p>ア 国民健康保険の被保険者に係る被保険者均等割額 被保険者(第1条第2項に規定する世帯主を除く。)1人について8,500円</p>	<p>均等割額の改定に伴う7割軽減世帯に係る減額金額の変更</p> <p>均等割額の改定に伴う5割軽減世帯に係る減額金額の変更</p>
---	---	--	--	---

について8,000円

(3) 法第703条の5に規定する総所得金額及び山林所得金額の合算額が、33万円に被保険者及び特定同一世帯所属者1人につき35万円を加算した金額を超えない世帯に係る納税義務者(前2号に該当する者を除く。)

ア 国民健康保険の被保険者に係る被保険者均等割額 被保険者(第1条第2項に規定する世帯主を除く。)1人について4,200円

イ 省略

ウ 国民健康保険の被保険者に係る後期高齢者支援金等課税額の被保険者均等割額 被保険者(第1条第2項に規定する世帯主を除く。)1人について2,800円

エ 介護納付金課税被保険者に係る被保険者均等割額 介護納付金課税被保険者(第1条第2項に規定する世帯主を除く。)1人について3,200円

付 則
(施行期日)
(経過措置)

1 この条例は、平成26年4月1日から施行する。

2 この条例による改正後の小金井市国民健康保険税条例の規定は、平成26年度以後の年度分の国民健康保険税について適用し、平成25年度分までの国民健康保険税については、なお従前の例による。

について5,150円

(3) 法第703条の5に規定する総所得金額及び山林所得金額の合算額が、33万円に被保険者及び特定同一世帯所属者1人につき35万円を加算した金額を超えない世帯に係る納税義務者(前2号に該当する者を除く。)

ア 国民健康保険の被保険者に係る被保険者均等割額 被保険者(第1条第2項に規定する世帯主を除く。)1人について3,400円

イ 省略

ウ 国民健康保険の被保険者に係る後期高齢者支援金等課税額の被保険者均等割額 被保険者(第1条第2項に規定する世帯主を除く。)1人について2,600円

エ 介護納付金課税被保険者に係る被保険者均等割額 介護納付金課税被保険者(第1条第2項に規定する世帯主を除く。)1人について2,060円

均等割額の改定に伴う2割軽減世帯に係る減額金額の変更

議案第14号

小金井市福祉共同作業所条例の一部を改正する条例

小金井市福祉共同作業所条例の一部を別紙のように改正する。

平成26年2月21日提出

小金井市長 稲葉孝彦

(提案理由)

障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律の改正により、規定の整備を行う必要があるため、本案を提出するものであります。

小金井市福祉共同作業所条例の一部を改正する条例

小金井市福祉共同作業所条例（平成25年条例第8号）の一部を次のように改正する。

第3条第2号中「第5条第15項」を「第5条第14項」に改める。

付 則

この条例は、平成26年4月1日から施行する。

議案第14号資料

小金井市福祉共同作業所条例の一部を改正する条例新旧対照表

改正条例	現行条例	備考
<p>(事業) 第3条 小金井市福祉共同作業所（以下「作業所」という。）は、次の事業を行う。 (1) 省略 (2) 法第5条第14項に規定する就労継続支援のうち就労継続支援B型に関する事業（以下「就労継続支援B型事業」という。）</p> <p>付 則 この条例は、平成26年4月1日から施行する。</p>	<p>(事業) 第3条 小金井市福祉共同作業所（以下「作業所」という。）は、次の事業を行う。 (1) 省略 (2) 法第5条第15項に規定する就労継続支援のうち就労継続支援B型に関する事業（以下「就労継続支援B型事業」という。）</p>	<p>引用条項の繰上げに伴う規定の整備</p>

議案第15号

小金井市児童発達支援センター条例の一部を改正する条例

小金井市児童発達支援センター条例の一部を別紙のように改正する。

平成26年2月21日提出

小金井市長 稲葉孝彦

(提案理由)

児童発達支援センターの事業の拡充を図るため及び障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律の改正により、規定の整備を行う必要があるため、本案を提出するものであります。

小金井市児童発達支援センター条例の一部を改正する条例

小金井市児童発達支援センター条例（平成25年条例第19号）の一部を次のように改正する。

第3条第2号中「第5条第17項」を「第5条第16項」に改める。

第5条第1号中「土曜日」の次に「（毎月第2土曜日を除く。）」を加える。

第6条を次のように改める。

（利用時間）

第6条 センターの利用時間は、次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定めるとおりとする。ただし、市長が必要と認めるときは、これを変更することができる。

- (1) 月曜日から金曜日まで 午前8時30分から午後7時まで
- (2) 毎月第2土曜日 午前9時から午後4時まで

付 則

この条例は、平成26年4月1日から施行する。

議案第15号資料

小金井市児童発達支援センター条例の一部を改正する条例新旧対照表

改正条例	現行条例	備考
<p>(用語) 第3条 この条例において使用する用語は、法において使用する用語の例による。ただし、次の各号に掲げる用語は、それぞれ当該各号に定めるところによる。</p> <p>(1) 省略</p> <p>(2) 相談支援に関する事業 法第6条の2第6項に規定する障害児相談支援に関する事業、障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成17年法律第123号）第5条第16項に規定する基本相談支援に関する事業及び同項に規定する計画相談支援に関する事業その他児童の発達の相談に関する事業をいう。</p> <p>(休館日)</p> <p>第5条 センターの休館日は、次のとおりとする。ただし、市長が特に必要と認めるときは、これを変更し、又は臨時に休館日を定めることができる。</p> <p>(1) 日曜日及び土曜日（毎月第2土曜日を除く。）</p> <p>(2) } 省略</p> <p>(4) }</p> <p>(利用時間)</p> <p>第6条 センターの利用時間は、次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定めるとおりとする。ただし、市長が必要と認めるときは、これを変更することができる。</p>	<p>(用語) 第3条 この条例において使用する用語は、法において使用する用語の例による。ただし、次の各号に掲げる用語は、それぞれ当該各号に定めるところによる。</p> <p>(1) 省略</p> <p>(2) 相談支援に関する事業 法第6条の2第6項に規定する障害児相談支援に関する事業、障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成17年法律第123号）第5条第17項に規定する基本相談支援に関する事業及び同項に規定する計画相談支援に関する事業その他児童の発達の相談に関する事業をいう。</p> <p>(休館日)</p> <p>第5条 センターの休館日は、次のとおりとする。ただし、市長が特に必要と認めるときは、これを変更し、又は臨時に休館日を定めることができる。</p> <p>(1) 日曜日及び土曜日</p> <p>(2) } 省略</p> <p>(4) }</p> <p>(利用時間)</p> <p>第6条 センターの利用時間は、午前8時30分から午後7時までとする。ただし、市長が特に必要と認めるときは、これを変更することができる。</p>	<p>引用条項の繰上げに伴う規定の整備</p> <p>休館日の変更</p> <p>利用時間の変更</p>

(1) 月曜日から金曜日まで 午前8時30分から午後7時ま

で

(2) 毎月第2土曜日 午前9時から午後4時まで

付 則

この条例は、平成26年4月1日から施行する。

議案第16号

小金井市ひとり親家庭等の医療費の助成に関する条例等の一部を改正する条例

小金井市ひとり親家庭等の医療費の助成に関する条例等の一部を別紙のように改正する。

平成26年2月21日提出

小金井市長 稲葉孝彦

(提案理由)

第三者行為によって生じた疾病又は負傷に係る損害賠償の請求権の譲渡等に係る規定を設ける必要があるため、本案を提出するものであります。

小金井市ひとり親家庭等の医療費の助成に関する条例等の一部を改正する条例

(小金井市ひとり親家庭等の医療費の助成に関する条例の一部改正)

第1条 小金井市ひとり親家庭等の医療費の助成に関する条例（平成元年条例第30号）の一部を次のように改正する。

第8条に次の1項を加える。

- 3 ひとり親等は、その家庭に属する対象者に係る医療費の助成事由が第三者の行為によって生じた場合において当該助成事由に係る医療費の助成を受けたときは、その事実、当該第三者の氏名及び住所又は居所（氏名又は住所もしくは居所が明らかでないときは、その旨）並びに被害の状況を、規則で定めるところにより、遅滞なく市長に届け出なければならない。ただし、同一の事由について、ひとり親等が既に届け出ている場合は、この限りでない。

第9条の次に次の1条を加える。

(損害賠償の請求権の譲渡)

第9条の2 対象者は、医療費の助成事由が第三者の行為によって生じた場合において当該助成事由に係る医療費の助成を受けたときは、規則で定めるところにより、その助成の額の限度において、対象者が当該助成事由に係る第三者に対して有する損害賠償の請求権を市に譲渡するものとする。

- 2 対象者は、前項の規定により第三者に対して有する損害賠償の請求権を譲渡した場合は、規則で定めるところにより、当該第三者にその旨を遅滞なく通知しなければならない。

第10条を次のように改める。

(助成費の返還等)

第10条 市長は、医療費の助成を受けた者が次の各号のいずれかに該当するときは、その者から当該助成を受けた額の全部又は一部（第2号から第4号までの各号のいずれかに該当する場合にあっては、第三者の行為によって生じた疾病又は負傷に係る医療費の助成の額を限度とする。）を返還させることができる。

- (1) 偽りその他不正の行為によって、医療費の助成を受けたとき。
- (2) 第8条第3項の規定に違反して、同項の規定による届出を行わなかったとき。
- (3) 前条第1項の規定に違反して、損害賠償の請求権を譲渡しなかったとき。
- (4) 前条第2項の規定に違反して、損害賠償の請求権を譲渡した旨の通知を行わなかったとき。

- 2 医療費の助成事由が第三者の行為によって生じた場合において、対象者が第三者から同一の事由について損害賠償を受けたときは、市長は、その額の限度において、医療費の助成を行わず、又は助成した医療費を返還させることができる。

(小金井市乳幼児の医療費の助成に関する条例の一部改正)

第2条 小金井市乳幼児の医療費の助成に関する条例（平成5年条例第18号）の一部を次のように改正する。

第8条に次の1項を加える。

- 3 対象者は、医療費の助成事由が第三者の行為によって生じた場合において当該助成事由に係る医療費の助成を受けたときは、その事実、当該第三者の氏名及び住所又は居所（氏名又は住所もしくは居所が明らかでないときは、その旨）並びに被害の状況を、規則で定めるところにより、遅滞なく市長に届け出なければならない。ただし、同一の事由について、対象者が既に届け出ている場合は、この限りでない。

第9条の次に次の1条を加える。

(損害賠償の請求権の譲渡)

第9条の2 対象者は、医療費の助成事由が第三者の行為によって生じた場合において当該助成事由に係る医療費の助成を受けたときは、規則で定めるところにより、その助成の額の限度において、対象者が当該助成事由に係る第三者に対して有する損害賠償の請求権を市に譲渡するものとする。

- 2 対象者は、前項の規定により第三者に対して有する損害賠償の請求権を譲渡した場合は、規則で定めるところにより、当該第三者にその旨を遅滞なく通知しなければならない。

第10条を次のように改める。

(助成費の返還等)

第10条 市長は、医療費の助成を受けた者が次の各号のいずれかに該当するときは、その者から当該助成を受けた額の全部又は一部（第2号から第4号までの各号のいずれかに該当する場合にあっては、第三者の行為によって生じた疾病又は負傷に係る医療費の助成の額を限度とする。）を返還させることができる。

- (1) 偽りその他不正の行為によって、医療費の助成を受けたとき。
- (2) 第8条第3項の規定に違反して、同項の規定による届出を行わなかったとき。
- (3) 前条第1項の規定に違反して、損害賠償の請求権を譲渡しなかったとき。
- (4) 前条第2項の規定に違反して、損害賠償の請求権を譲渡した旨の通知を行わなかったとき。

- 2 医療費の助成事由が第三者の行為によって生じた場合において、対象者が第三者から同一の事由について損害賠償を受けたときは、市長は、その額の限度において、医療費の助成を行わず、又は助成した医療費を返還させることができる。

(小金井市義務教育就学児の医療費の助成に関する条例の一部改正)

第3条 小金井市義務教育就学児の医療費の助成に関する条例（平成19年条例第17号）の一部を次のように改正する。

第9条に次の1項を加える。

- 3 対象者は、医療費の助成事由が第三者の行為によって生じた場合において当該助成事由に係る医療費の助成を受けたときは、その事実、当該第三者の氏名及び住所又は居所（氏名又は住所もしくは居所が明らかでないときは、その旨）並びに被害の状況を、規則で定めるところにより、遅滞なく市長に届け出なければならぬ。ただし、同一の事由について、対象者が既に届け出ている場合は、この限りでない。

第10条の次に次の1条を加える。

(損害賠償の請求権の譲渡)

第10条の2 対象者は、医療費の助成事由が第三者の行為によって生じた場合において当該助成事由に係る医療費の助成を受けたときは、規則で定めるところにより、その助成の額の限度において、対象者が当該助成事由に係る第三者に対して有する損害賠償の請求権を市に譲渡するものとする。

- 2 対象者は、前項の規定により第三者に対して有する損害賠償の請求権を譲渡した場合は、規則で定めるところにより、当該第三者にその旨を遅滞なく通知しなければならない。

第11条を次のように改める。

(助成費の返還等)

第11条 市長は、医療費の助成を受けた者が次の各号のいずれかに該当するときは、その者から当該助成を受けた額の全部又は一部（第2号から第4号までの各号のいずれかに該当する場合にあっては、第三者の行為によって生じた疾病又は負傷に係る医療費の助成の額を限度とする。）を返還させることができる。

- (1) 偽りその他不正の行為によって、医療費の助成を受けたとき。
- (2) 第9条第3項の規定に違反して、同項の規定による届出を行わなかったとき。
- (3) 前条第1項の規定に違反して、損害賠償の請求権を譲渡しなかったとき。
- (4) 前条第2項の規定に違反して、損害賠償の請求権を譲渡した旨の通知を行わなかったとき。

- 2 医療費の助成事由が第三者の行為によって生じた場合において、対象者が第三者から同一の事由について損害賠償を受けたときは、市長は、その額の限度において、医療費の助成を行わず、又は助成した医療費を返還させることができる。

付 則

(施行期日)

- 1 この条例は、公布の日（以下「施行日」という。）から施行する。
(小金井市ひとり親家庭等の医療費の助成に関する条例の一部改正に伴う経過措置)
- 2 第1条の規定による改正後の小金井市ひとり親家庭等の医療費の助成に関する条例の規定は、施行日以後の療養に係る医療費の助成について適用し、同日前の療養に係る医療費の助成については、なお従前の例による。
(小金井市乳幼児の医療費の助成に関する条例の一部改正に伴う経過措置)
- 3 第2条の規定による改正後の小金井市乳幼児の医療費の助成に関する条例の規定は、施行日以後の療養に係る医療費の助成について適用し、同日前の療養に係る医療費の助成については、なお従前の例による。
(小金井市義務教育就学児の医療費の助成に関する条例の一部改正に伴う経過措置)
- 4 第3条の規定による改正後の小金井市義務教育就学児の医療費の助成に関する条例の規定は、施行日以後の療養に係る医療費の助成について適用し、同日前の療養に係る医療費の助成については、なお従前の例による。

小金井市ひとり親家庭等の医療費の助成に関する条例等の一部を改正する条例新旧対照表

改正条例	現行条例	備考
<p>(届出義務) 第8条 省略 2 省略 3 <u>ひとり親等は、その家庭に属する対象者に係る医療費の助成事由が第三者の行為によって生じた場合において当該助成事由に係る医療費の助成を受けたときは、その事実、当該第三者の氏名及び住所又は居所（氏名又は住所もしくは居所が明らかでないときは、その旨）並びに被害の状況を、規則で定めるところにより、遅滞なく市長に届け出なければならない。ただし、同一の事由について、ひとり親等が既に届け出ている場合は、この限りでない。</u> (損害賠償の請求権の譲渡) 第9条の2 <u>対象者は、医療費の助成事由が第三者の行為によって生じた場合において当該助成事由に係る医療費の助成を受けたときは、規則で定めるところにより、その助成の額の限度において、対象者が当該助成事由に係る第三者に対して有する損害賠償の請求権を市に譲渡するものとする。</u> 2 <u>対象者は、前項の規定により第三者に対して有する損害賠償の請求権を譲渡した場合は、規則で定めるところにより、当該第三者にその旨を遅滞なく通知しなければならない。</u> (助成費の返還等) 第10条 <u>市長は、医療費の助成を受けた者が次の各号のいずれかに該当するときは、その者から当該助成を受けた額の全部又は一部（第2号から第4号までの各号のいずれかに該当する場合にあっては、第三者の行為によって生じた疾病又は負傷に係る医療費の助成の額を限度とする。）を返還させることができる。</u> (1) <u>偽りその他不正の行為によって、医療費の助成を受けたとき。</u> (2) <u>第8条第3項の規定に違反して、同項の規定による届出を行わなかったとき。</u> (3) <u>前条第1項の規定に違反して、損害賠償の請求権を譲渡しなかったとき。</u></p>	<p>(届出義務) 第8条 省略 2 省略</p>	<p>第三者行為に起因する医療費の発生事実等の届出規定の整備</p> <p>対象者の損害賠償請求権の譲渡に係る規定の整備</p>
	<p>(助成費の返還) 第10条 <u>市長は、偽りその他不正の行為によって、この条例による助成を受けた者があるときは、その者から当該助成を受けた額の全部又は一部を返還させることができる。</u></p>	<p>第三者行為に起因する医療助成費の返還等の規定の追加</p>

<p>(4) 前条第2項の規定に違反して、損害賠償の請求権を譲渡した旨の通知を行わなかったとき。</p> <p>2 医療費の助成事由が第三者の行為によって生じた場合において、対象者が第三者から同一の事由について損害賠償を受けたときは、市長は、その額の限度において、医療費の助成を行わず、又は助成した医療費を返還させることができる。</p> <p style="text-align: center;">付 則</p> <p>(施行期日)</p> <p>1 この条例は、公布の日（以下「施行日」という。）から施行する。（小金井市ひとり親家庭等の医療費の助成に関する条例の一部改正に伴う経過措置）</p> <p>2 第1条の規定による改正後の小金井市ひとり親家庭等の医療費の助成に関する条例の規定は、施行日以後の療養に係る医療費の助成について適用し、同日前の療養に係る医療費の助成については、なお従前の例による。</p> <p>3 } 省略</p> <p>4 }</p>	
---	--

改正条例	現行条例	備考
<p>（届出義務）</p> <p>第8条 省略</p> <p>2 省略</p> <p>3 対象者は、医療費の助成事由が第三者の行為によって生じた場合において当該助成事由に係る医療費の助成を受けたときは、その事実、当該第三者の氏名及び住所又は居所（氏名又は住所もしくは居所が明らかでないときは、その旨）並びに被害の状況を、規則で定めるところにより、遅滞なく市長に届け出なければならぬ。ただし、同一の事由について、対象者が既に届け出ている場合は、この限りでない。</p> <p>（損害賠償の請求権の譲渡）</p> <p>第9条の2 対象者は、医療費の助成事由が第三者の行為によって生じた場合において当該助成事由に係る医療費の助成を受けたときは、規則で定めるところにより、その助成の額の限度において、</p>	<p>（届出義務）</p> <p>第8条 省略</p> <p>2 省略</p>	<p>第三者行為に起因する医療費の発生事実等の届出規定の整備</p> <p>対象者の損害賠償請求権の譲渡に係る規定の整備</p>

対象者が当該助成事由に係る第三者に対して有する損害賠償の請求権を市に譲渡するものとする。

2. 対象者は、前項の規定により第三者に対して有する損害賠償の請求権を譲渡した場合は、規則で定めるところにより、当該第三者にその旨を遅滞なく通知しなければならない。

(助成費の返還等)

第10条 市長は、医療費の助成を受けた者が次の各号のいずれかに該当するときは、その者から当該助成を受けた額の全部又は一部（第2号から第4号までの各号のいずれかに該当する場合において、第三者の行為によつて生じた疾病又は負傷に係る医療費の助成の額を限度とする。）を返還させることができる。

(1) 偽りその他不正の行為によつて、医療費の助成を受けたとき。

(2) 第8条第3項の規定に違反して、同項の規定による届出を行わなかったとき。

(3) 前条第1項の規定に違反して、損害賠償の請求権を譲渡しなかつたとき。

(4) 前条第2項の規定に違反して、損害賠償の請求権を譲渡した旨の通知を行わなかつたとき。

2. 医療費の助成事由が第三者の行為によつて生じた場合において、対象者が第三者から同一の事由について損害賠償を受けたときは、市長は、その額の限度において、医療費の助成を行わず、又は助成した医療費を返還させることができる。

付 則
(施行期日)

1 この条例は、公布の日（以下「施行日」という。）から施行する。

2 省略
(小金井市乳幼児の医療費の助成に関する条例の一部改正に伴う経過措置)

3 第2条の規定による改正後の小金井市乳幼児の医療費の助成に関する条例の規定は、施行日以後の療養に係る医療費の助成について適用し、同日前の療養に係る医療費の助成については、なお従前の例による。

4 省略

(助成費の返還)

第10条 市長は、偽りその他不正の行為によつて、医療費の助成を受けた者があれば、その者から当該助成を受けた額の全部又は一部を返還させることができる。

第三者行為に起因する医療助成費の返還等の規定の追加

小金井市義務教育就学児の医療費の助成に関する条例（第3条関係）

改正条例	現行条例	備考
<p>(届出義務)</p> <p>第9条 省略</p> <p>2 省略</p> <p>3 対象者は、医療費の助成事由が第三者の行為によって生じた場合において当該助成事由に係る医療費の助成を受けたときは、その事実、当該第三者の氏名及び住所又は居所（氏名又は住所もしくは居所が明らかでないときは、その旨）並びに被害の状況を、規則で定めるところにより、遅滞なく市長に届け出なければならぬ。ただし、同一の事由について、対象者が既に届出している場合は、この限りでない。</p> <p>(損害賠償の請求権の譲渡)</p> <p>第10条の2 対象者は、医療費の助成事由が第三者の行為によつて生じた場合において当該助成事由に係る医療費の助成を受けたときは、規則で定めるところにより、その助成の額の限度において、対象者が当該助成事由に係る第三者に対して有する損害賠償の請求権を市に譲渡するものとする。</p> <p>2 対象者は、前項の規定により第三者に対して有する損害賠償の請求権を譲渡した場合は、規則で定めるところにより、当該第三者にその旨を遅滞なく通知しなければならない。</p> <p>(助成費の返還等)</p> <p>第11条 市長は、医療費の助成を受けた者が次の各号のいずれかに該当するときは、その者から当該助成を受けた額の全部又は一部（第2号から第4号までの各号のいずれかに該当する場合にはあっては、第三者の行為によって生じた疾病又は負傷に係る医療費の助成の額を限度とする。）を返還させることができる。</p> <p>(1) 偽りその他不正の行為によって、医療費の助成を受けたとき。</p> <p>(2) 第9条第3項の規定に違反して、同項の規定による届出を行わなかったとき。</p> <p>(3) 前条第1項の規定に違反して、損害賠償の請求権を譲渡しなかつたとき。</p> <p>(4) 前条第2項の規定に違反して、損害賠償の請求権を譲渡した旨の通知を行わなかったとき。</p>	<p>(届出義務)</p> <p>第9条 省略</p> <p>2 省略</p> <p>(助成費の返還)</p> <p>第11条 市長は、偽りその他不正の行為によって、医療費の助成を受けた者があれば、その者から当該助成を受けた額の全部又は一部を返還させることができる。</p>	<p>第三者行為に起因する医療費の発生事実等の届出規定の整備</p> <p>対象者の損害賠償請求権の譲渡に係る規定の整備</p> <p>第三者行為に起因する医療助成費の返還等の規定の追加</p>

2. 医療費の助成事由が第三者の行為によって生じた場合において、対象者が第三者から同一の事由について損害賠償を受けたときは、市長は、その額の限度において、医療費の助成を行わず、又は助成した医療費を返還させることができる。

付 則

(施行期日)

1. この条例は、公布の日（以下「施行日」という。）から施行する。

2. } 省略

3 }

(小金井市義務教育就学児の医療費の助成に関する条例の一部改正に伴う経過措置)

4. 第3条の規定による改正後の小金井市義務教育就学児の医療費の助成に関する条例の規定は、施行日以後の療養に係る医療費の助成について適用し、同日前の療養に係る医療費の助成については、なお従前の例による。

議案第17号

小金井市子ども・子育て会議条例

小金井市子ども・子育て会議条例を別紙のように制定する。

平成26年2月21日提出

小金井市長 稲葉孝彦

(提案理由)

子ども・子育て支援法第77条の規定により、小金井市子ども・子育て会議を設置する必要があるため、本案を提出するものであります。

小金井市子ども・子育て会議条例

(設置)

第1条 子ども・子育て支援法（平成24年法律第65号）第77条第1項の規定に基づき、小金井市子ども・子育て会議（以下「子ども・子育て会議」という。）を置く。

(所掌事務)

第2条 子ども・子育て会議は、次に掲げる事務を処理するほか、市長の諮問に応じ、子ども・子育て支援に関する事項について調査審議し、意見を述べることができる。

- (1) 特定教育・保育施設の利用定員の設定に関し意見を述べること。
- (2) 特定地域型保育事業の利用定員の設定に関し意見を述べること。
- (3) 子ども・子育て支援事業計画の策定及び変更に関し意見を述べること。
- (4) 子ども・子育て支援に関する施策の総合的かつ計画的な推進に関し必要な事項及び当該施策の実施状況を調査審議すること。

(組織)

第3条 子ども・子育て会議は、次に掲げる者のうちから市長が委嘱する委員15人以内をもって組織する。

- (1) 市民 5人以内
- (2) 教育又は子ども・子育て支援に関する機関又は組織に属する者 6人以内
- (3) 学識経験者 4人以内

2 前項第1号の委員は、公募によるものとし、当該委員のうちに、子どもの保護者である者が含まれるようにしなければならない。

(委員の任期)

第4条 委員の任期は、2年とし、再任を妨げない。ただし、原則として連続して3期を超えてはならない。

2 補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。

(会長)

第5条 子ども・子育て会議に会長を置き、委員の互選により定める。

- 2 会長は、子ども・子育て会議を代表し、会務を総理する。
- 3 会長に事故があるとき、又は会長が欠けたときは、あらかじめその指名する委員がその職務を代理する。

(専門委員)

第6条 子ども・子育て会議に、専門の事項の調査審議のために必要があるときは、専門委員を置くことができる。

2 専門委員は、当該専門の事項に関し学識経験を有する者その他適当と認める者のうちから市長が委嘱する。

3 専門委員の任期は、当該専門の事項の調査審議が終了したときまでとする。

(会議)

第7条 子ども・子育て会議は、会長が招集する。

2 子ども・子育て会議は、委員の半数以上の者が出席しなければ会議を開くことができない。

3 子ども・子育て会議の議事は、出席委員の過半数をもって決し、可否同数のときは、会長の決するところによる。

4 子ども・子育て会議は、必要があると認めるときは、委員以外の者の出席を求め、その意見を聴き、又は説明を求めることができる。

(部会)

第8条 子ども・子育て会議に、必要に応じて部会を置くことができる。

2 部会は、会長が指名する委員及び専門委員をもって組織する。

3 部会に部会長を置き、当該部会に属する委員のうちから会長が指名する。

4 部会長は部会を代表し、会務を総理する。

5 部会長に事故があるとき、又は部会長が欠けたときは、あらかじめその指名する委員がその職務を代理する。

6 前条及び次条の規定は、部会について準用する。この場合において「子ども・子育て会議」とあるのは「部会」と、「会長」とあるのは「部会長」と読み替えるものとする。

(会議の公開)

第9条 子ども・子育て会議の会議は、公開する。ただし、公開することが子ども・子育て会議の適正な運営に支障があると認められるときは、非公開とすることができる。

(庶務)

第10条 子ども・子育て会議の庶務は、子ども・子育て支援事業を所管する課において処理する。

(委任)

第11条 この条例に定めるもののほか、子ども・子育て会議の組織及び運営に関し

必要な事項は、別に定める。

付 則

(施行期日)

- 1 この条例は、平成26年4月1日から施行する。
(子ども・子育て会議の委員)
- 2 この条例の施行の際、現に次世代育成支援対策推進法（平成15年法律第120号）第21条第1項の規定に基づき小金井市が設置する次世代育成支援対策地域協議会の委員に委嘱されている者は、子ども・子育て会議の委員とみなす。
(委員の任期に関する特例)
- 3 この条例の施行の日以後最初に委嘱される委員の任期は、第4条の規定にかかわらず、平成27年3月31日までとする。
(特別職の給与に関する条例の一部改正)
- 4 特別職の給与に関する条例（昭和31年条例第22号）の一部を次のように改正する。

別表第3中

「

社会福祉委員	月額	11,000円
--------	----	---------

」を

「

社会福祉委員	月額	11,000円	
子ども・子育て会議	会長	日額	11,000円
	委員	日額	10,000円

」に改める。

小金井市子ども・子育て会議委員構成案

選任区分	推薦母体等	
市民 (公募)	市民 (保育施設利用児童の保護者)	
	市民 (幼稚園利用児童の保護者)	
	市民	
	市民	
	市民	※新任
教育、 子ども・ 子育て 支援機関等	民間保育園長会	
	幼稚園協会	
	学童保育連絡協議会	
	教育又は子ども・子育て支援に関する機関 又は組織に属する者	※新任
	教育又は子ども・子育て支援に関する機関 又は組織に属する者	※新任
	教育又は子ども・子育て支援に関する機関 又は組織に属する者	※新任
学識 経験者	東京学芸大学	
	民生委員・児童委員協議会	
	多摩府中保健所	
	学識経験者	※新任

議案第18号

小金井市青少年問題協議会条例の一部を改正する条例

小金井市青少年問題協議会条例の一部を別紙のように改正する。

平成26年2月21日提出

小金井市長 稲葉孝彦

(提案理由)

地域の自主性及び自立性を高めるための改革の推進を図るための関係法律の整備に関する法律の施行に伴う地方青少年問題協議会法の改正により、本条例の一部を改正する必要があるため、本案を提出するものであります。

小金井市青少年問題協議会条例の一部を改正する条例

小金井市青少年問題協議会条例（昭和34年条例第4号）の一部を次のように改正する。

第2条に次の1項を加える。

2 会長は、市長をもつて充てる。

第4条第4項中「事故あるときは」を「事故あるとき、又は欠けたときは、」に改め、同条第5項中「事故あるとき」を「事故あるとき、又は欠けたとき」に改める。

第5条中「市長」を「会長」に改める。

付 則

この条例は、平成26年4月1日から施行する。

議案第18号資料

小金井市青少年問題協議会条例の一部を改正する条例新旧対照表

改正条例	現行条例	備考
<p>(組織) 第2条 協議会は、会長及び25人以内の委員をもつて組織する。 2 会長は、市長をもつて充てる。 (会長の権限並びに副会長の設置及び権限) 第4条 省略 2 } 省略 3 } 4 副会長は、会長を補佐し、会長に事故あるとき、又は欠けたときは、その職務を代理する。 5 会長及び副会長ともに事故あるとき、又は欠けたときは、あらかじめ会長の指名する委員が会長の職務を代理する。 (招集) 第5条 協議会は、必要の都度会長が招集する。</p> <p>付 則 この条例は、平成26年4月1日から施行する。</p>	<p>(組織) 第2条 協議会は、会長及び25人以内の委員をもつて組織する。 (会長の権限並びに副会長の設置及び権限) 第4条 省略 2 } 省略 3 } 4 副会長は、会長を補佐し、会長に事故あるときはその職務を代理する。 5 会長及び副会長ともに事故あるときは、あらかじめ会長の指名する委員が会長の職務を代理する。 (招集) 第5条 協議会は、必要の都度市長が招集する。</p>	<p>地方青少年問題協議会法の改正に伴う協議会会長の資格要件の追加 規定の整備 同上 同上</p>

議案第19号

小金井市の地下水及び湧水を保全する条例の一部を改正する条例

小金井市の地下水及び湧水を保全する条例の一部を別紙のように改正する。

平成26年2月21日提出

小金井市長 稲葉孝彦

(提案理由)

東京都土壌汚染対策指針の全部改正に伴い、本条例の一部を改正する必要があるため、本案を提出するものであります。

小金井市の地下水及び湧水を保全する条例の一部を改正する条例

小金井市の地下水及び湧水を保全する条例（平成16年条例第2号）の一部を次のように改正する。

第15条中「東京都土壌汚染対策指針（平成15年東京都告示第150号）」を「都条例第113条に規定する指針」に改める。

付 則

この条例は、公布の日から施行する。

議案第19号資料

小金井市の地下水及び湧水を保全する条例の一部を改正する条例新旧対照表

改正条例	現行条例	備考
<p>(汚染の場合の措置) 第15条 市は、地下水汚染が発生し、又は発見された場合は、水質汚濁防止法（昭和45年法律第138号）、都民の健康と安全を確保する環境に関する条例（平成12年東京都条例第215号。以下「都条例」という。）及び都条例第113条に規定する指針により東京都及び近隣市と連携し、必要な措置を講ずるものとする。</p> <p>付 則 この条例は、公布の日から施行する。</p>	<p>(汚染の場合の措置) 第15条 市は、地下水汚染が発生し、又は発見された場合は、水質汚濁防止法（昭和45年法律第138号）、都民の健康と安全を確保する環境に関する条例（平成12年東京都条例第215号。以下「都条例」という。）及び東京都土壌汚染対策指針（平成15年東京都告示第150号）により東京都及び近隣市と連携し、必要な措置を講ずるものとする。</p>	<p>東京都土壌汚染対策指針の全部改正に伴う規定の整備</p>

議案第20号

小金井市小口事業資金融資あっせん条例の一部を改正する条例

小金井市小口事業資金融資あっせん条例の一部を別紙のように改正する。

平成26年2月21日提出

小金井市長 稲葉孝彦

(提案理由)

現下の厳しい経済情勢を鑑み、商工業者の経営安定化のための緊急時限措置として実施している保証料の全額補助の期限を延長するため、本案を提出するものであります。

小金井市小口事業資金融資あっせん条例の一部を改正する条例

小金井市小口事業資金融資あっせん条例（平成11年条例第25号）の一部を次のように改正する。

付則第5項中「平成26年3月31日」を「平成27年3月31日」に改める。

付 則

この条例は、平成26年4月1日から施行する。

議案第20号資料

小金井市小口事業資金融資あっせん条例の一部を改正する条例新旧対照表

改正条例	現行条例	備考
<p>付 則 (保証料に係る特例)</p> <p>5 平成20年12年1日から平成27年3月31日までに第15条第2項の規定により融資あっせん(第4条第1項第1号の運転資金又は同項第8号の緊急資金に係るものに限る。)の申込みに係る保証料の交付を申請する場合同項中「2分の1」とあるのは、「全額」とする。</p> <p>付 則 この条例は、平成26年4月1日から施行する。</p>	<p>付 則 (保証料に係る特例)</p> <p>5 平成20年12年1日から平成26年3月31日までに第15条第2項の規定により融資あっせん(第4条第1項第1号の運転資金又は同項第8号の緊急資金に係るものに限る。)の申込みに係る保証料の交付を申請する場合同項中「2分の1」とあるのは、「全額」とする。</p>	<p>保証料の負担割合に係る緊急時限措置の期限の延長</p>

議案第21号

小金井市道路占用条例の一部を改正する条例

小金井市道路占用条例の一部を別紙のように改正する。

平成26年2月21日提出

小金井市長 稲葉孝彦

(提案理由)

道路法及び道路法施行令の一部改正に伴い、規定を整備する必要があるため、本案を提出するものであります。

小金井市道路占用条例の一部を改正する条例

小金井市道路占用条例（昭和36年条例第16号）の一部を次のように改正する。

第7条第1項第1号中「法第35条に規定する事業（道路法施行令（昭和27年政令第479号。以下「令」という。）第18条に規定するものを除く。）及び」を削る。

第8条第1項中「もしくは」を「又は」に、「許可をし、又は同法第21条の規定により協議が成立した」を「許可をした」に、「許可又は当該協議」を「許可」に、「許可をし、又は当該協議が成立した」を「許可をした」に改め、「又は占用の協議が成立した日」を削る。

別表占用物件の欄中「令第7条第1号」を「道路法施行令（昭和27年政令第479号。以下「令」という。）第7条第1号」に改める。

付 則

この条例は、公布の日から施行する。

小金井市道路占用条例の一部を改正する条例新旧対照表

改正条例	現行条例	備考
<p>(占用料の減額及び免除)</p> <p>第7条 道路管理者は、次の各号に掲げる占用物件について、特に必要があると認めるときは、占有者の申請により占用料の額の全部又は一部を免除することができる。</p> <p>(1) 地方財政法(昭和23年法律第109号)第6条に規定する公営企業に係るもの</p> <p>(2) } 省略 { (8) } 省略</p> <p>2 省略 (占用料の徴収方法)</p> <p>第8条 占用料は、占用の期間(電線共同溝に係る占用料にあつては、電線共同溝の整備等に関する特別措置法(平成7年法律第39号)第10条、第11条第1項又は第12条第1項の規定により許可をした占用することができる期間(当該許可に係る電線共同溝への電線の敷設工事を開始した日が当該許可をした日と異なる場合は、当該敷設工事を開始した日から当該許可をした日(電線共同溝に係る占用料にあつては、同法第10条、第11条第1項又は第12条第1項の規定により許可をした日(当該許可に係る電線共同溝への電線の敷設工事を開始した日と異なる場合は、当該敷設工事を開始した日)から1か月以内)に納額告知書により一括徴収するものとする。ただし、当該期間が翌年度以降にわたる場合及び現に占用を継続するもので又は期間更新の日から1か月以内に徴収するものとする。</p>	<p>(占用料の減額及び免除)</p> <p>第7条 道路管理者は、次の各号に掲げる占用物件について、特に必要があると認めるときは、占有者の申請により占用料の額の全部又は一部を免除することができる。</p> <p>(1) 法第35条に規定する事業(道路法施行令(昭和27年政令第479号。以下「令」という。)第18条に規定するものを除く。)及び地方財政法(昭和23年法律第109号)第6条に規定する公営企業に係るもの</p> <p>(2) } 省略 { (8) } 省略</p> <p>2 省略 (占用料の徴収方法)</p> <p>第8条 占用料は、占用の期間(電線共同溝に係る占用料にあつては、電線共同溝の整備等に関する特別措置法(平成7年法律第39号)第10条、第11条第1項もしくは第12条第1項の規定により許可をし、又は同法第21条の規定により協議が成立した占用することとができる期間(当該許可又は当該協議に係る電線共同溝への電線の敷設工事を開始した日が当該許可をし、又は当該協議が成立した日と異なる場合は、当該敷設工事を開始した日から当該占用することとができる期間の末日までの期間)。以下同じ。)に係る分を、占用許可をした日又は占用の協議が成立した日(電線共同溝に係る第12条第1項の規定により許可をし、又は同法第21条の規定により協議が成立した日(当該許可又は当該協議に係る電線共同溝への電線の敷設工事を開始した日が当該許可をし、又は当該協議が成立した日と異なる場合は、当該敷設工事を開始した日)から1か月以内)に納額告知書により一括徴収するものとする。ただし、当該期間が翌年度以降にわたる場合及び現に占用を継続するもので又は期間更新の日から1か月以内に徴収するものとする。</p>	<p>道路法及び道路法施行令改正に伴う規定の整備</p> <p>同上</p>

用の期間更新の場合においては、翌年度以降及び当該期間更新以降の
 2 占用料は、毎年度当該年度分を4月30日まで又は期間更新の日
 3 から1か月以内に徴収するものとする。

2 } 省略
 3 }

別表 (第6条関係)

道路占用料金表

占有物件	単位	占用料 (円)
省略		
令第7条第1号に掲げる物件	省略	省略
省略		

規定の整備

2 } 省略
 3 }

別表 (第6条関係)

道路占用料金表

占有物件	単位	占用料 (円)
省略		
道路法施行令(昭和27年政令第479号。以下「令」という。)第7条第1号に掲げる物件	省略	省略
省略		

付 則

この条例は、公布の日から施行する。

議案第 22 号

小金井市有料自転車駐車場条例の一部を改正する条例

小金井市有料自転車駐車場条例の一部を別紙のように改正する。

平成 26 年 2 月 21 日提出

小金井市長 稲 葉 孝 彦

(提案理由)

東小金井南第 1 自転車駐車場用地の借用期間の満了に伴い、当該自転車駐車場を廃止する必要があるため、本案を提出するものであります。

小金井市有料自転車駐車場条例の一部を改正する条例

小金井市有料自転車駐車場条例（昭和58年条例第20号）の一部を次のように改正する。

別表第1中

武蔵小金井北第5自転車駐車場	小金井市本町二丁目1番
東小金井南第1自転車駐車場	小金井市東町四丁目41番4号

を

武蔵小金井北第5自転車駐車場	小金井市本町二丁目1番
----------------	-------------

に改める。

別表第2中

武蔵小金井北第5	定期使用	1階	1,900	1,500		
		2階	1,500	1,200		
東小金井南第1	一時使用		100		150	
	定期使用		1,900	1,500	3,000	2,400

を

武蔵小金井北第5	定期使用	1階	1,900	1,500		
		2階	1,500	1,200		

に改める。

付 則

この条例は、平成26年4月1日から施行する。

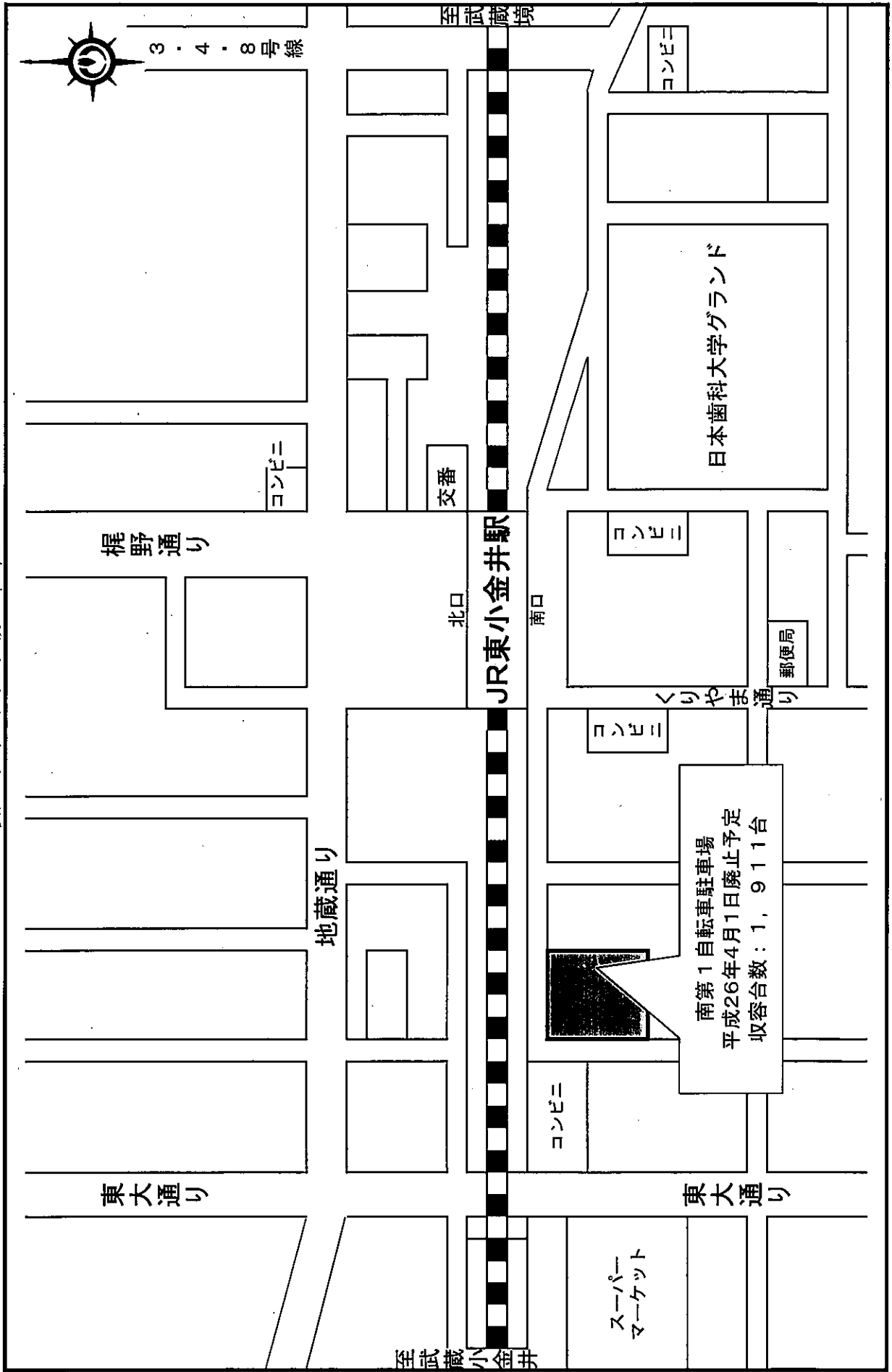
議案第22号資料1

小金井市有料自転車駐車場条例の一部を改正する条例新旧対照表

改正条例		現行条例		備考
別表第1 (第2条関係)		別表第1 (第2条関係)		
名称	位置	名称	位置	
省略		省略		同 上
武蔵小金井北第5自転車駐車場	小金井市本町二丁目1番	武蔵小金井北第5自転車駐車場	小金井市本町二丁目1番	
省略		省略		同 上
東小金井南第1自転車駐車場	省略	東小金井南第1自転車駐車場	小金井市東町四丁目41番4号	
別表第2 (第6条関係)		別表第2 (第6条関係)		同 上
(単位：円)		(単位：円)		
自転車 駐車場	使用区分	使用料		原 動 機 付 自 転 車 一 般 学 生 等
		自転車 一般	学生等	
省略		省略		同 上
武蔵小金井 北第5	1階	1,900	1,500	
	2階	1,500	1,200	/
東小金井南 第1	一時使用	100	150	/
	定期使用	1,900	1,500	
備考 省略		備考 省略		同 上
備考 省略		備考 省略		

付 則
この条例は、平成26年4月1日から施行する。

廃止自転車駐車場の位置



議案第23号

昭和病院組合理約の全部改正について

昭和病院組合理約の全部を別紙のように改正する。

平成26年2月21日提出

小金井市長 稲葉孝彦

(提案理由)

昭和病院組合病院事業に地方公営企業法の全部を適用することに伴い、昭和病院組合理約を改正する必要があるため、地方自治法第290条の規定により、本案を提出するものであります。

昭和病院企業団規約

昭和病院組合規約(昭和57年4月1日東京都知事許可)の全部を変更する。

第1章 総則

(企業団の名称)

第1条 この企業団は、昭和病院企業団(以下「企業団」という。)という。

(企業団の構成団体)

第2条 企業団は、小金井市、小平市、東村山市、東久留米市、清瀬市、東大和市、武蔵村山市及び西東京市(以下「構成市」という。)をもって組織する。

(企業団の共同処理する事務)

第3条 企業団は、構成市住民の健康を保持するため、次の各号に掲げる事務を共同処理する。

(1) 医療法(昭和23年法律第205号)に定める公的医療機関としての病院の設置及び管理に関する事務

(2) 前号に掲げる事務に関連する保健衛生事務

(公営企業法の適用)

第4条 企業団が経営する病院事業に地方公営企業法(昭和27年法律第292号)の全部を適用する。

(企業団の事務所の位置)

第5条 企業団の事務所は、東京都小平市花小金井八丁目1番1号に置く。

第2章 企業団の議会

(議会の組織)

第6条 企業団に企業団議会(以下「議会」という。)を置く。

2 議会の議員(以下「議員」という。)の定数は16人とし、構成市から各2人を選出する。

(議員の選挙)

第7条 議員は、構成市の議会においてその議会の議員のうちから選挙する。

2 前項の選挙が終わったときは、構成市の長は、直ちにその結果を企業団の企業長に通知しなければならない。

(議員の任期)

第5章 開設者協議会

(開設者協議会の設置)

- 第1.6条 構成市に重大な影響がある企業団経営の基本方針、その他重要な事項について協議するため、昭和病院企業団開設者協議会（以下「協議会」という。）を置く。
- 2 協議会の委員は、構成市の長及び企業長（以下「構成市長等」という。）をもってあて、構成市長等の職を失ったときは、委員の職を失う。
 - 3 構成市長等に事故あるとき、又は構成市長等が欠けたときは、構成市長等の職務を代理する者が、委員の職務を代理する。
 - 4 協議会の運営その他必要な事項については、協議会で定める。

附 則

- 1 この規約は、平成26年8月1日から施行する。
- 2 この規約施行の際、変更前の規約第6条の規定に基づき、構成市の議会議員のうちから選挙され議員の職にある者については、変更後の規約第7条の規定により選挙された議員とみなす。
- 3 この規約施行の際、変更前の規約第12条の規定に基づき、組合の職員として任命された者については、変更後の規約第12条の規定により任命された職員とみなす。
- 4 この規約施行の際、変更前の規約第13条の規定に基づき、監査委員の職にある者については、変更後の規約第13条の規定により選任された監査委員とみなす。
- 5 この規約施行の際、変更前の規約第14条及び第15条の規定に基づき定められた分賦金の額等については、変更後の規約第14条及び第15条の規定により定められたものとみなす。

議案第24号

東京都後期高齢者医療広域連合規約の一部を変更する規約

千代田区、中央区、港区、新宿区、文京区、台東区、墨田区、江東区、品川区、目黒区、大田区、世田谷区、渋谷区、中野区、杉並区、豊島区、北区、荒川区、板橋区、練馬区、足立区、葛飾区、江戸川区、八王子市、立川市、武蔵野市、三鷹市、青梅市、府中市、昭島市、調布市、町田市、小金井市、小平市、日野市、東村山市、国分寺市、国立市、福生市、狛江市、東大和市、清瀬市、東久留米市、武蔵村山市、多摩市、稲城市、羽村市、あきる野市、西東京市、瑞穂町、日の出町、檜原村、奥多摩町、大島町、利島村、新島村、神津島村、三宅村、御蔵島村、八丈町、青ヶ島村及び小笠原村は、東京都後期高齢者医療広域連合の経費の支弁の方法を変更するため、地方自治法（昭和22年法律第67号）第291条の3の規定に基づき、別紙のとおり東京都後期高齢者医療広域連合規約の一部を変更する規約を定める。

平成26年2月21日提出

小金井市長 稲葉孝彦

（提案理由）

後期高齢者医療の保険料について、保険料の軽減に係る経費を各区市町村の一般財源から分賦金として支弁することに伴い、規約変更を行う必要があるため、本案を提出するものであります。

東京都後期高齢者医療広域連合規約の一部を変更する規約
 東京都後期高齢者医療広域連合規約（平成19年3月1日東京都知事許可）の
 一部を次のように変更する。

附則第5項から第7項までの規定中「補填分^{てん}」を「補填分」に改める。

附則に次の1項を加える。

8 平成26年度分及び平成27年度分の第18条第1項第1号に規定する関係
 区市町村の負担金の額については、別表第2中

「3 保険料その他の納付金（高齢者医療確保法第105条の規定により区、
 市、町及び村が納付するものとされたものをいう。）

項目	負担割合
高齢者医療確保法第99条第1項及び第2項の規定による繰入金並びに保険料その他高齢者医療確保法第4章の規定による徴収金（区、市、町及び村が徴収するものに限る。）	100パーセント

備考

- 1 高齢者人口割については、前年度の1月1日現在の住民基本台帳（住民基本台帳法（昭和42年法律第81号）第6条第1項の住民基本台帳をいう。以下同じ。）に基づく満75歳以上の人口による。
- 2 人口割については、前年度の1月1日現在の住民基本台帳に基づく人口による。

とあるのは、

「3 保険料その他の納付金（高齢者医療確保法第105条の規定により区、
 市、町及び村が納付するものとされたものをいう。）

項目	負担割合
高齢者医療確保法第99条第1項及び第2項の規定による繰入金並びに保険料その他高齢者医療確保法第4章の規定による徴収金（区、市、町及び村が徴収するものに限る。）	100パーセント

4 関係区市町村の一般会計から保険料の軽減のために負担を求める経費

項目	負担割合
審査支払手数料相当額	100パーセント
財政安定化基金拠出金相当額	100パーセント
保険料未収金補填分相当額	100パーセント
保険料所得割額減額分相当額	100パーセント
葬祭費相当額	100パーセント

備考

- 1 高齢者人口割については、前年度の1月1日現在の住民基本台帳（住民基本台帳法（昭和42年法律第81号）第6条第1項の住民基本台帳をいう。以下同じ。）に基づく満75歳以上の人口による。
- 2 人口割については、前年度の1月1日現在の住民基本台帳に基づく人

口による。

- 3 財政安定化基金拠出金相当額については、前期高齢者交付金及び後期高齢者医療の国庫負担金の算定等に関する政令（平成19年政令第325号）第19条第1項に規定する都道府県の条例で定める割合を、平成26年4月1日現在の東京都の条例で定める割合で算定された額とする。

とする。

附 則

この規約は、平成26年4月1日から施行する。

議案第24号資料

東京都後期高齢者医療広域連合規約の一部を変更する規約案新旧対照表

改正案	現行																
<p>附 則</p> <p>(第1項から第4項まで省略)</p> <p>5 平成20年度分及び平成21年度分の第18条第1項第1号に規定する関係区市町村の負担金の額については、別表第2中</p> <p>「3 保険料その他の納付金(高齢者医療確保法第105条の規定により区、市、町及び村が納付するものとされたものをいう。)</p> <table border="1" data-bbox="619 1176 906 1937"> <thead> <tr> <th>項目</th> <th>負担割合</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>高齢者医療確保法第99条第1項及び第2項の規定による繰入金並びに保険料その他高齢者医療確保法第4章の規定による徴収金(区、市、町及び村が徴収するものに限る。)</td> <td>100パーセント</td> </tr> </tbody> </table> <p>とあるのは、</p> <p>「3 保険料その他の納付金(高齢者医療確保法第105条の規定により区、市、町及び村が納付するものとされたものをいう。)</p> <table border="1" data-bbox="1093 1176 1380 1937"> <thead> <tr> <th>項目</th> <th>負担割合</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>高齢者医療確保法第99条第1項及び第2項の規定による繰入金並びに保険料その他高齢者医療確保法第4章の規定による徴収金(区、市、町及び村が徴収するものに限る。)</td> <td>100パーセント</td> </tr> </tbody> </table> <p>4 関係区市町村の一般会計から保険料の軽減のために負担を求</p>	項目	負担割合	高齢者医療確保法第99条第1項及び第2項の規定による繰入金並びに保険料その他高齢者医療確保法第4章の規定による徴収金(区、市、町及び村が徴収するものに限る。)	100パーセント	項目	負担割合	高齢者医療確保法第99条第1項及び第2項の規定による繰入金並びに保険料その他高齢者医療確保法第4章の規定による徴収金(区、市、町及び村が徴収するものに限る。)	100パーセント	<p>附 則</p> <p>(第1項から第4項まで省略)</p> <p>5 平成20年度分及び平成21年度分の第18条第1項第1号に規定する関係区市町村の負担金の額については、別表第2中</p> <p>「3 保険料その他の納付金(高齢者医療確保法第105条の規定により区、市、町及び村が納付するものとされたものをいう。)</p> <table border="1" data-bbox="619 280 906 1041"> <thead> <tr> <th>項目</th> <th>負担割合</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>高齢者医療確保法第99条第1項及び第2項の規定による繰入金並びに保険料その他高齢者医療確保法第4章の規定による徴収金(区、市、町及び村が徴収するものに限る。)</td> <td>100パーセント</td> </tr> </tbody> </table> <p>とあるのは、</p> <p>「3 保険料その他の納付金(高齢者医療確保法第105条の規定により区、市、町及び村が納付するものとされたものをいう。)</p> <table border="1" data-bbox="1093 280 1380 1041"> <thead> <tr> <th>項目</th> <th>負担割合</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>高齢者医療確保法第99条第1項及び第2項の規定による繰入金並びに保険料その他高齢者医療確保法第4章の規定による徴収金(区、市、町及び村が徴収するものに限る。)</td> <td>100パーセント</td> </tr> </tbody> </table> <p>4 関係区市町村の一般会計から保険料の軽減のために負担を求</p>	項目	負担割合	高齢者医療確保法第99条第1項及び第2項の規定による繰入金並びに保険料その他高齢者医療確保法第4章の規定による徴収金(区、市、町及び村が徴収するものに限る。)	100パーセント	項目	負担割合	高齢者医療確保法第99条第1項及び第2項の規定による繰入金並びに保険料その他高齢者医療確保法第4章の規定による徴収金(区、市、町及び村が徴収するものに限る。)	100パーセント
項目	負担割合																
高齢者医療確保法第99条第1項及び第2項の規定による繰入金並びに保険料その他高齢者医療確保法第4章の規定による徴収金(区、市、町及び村が徴収するものに限る。)	100パーセント																
項目	負担割合																
高齢者医療確保法第99条第1項及び第2項の規定による繰入金並びに保険料その他高齢者医療確保法第4章の規定による徴収金(区、市、町及び村が徴収するものに限る。)	100パーセント																
項目	負担割合																
高齢者医療確保法第99条第1項及び第2項の規定による繰入金並びに保険料その他高齢者医療確保法第4章の規定による徴収金(区、市、町及び村が徴収するものに限る。)	100パーセント																
項目	負担割合																
高齢者医療確保法第99条第1項及び第2項の規定による繰入金並びに保険料その他高齢者医療確保法第4章の規定による徴収金(区、市、町及び村が徴収するものに限る。)	100パーセント																

める経費

項目	負担割合
審査支払手数料相当額	100パーセント
財政安定化基金拠出金相当額	100パーセント
保険料未収金補填分相当額	100パーセント
保険料所得割額減額分相当額	100パーセント

とする。

6 平成22年度分及び平成23年度分の第18条第1項第1号に規定する関係区市町村の負担金の額については、別表第2中

「3 保険料その他の納付金(高齢者医療確保法第105条の規定により区、市、町及び村が納付するものとされたものをいう。)

項目	負担割合
高齢者医療確保法第99条第1項及び第2項の規定による繰入金並びに保険料その他高齢者医療確保法第4章の規定による徴収金(区、市、町及び村が徴収するものに限る。)	100パーセント

備考

- 1 高齢者人口割については、前年度の1月1日現在の住民基本台帳(住民基本台帳法(昭和42年法律第81号)第6条第1項の住民基本台帳をいう。以下同じ。)に基づき満75歳以上の人口による。
- 2 人口割については、前年度の1月1日現在の住民基本台帳に基づき人口による。

とあるのは、

める経費

項目	負担割合
審査支払手数料相当額	100パーセント
財政安定化基金拠出金相当額	100パーセント
保険料未収金補填分相当額	100パーセント
保険料所得割額減額分相当額	100パーセント

とする。

6 平成22年度分及び平成23年度分の第18条第1項第1号に規定する関係区市町村の負担金の額については、別表第2中

「3 保険料その他の納付金(高齢者医療確保法第105条の規定により区、市、町及び村が納付するものとされたものをいう。)

項目	負担割合
高齢者医療確保法第99条第1項及び第2項の規定による繰入金並びに保険料その他高齢者医療確保法第4章の規定による徴収金(区、市、町及び村が徴収するものに限る。)	100パーセント

備考

- 1 高齢者人口割については、前年度の1月1日現在の住民基本台帳(住民基本台帳法(昭和42年法律第81号)第6条第1項の住民基本台帳をいう。以下同じ。)に基づき満75歳以上の人口による。
- 2 人口割については、前年度の1月1日現在の住民基本台帳に基づき人口による。

とあるのは、

「3 保険料その他の納付金(高齢者医療確保法第105条の規定により区、市、町及び村が納付するものとされたものをいう。)

項目	負担割合
高齢者医療確保法第99条第1項及び第2項の規定による繰入金並びに保険料その他高齢者医療確保法第4章の規定による徴収金(区、市、町及び村が徴収するものに限る。)	100パーセント

4 関係区市町村の一般会計から保険料の軽減のために負担を求めめる経費

項目	負担割合
審査支払手数料相当額	100パーセント
財政安定化基金拠出金相当額	100パーセント
保険料未収金補填分相当額	100パーセント
保険料所得割額減額分相当額	100パーセント
葬祭費相当額	100パーセント

備考

- 1 高齢者人口割については、前年度の1月1日現在の住民基本台帳(住民基本台帳法(昭和42年法律第81号)第6条第1項の住民基本台帳をいう。以下同じ。)に基づき満75歳以上の人口による。
- 2 人口割については、前年度の1月1日現在の住民基本台帳に基づく人口による。

3 財政安定化基金拠出金相当額については、前期高齢者交付金及び後期高齢者医療の国庫負担金の算定等に関する政令(平成19年政令第325号)第19条第1項に規定する都道府県の条例で定める割合を、平成22年1月1日現在の東京都の条例で

「3 保険料その他の納付金(高齢者医療確保法第105条の規定により区、市、町及び村が納付するものとされたものをいう。)

項目	負担割合
高齢者医療確保法第99条第1項及び第2項の規定による繰入金並びに保険料その他高齢者医療確保法第4章の規定による徴収金(区、市、町及び村が徴収するものに限る。)	100パーセント

4 関係区市町村の一般会計から保険料の軽減のために負担を求めめる経費

項目	負担割合
審査支払手数料相当額	100パーセント
財政安定化基金拠出金相当額	100パーセント
保険料未収金補填分相当額	100パーセント
保険料所得割額減額分相当額	100パーセント
葬祭費相当額	100パーセント

備考

- 1 高齢者人口割については、前年度の1月1日現在の住民基本台帳(住民基本台帳法(昭和42年法律第81号)第6条第1項の住民基本台帳をいう。以下同じ。)に基づき満75歳以上の人口による。
- 2 人口割については、前年度の1月1日現在の住民基本台帳に基づく人口による。

3 財政安定化基金拠出金相当額については、前期高齢者交付金及び後期高齢者医療の国庫負担金の算定等に関する政令(平成19年政令第325号)第19条第1項に規定する都道府県の条例で定める割合を、平成22年1月1日現在の東京都の条例で

定める割合で算定された額とする。

とする。

7 平成24年度分及び平成25年度分の第18条第1項第1号に規定する関係区市町村の負担金の額については、別表第2中

「3 保険料その他の納付金(高齢者医療確保法第105条の規定により区、市、町及び村が納付するものとされたものをいう。)

項目	負担割合
高齢者医療確保法第99条第1項及び第2項の規定による繰入金並びに保険料その他高齢者医療確保法第4章の規定による徴収金(区、市、町及び村が徴収するものに限る。)	100パーセント

備考

- 1 高齢者人口割については、前年度の1月1日現在の住民基本台帳(住民基本台帳法(昭和42年法律第81号)第6条第1項の住民基本台帳をいう。以下同じ。)に基づく満75歳以上の人口による。
- 2 人口割については、前年度の1月1日現在の住民基本台帳に基づく人口による。

とあるのは、

「3 保険料その他の納付金(高齢者医療確保法第105条の規定により区、市、町及び村が納付するものとされたものをいう。)

項目	負担割合
高齢者医療確保法第99条第1項及び第2項の規定による繰入金並びに	100パーセント

定める割合で算定された額とする。

とする。

7 平成24年度分及び平成25年度分の第18条第1項第1号に規定する関係区市町村の負担金の額については、別表第2中

「3 保険料その他の納付金(高齢者医療確保法第105条の規定により区、市、町及び村が納付するものとされたものをいう。)

項目	負担割合
高齢者医療確保法第99条第1項及び第2項の規定による繰入金並びに保険料その他高齢者医療確保法第4章の規定による徴収金(区、市、町及び村が徴収するものに限る。)	100パーセント

備考

- 1 高齢者人口割については、前年度の1月1日現在の住民基本台帳(住民基本台帳法(昭和42年法律第81号)第6条第1項の住民基本台帳をいう。以下同じ。)に基づく満75歳以上の人口による。
- 2 人口割については、前年度の1月1日現在の住民基本台帳に基づく人口による。

とあるのは、

「3 保険料その他の納付金(高齢者医療確保法第105条の規定により区、市、町及び村が納付するものとされたものをいう。)

項目	負担割合
高齢者医療確保法第99条第1項及び第2項の規定による繰入金並びに	100パーセント

保険料その他高齢者医療確保法第4章の規定による徴収金（区、市、町及び村が徴収するものに限る。）

4 関係区市町村の一般会計から保険料の軽減のために負担を求めめる経費

項目	負担割合
審査支払手数料相当額	100パーセント
財政安定化基金拠出金相当額	100パーセント
保険料未収金補填分相当額	100パーセント
保険料所得割額減額分相当額	100パーセント
葬祭費相当額	100パーセント

備考

- 1 高齢者人口割については、前年度の1月1日現在の住民基本台帳（住民基本台帳法（昭和42年法律第81号）第6条第1項の住民基本台帳をいう。以下同じ。）に基づく満75歳以上の人口による。
- 2 人口割については、前年度の1月1日現在の住民基本台帳に基づく人口による。
- 3 財政安定化基金拠出金相当額については、前期高齢者交付金及び後期高齢者医療の国庫負担金の算定等に関する政令（平成19年政令第325号）第19条第1項に規定する都道府県の条例で定める割合を、平成22年1月1日現在の東京都の条例で定める割合で算定された額とする。

」

とする。

8 平成26年度分及び平成27年度分の第18条第1項第1号に規定

保険料その他高齢者医療確保法第4章の規定による徴収金（区、市、町及び村が徴収するものに限る。）

4 関係区市町村の一般会計から保険料の軽減のために負担を求めめる経費

項目	負担割合
審査支払手数料相当額	100パーセント
財政安定化基金拠出金相当額	100パーセント
保険料未収金補填分相当額	100パーセント
保険料所得割額減額分相当額	100パーセント
葬祭費相当額	100パーセント

備考

- 1 高齢者人口割については、前年度の1月1日現在の住民基本台帳（住民基本台帳法（昭和42年法律第81号）第6条第1項の住民基本台帳をいう。以下同じ。）に基づく満75歳以上の人口による。
- 2 人口割については、前年度の1月1日現在の住民基本台帳に基づく人口による。
- 3 財政安定化基金拠出金相当額については、前期高齢者交付金及び後期高齢者医療の国庫負担金の算定等に関する政令（平成19年政令第325号）第19条第1項に規定する都道府県の条例で定める割合を、平成22年1月1日現在の東京都の条例で定める割合で算定された額とする。

」

とする。

する関係区市町村の負担金の額については、別表第2中

「3 保険料その他の納付金(高齢者医療確保法第105条の規定により区、市、町及び村が納付するものとされたものをいう。)

項目	負担割合
高齢者医療確保法第99条第1項及び第2項の規定による繰入金並びに保険料その他高齢者医療確保法第4章の規定による徴収金(区、市、町及び村が徴収するものに限る。)	100パーセント

備考

- 1 高齢者人口割については、前年度の1月1日現在の住民基本台帳(住民基本台帳法(昭和42年法律第81号)第6条第1項の住民基本台帳をいう。以下同じ。)に基づく満75歳以上の人口による。
- 2 人口割については、前年度の1月1日現在の住民基本台帳に基づく人口による。

↓

とあるのは、

「3 保険料その他の納付金(高齢者医療確保法第105条の規定により区、市、町及び村が納付するものとされたものをいう。)

項目	負担割合
高齢者医療確保法第99条第1項及び第2項の規定による繰入金並びに保険料その他高齢者医療確保法第4章の規定による徴収金(区、市、町及び村が徴収するものに限る。)	100パーセント

4 関係区市町村の一般会計から保険料の軽減のために負担を求めめる経費

項目	負担割合
審査支払手数料相当額	100パーセント
財政安定化基金拠出金相当額	100パーセント
保険料未収金補填分相当額	100パーセント
保険料所得割額減額分相当額	100パーセント
葬祭費相当額	100パーセント

備考

- 1 高齢者人口割については、前年度の1月1日現在の住民基本台帳（住民基本台帳法（昭和42年法律第81号）第6条第1項の住民基本台帳をいう。以下同じ。）に基づく満75歳以上の人口による。
- 2 人口割については、前年度の1月1日現在の住民基本台帳に基づく人口による。
- 3 財政安定化基金拠出金相当額については、前期高齢者交付金及び後期高齢者医療の国庫負担金の算定等に関する政令（平成19年政令第325号）第19条第1項に規定する都道府県の条例で定める割合を、平成26年4月1日現在の東京都の条例で定める割合で算定された額とする。

上

とする。

附 則

この規約は、平成26年4月1日から施行する。

議案第25号

東小金井駅高架下自転車駐車場（西側）開設工事請負変更契約について

東小金井駅高架下自転車駐車場（西側）開設工事施工のため、次のとおり請負変更契約を締結する。

平成26年2月21日提出

小金井市長 稲葉孝彦

- | | |
|----------|---|
| 1 契約の目的 | 東小金井駅高架下自転車駐車場（西側）開設工事 |
| 2 契約の方法 | 制限付一般競争入札（総合評価方式）による契約 |
| 3 契約金額 | |
| 変更前 | 183,750,000円
（うち取引に係る消費税・地方消費税額8,750,000円） |
| 変更後 | 181,503,000円
（うち取引に係る消費税・地方消費税額8,643,000円） |
| 4 契約の相手方 | 金澤建設株式会社
東京都小金井市東町四丁目16番26号
代表取締役 金澤 昭 |
| 5 工 期 | 平成25年10月31日から平成26年3月11日まで |

（提案理由）

東小金井駅高架下自転車駐車場（西側）開設工事請負変更契約を締結する必要があるため、本案を提出するものであります。

議案第25号資料

1 設計変更理由

当初の契約時には、既設の路盤を掘削する予定であったが、当該路盤材が良質であり、舗装を行うための厚みが十分確保されていることから、当該路盤を利用し、舗装を表層のみとしたことによる。

2 主な変更点

(1)

	変更前	変更後
工種	コンクリート舗装工 (碎石15cm・コンクリート15cm)	コンクリート舗装工 (コンクリート10cm)
面積	809 m ²	811 m ²

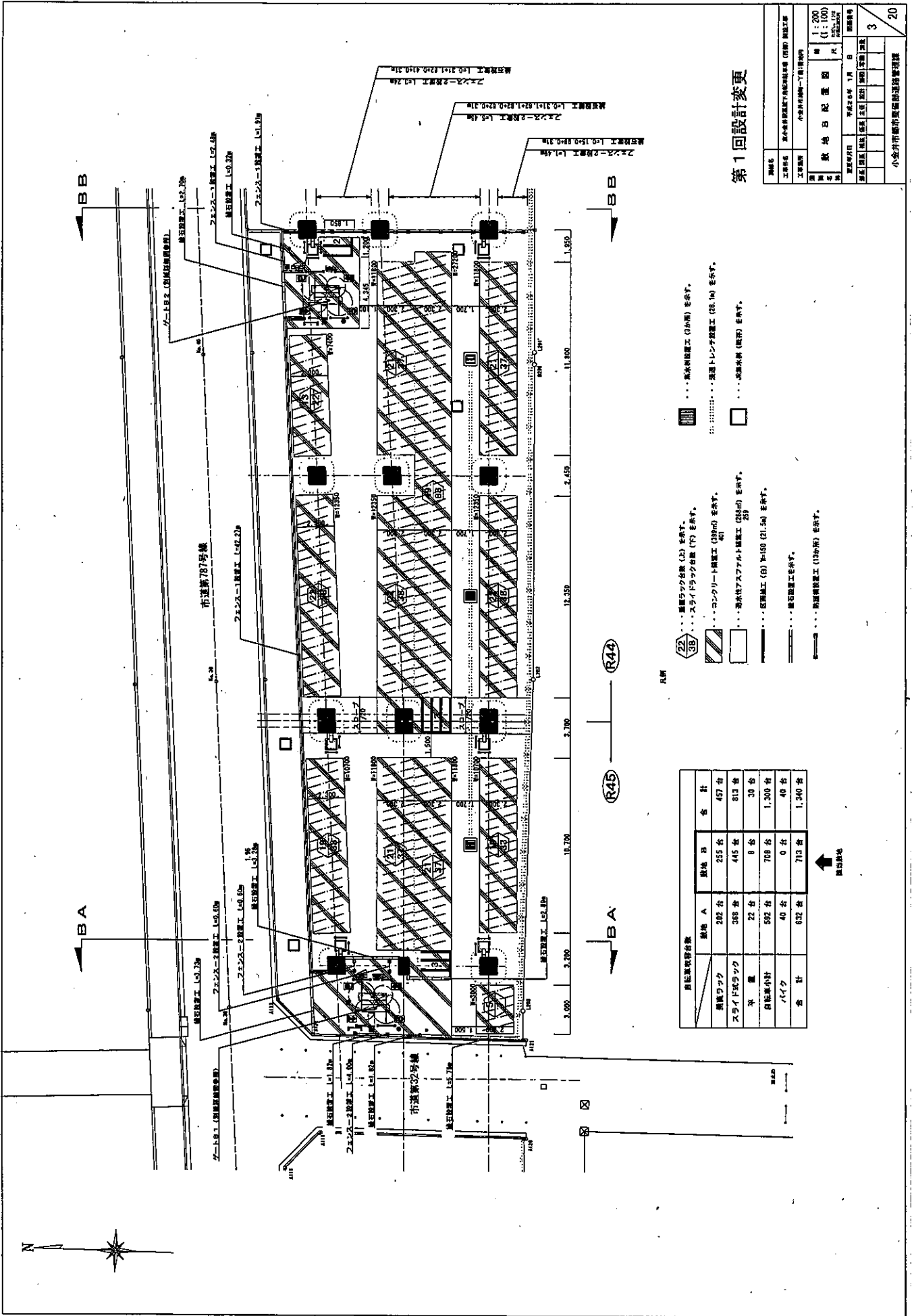
(2)

	変更前	変更後
工種	透水性アスファルト舗装工 (碎石15cm・アスファルト4cm)	透水性アスファルト舗装工 (アスファルト4cm)
面積	548 m ²	540 m ²

3 参考資料

- (1) 施工平面図 (敷地A) 別紙1
- (2) 施工平面図 (敷地B) 別紙2
- (3) 施工構造図 別紙3

別紙2 施工平面図 (敷地B)



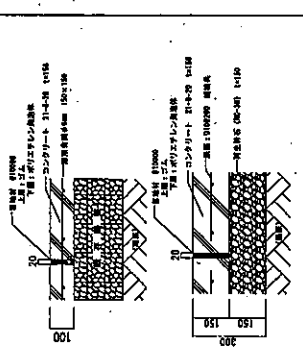
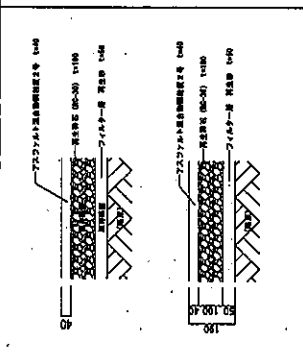
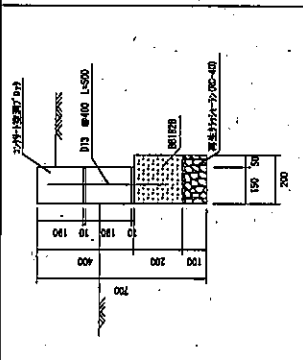
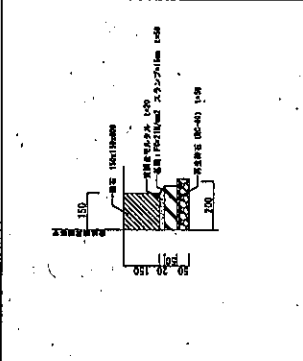
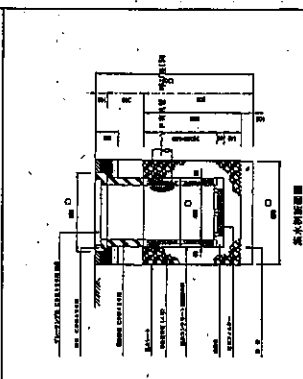
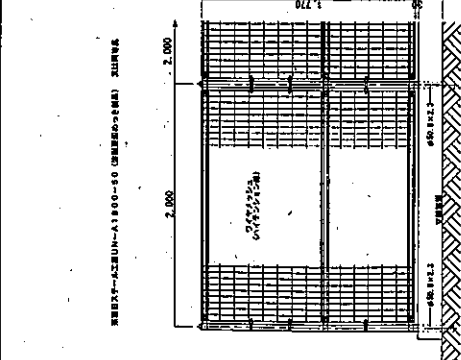
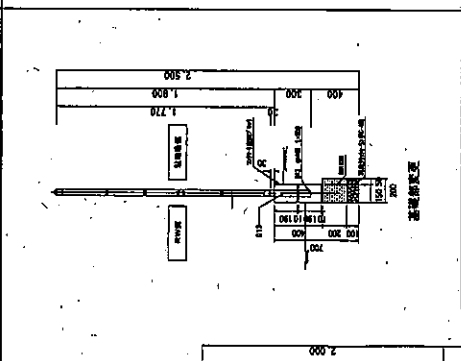
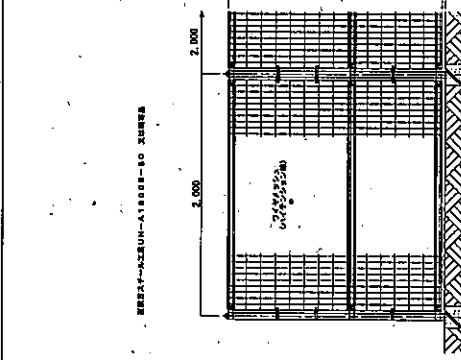
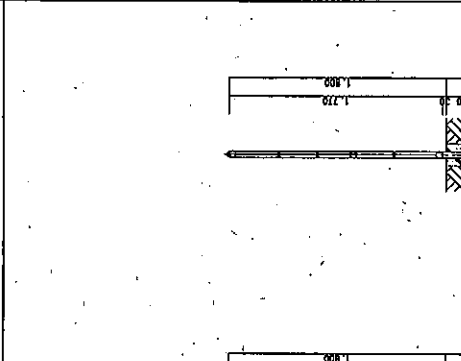
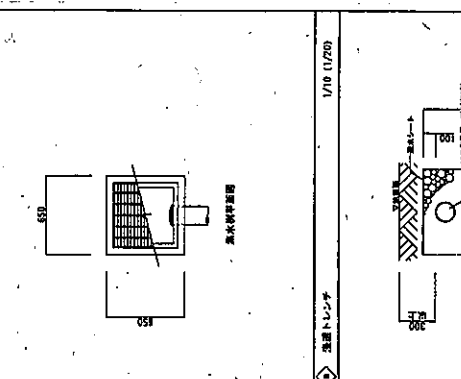
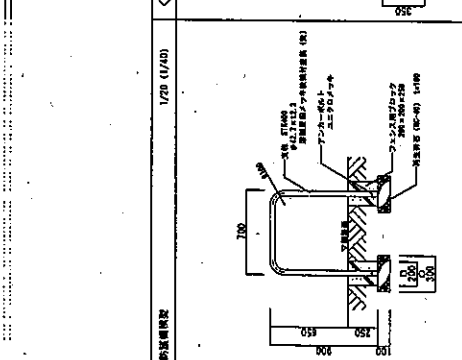
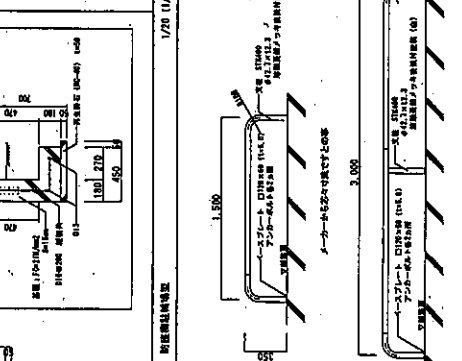
第1回設計変更

- 22 屋根ラック台数 (12) を示す。
- 23 スライドラック台数 (75) を示す。
- 24 コンクリート舗装工 (300㎡) を示す。
- 25 透水性アスファルト舗装工 (240㎡) を示す。
- 26 透水性アスファルト舗装工 (21.5㎡) を示す。
- 27 透水性アスファルト舗装工 (130㎡) を示す。
- 28 高水耐舗装工 (10㎡) を示す。
- 29 浸透トレンチ設置工 (28.1㎡) を示す。
- 30 透水性舗装 (既設) を示す。

用途別積算台数	敷地 A	敷地 B	合 計
屋根ラック	202 台	255 台	457 台
スライドラック	368 台	445 台	813 台
平 置	22 台	8 台	30 台
自転車小計	592 台	708 台	1,300 台
バイク	40 台	0 台	40 台
合 計	632 台	713 台	1,345 台

図名	敷地B配座図	縮尺	1:200 (1:1000)
工事名称	新小倉市産業団地第2期建設事業 (仮称) 建設工事		
工事所在地	小倉市山崎一丁目1番地		
発注者	小倉市産業団地建設局		
設計者	小倉市産業団地建設局		
製図者	小倉市産業団地建設局		
承認者	小倉市産業団地建設局		
作成年月日	平成26年 1月 日	図面番号	3
修正履歴	修正 1	修正 2	修正 3
修正 1	修正 2	修正 3	修正 4
修正 5	修正 6	修正 7	修正 8
修正 9	修正 10	修正 11	修正 12
修正 13	修正 14	修正 15	修正 16
修正 17	修正 18	修正 19	修正 20
修正 21	修正 22	修正 23	修正 24
修正 25	修正 26	修正 27	修正 28
修正 29	修正 30	修正 31	修正 32
修正 33	修正 34	修正 35	修正 36
修正 37	修正 38	修正 39	修正 40
修正 41	修正 42	修正 43	修正 44
修正 45	修正 46	修正 47	修正 48
修正 49	修正 50	修正 51	修正 52
修正 53	修正 54	修正 55	修正 56
修正 57	修正 58	修正 59	修正 60
修正 61	修正 62	修正 63	修正 64
修正 65	修正 66	修正 67	修正 68
修正 69	修正 70	修正 71	修正 72
修正 73	修正 74	修正 75	修正 76
修正 77	修正 78	修正 79	修正 80
修正 81	修正 82	修正 83	修正 84
修正 85	修正 86	修正 87	修正 88
修正 89	修正 90	修正 91	修正 92
修正 93	修正 94	修正 95	修正 96
修正 97	修正 98	修正 99	修正 100

別紙3 施工構造図

<p>◇ コンクリート基礎</p>  <p>1/20 (1/20)</p>	<p>◇ 鋼筋コンクリート基礎 (R/C)</p>  <p>1/10 (1/20)</p>	<p>◇ 空室ブロック基礎</p>  <p>1/10 (1/20)</p>	<p>◇ 縁石</p>  <p>1/10 (1/20)</p>	<p>◇ 集水側</p>  <p>1/20 (1/40)</p>																														
<p>◇ 横断フェンス-2 (閉鎖型)</p> <p>1/20 (1/40)</p>																																		
<p>◇ 閉鎖型フェンス-1 (R/W)</p>  <p>1/20 (1/40)</p>	<p>◇ 閉鎖型フェンス-2 (閉鎖型)</p>  <p>1/20 (1/40)</p>	<p>◇ 横断フェンス-2 (閉鎖型)</p>  <p>1/20 (1/40)</p>	<p>◇ 高欄柱廻り躯体材</p>  <p>1/10 (1/20)</p>	<p>◇ 高欄柱廻り躯体材</p>  <p>1/10 (1/20)</p>																														
<p>◇ 閉鎖型躯体型</p> <p>1/20 (1/40)</p>																																		
<p>◇ 閉鎖型躯体型</p>  <p>1/20 (1/40)</p>				<p>◇ 高欄柱廻り躯体材</p>  <p>1/10 (1/20)</p>																														
<p>◇ 第1回設計変更</p>																																		
<table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <td style="width: 10%;">図名</td> <td colspan="4">第1回設計変更</td> </tr> <tr> <td>図号</td> <td>欄</td> <td>尺</td> <td>頁</td> <td>備考</td> </tr> <tr> <td>作成者</td> <td>承認者</td> <td>作成年月</td> <td>承認年月</td> <td></td> </tr> <tr> <td>作成場所</td> <td>承認場所</td> <td>作成日</td> <td>承認日</td> <td></td> </tr> <tr> <td>作成者</td> <td>承認者</td> <td>作成日</td> <td>承認日</td> <td></td> </tr> <tr> <td>作成場所</td> <td>承認場所</td> <td>作成日</td> <td>承認日</td> <td></td> </tr> </table>					図名	第1回設計変更				図号	欄	尺	頁	備考	作成者	承認者	作成年月	承認年月		作成場所	承認場所	作成日	承認日		作成者	承認者	作成日	承認日		作成場所	承認場所	作成日	承認日	
図名	第1回設計変更																																	
図号	欄	尺	頁	備考																														
作成者	承認者	作成年月	承認年月																															
作成場所	承認場所	作成日	承認日																															
作成者	承認者	作成日	承認日																															
作成場所	承認場所	作成日	承認日																															
<p>小倉井町都市圏部道路整備課</p> <p style="text-align: right;">20</p>																																		

工事請負金額1,000万円以上の契約締結についての報告

平成25年11月1日から
平成26年1月31日まで

厚生文教委員会

番号	契約番号	契約締結日	契約件名	契約金額(円)	工期	工事概要	契約方法	進捗率(%)
1	7758-0	平成25年12月18日	けやき保育園及びびのキオ幼児園旧園舎解体等工事 (株) 杉山工事	¥25,515,000	平成25年12月19日から 平成26年3月18日まで	解体工事 1 けやき保育園 (1) 構造・規模 地上2階建て 638.10㎡ (2) 建築面積 888.38㎡ (3) 延べ面積 2 ビノキオ幼児園 (1) 構造・規模 鉄筋コンクリート造 地上1階建て 175.92㎡ (2) 建築面積 144.00㎡ (3) 延べ面積	制限付一般競争入札7者	30
2	8900-0	平成26年1月31日	小金井市立第四小学校プール更衣室改築及び受水設備整備等工事 関建設工業(株)	¥38,325,000	平成26年2月3日から 平成26年3月27日まで	工事概要 1 プール更衣室改築 (1) 構造・規模 鉄骨造・平家建 34.08㎡ (2) 建築面積 34.08㎡ (3) 延べ面積 2 受水構築造 (1) 構造 ステンレス製 12.57㎡ (2) 築造面積	指名競争入札10者	0

進捗率は、平成26年2月1日現在

小金井市全図

厚生文教委員会

小金井市立第四小学校
プール更衣室改築及び受水設備整備等工事

けやき保育園及びびびノキオ幼稚園
旧園舎解体等工事



府中市

工事請負金額1,000万円以上の契約締結についての報告

平成25年11月1日から
平成26年1月31日まで

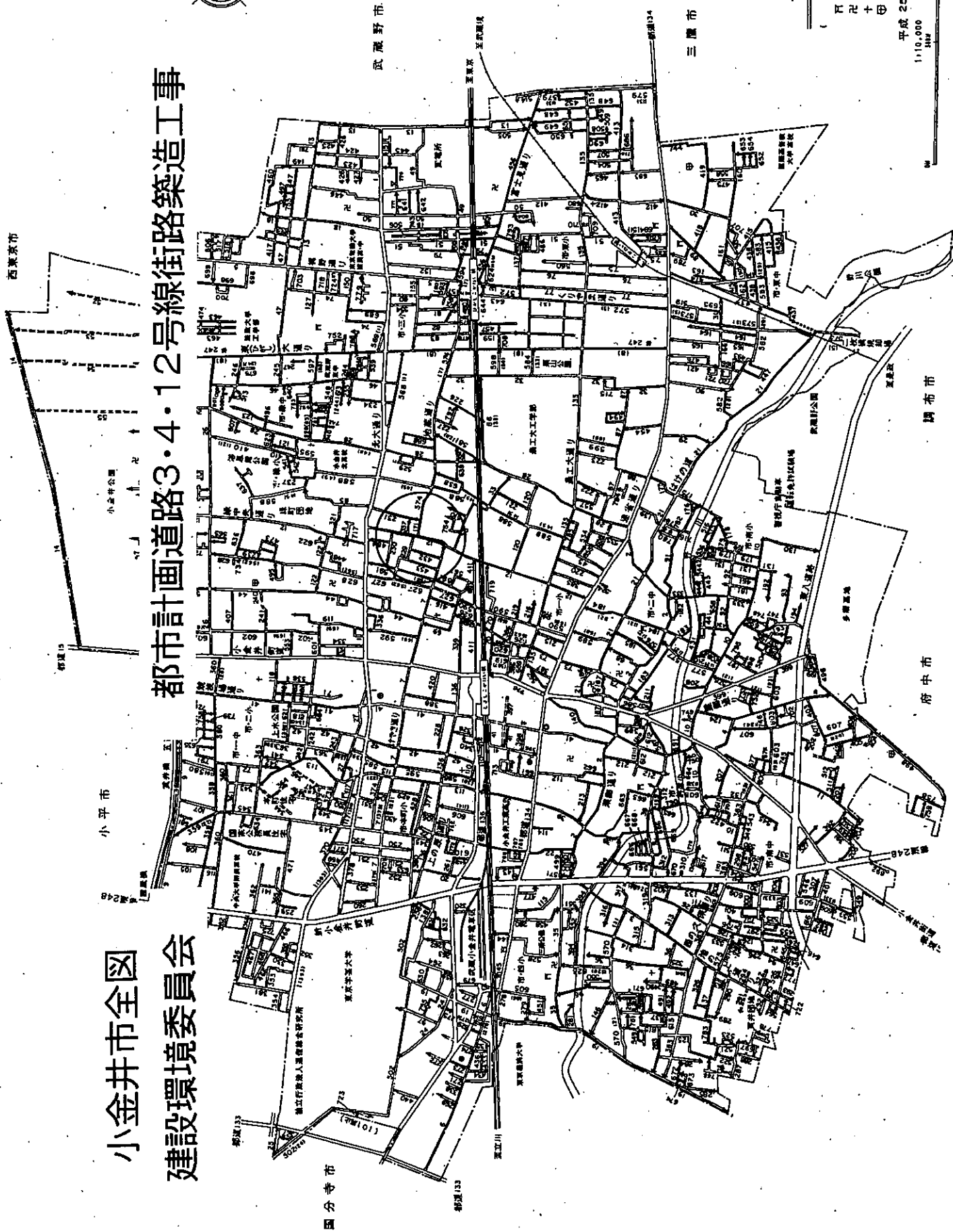
建設環境委員会

番号	契約番号	契約締結日	契約者名	契約金額(円)	工期	工事概要	契約方法	進捗率(%)
1	7087-0	平成25年11月27日	都市計画道路3・4・12号線街路築造工事 金澤建設(株)	¥20,160,000	平成25年11月28日から 平成26年3月17日まで	1 施工延長 L=226.4m インターlockingブロック舗装工 2 (1) 透水性インターlocking舗装工 (t=6cm) ア一般部 525㎡ (2) 普通インターlockingブロック舗装工 (t=8cm) ア 乗入れA・B部 134㎡ イ 乗入れD部 84㎡ 3 視覚障害者誘導用標示ブロック設置工 115㎡ 4 地点名板設置工 1式	制限付一般競争入札2者	80

進捗率は、平成26年2月1日現在

小金井市全圖 建設環境委員会

都市計画道路3・4・12号線街路築造工事



凡例
 小金井市道
 () 旧路線番号
 社 社
 神 神
 仏 仏
 教 教
 堂 堂
 講 講
 堂 堂
 印 印
 刷 刷
 院 院
 院 院
 平成25年4月1日現在
 1:10,000
 15000